

スローガン

みんなの誇り，教育日本一のまち つくば
みんなで育てよう，夢・感動のある教育を

つくばの豊かな自然・歴史環境や研究学園都市としての特性をいかしながら，「未来をひらく，やさしく，しなやかで，たくましい幼児・児童・生徒の育成」という理念のもとに，教職員一人一人及び行政・家庭や地域社会が連携し，夢・感動のある質の高い教育を実践し，みんなが誇れる教育日本一のまちの創造を目指していきます。

すべての子どもが「生きる力」を身に付けるよう，学力・体力・豊かな心をバランスよく育成する教育を推進するとともに，小中一貫教育を推進するなかで，環境教育，国際理解教育など特色のある教育を行ってまいります。

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨・背景	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	3
第4節	計画の対象	3
第5節	教育をめぐる制度の変化	4
第6節	教育をとりまく社会背景	6
第2章	計画の基本理念・目標	8
第1節	計画の理念・目標	8
第2節	計画の概要	11
第3節	施策の体系	12
第3章	基本計画	13
基本方針1	幼児教育の充実	13
基本方針2	確かな学力の育成（知）	16
基本方針3	豊かな心の育成（徳）	19
基本方針4	健やかな体の育成と体力づくりの推進（体）	22
基本方針5	新しい時代に対応した教育の推進	26
基本方針6	個に応じ個をいかす教育の充実	32
基本方針7	教職員の資質の向上と教育体制の確立	37
基本方針8	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	43
基本方針9	教育環境・教育条件の整備	47
第4章	計画の推進	53
第1節	計画の推進体制	53
第2節	計画の周知	53
第3節	計画の進行管理	53
第4節	重点事業	54
第5節	具体的な指標	55

資料編	56
1. (仮称)つくば市教育振興基本計画懇談会設置要項	56
2. つくば市教育振興基本計画懇談会委員名簿	58
3. 策定経過	59
4. 市の状況	60
5. 子どもの状況	68
6. アンケート調査結果の概要	73

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・背景

わが国では、都市化、少子高齢化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟化する一方で、教育をめぐる問題は、家庭や地域の教育力の問題、子どもの学ぶ意欲、学力、体力の低下、問題行動など多くの課題が指摘されています。

こうした教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成18年に制定から60年を経て教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が示されました。改正教育基本法では、知・徳・体の調和のとれた発達を基本としつつ、個人の自立、他者や社会との関係、自然や環境との関係、日本の伝統や文化を基盤として国際社会を生きる日本人、という観点から教育の目標が定められています。

また平成20年には、改正教育基本法の理念の実現に向け、教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため教育振興基本計画が策定されました。教育振興基本計画においては、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿が示されるとともに、教育が国、地方公共団体、保護者、企業等のそれぞれの責任において実施されるべきものであることを前提に、今後5年間に取り組むべき施策の基本的方向が示されています。

県においては、昭和38年以来9次にわたって教育計画が策定され、平成18年策定の「いばらき教育プラン」では、教育行政の基本テーマを「いばらきの未来を拓くたくましい人づくり」として、学校・家庭・地域社会が連携・協力して社会全体で取り組む教育の推進や、「生きる力」を育む学校教育の充実等を柱に、各種の教育施策が展開されてきています。

これらの国や県の動きを受け、つくば市では、これまで世界的な科学技術研究・教育機関の集積地であることや、多数の外国籍住民が居住する国際性、豊かな自然環境と都市的環境が適度に調和した地理的特性などをいかし、特色ある学校づくりに努めてきました。そして、各教科はもとより、ICT¹教育、国際理解教育、環境教育や科学技術教育に力を入れるとともに、職業観を育むためのキャリア教育や、義務教育の9か年を通じ連続した学びのある教育を行っていくための小中一貫教育など特色ある教育の推進を図っています。

教育は、個人の人格や能力を育み、自立した人間を育てると同時に、伝統や文化を次代に伝え、発展させていくという普遍的な使命を負っています。さらに、近年のグローバル化に伴う国際競争の激化、環境問題や食料・エネルギー問題などの課題に立ち向かい、乗り越えるための人材を育成することも重要な使命となっています。

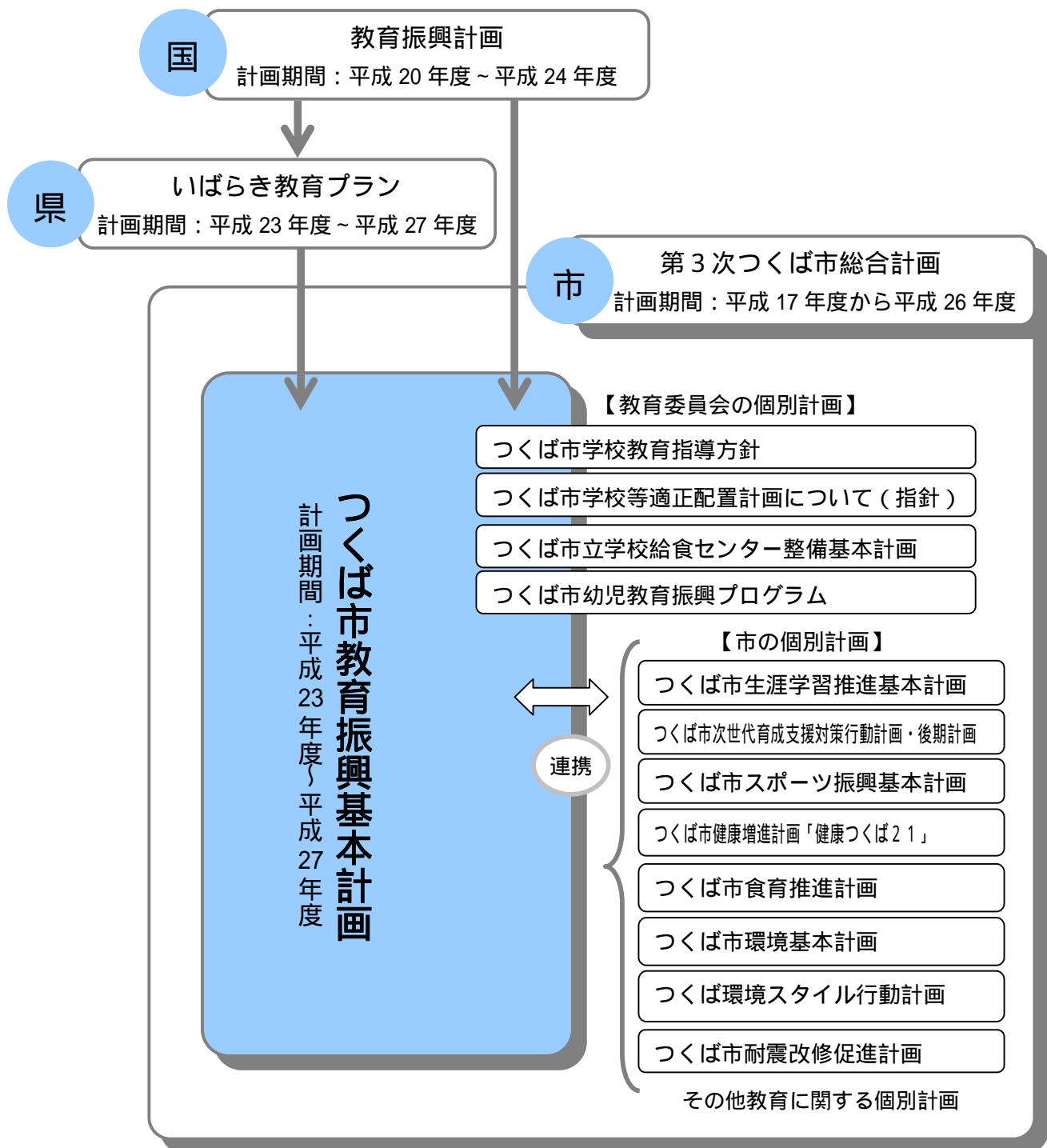
本計画は、現代の急激な社会変化を視野に入れつつ、つくば市で取り組むべき教育をめぐる課題を明らかにするとともに、「夢・感動のある楽しい学校づくり」を推進し、「教育日本一」の実現を目指して、学校・家庭・地域社会が連携して教育を推進していくための指針として策定するものです。

¹ ICT：情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を指す。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条2に基づくとともに、国の教育振興基本計画、県のいばらき教育プランとの整合をはかり策定したものです。

また、第3次つくば市総合計画を上位計画とし、つくば市の教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について定めるものです。



教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3節 計画期間

本計画は、平成23年度を初年度、平成27年度を目標年度とする5か年計画とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

	平成 21・22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
本計画	(策定)	つくば市教育振興基本計画(平成23年度～27年度)				
関連計画	第3次つくば市総合計画(平成17年度～26年度)					
		いばらき教育プラン(平成23年度～27年度)				
	国:教育振興基本計画(平成20年度～24年度)					

第4節 計画の対象

本計画は、義務教育段階における学校教育を中核としたものであり、幼児・児童・生徒を主な対象とするものです。社会教育等の学校外で行われる子どもの教育については、連携の視点から盛り込んでいます。

第5節 教育をめぐる制度の変化

1. 教育基本法の改正

戦後 60 年間、教育の指針となってきた教育基本法が平成 18 年に 12 月に改正され、新たな教育理念が示されました。その第 1 条では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と規定しています。

そのほか、「豊かな情操と道徳心」「公共の精神」「伝統と文化の尊重」「我が国と郷土を愛する態度」といった教育の理念や、「生涯学習社会の実現」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校・家庭・地域の連携協力」などの事項が新たに盛り込まれています。

また、教育の振興に関し、地方公共団体には、その実情に応じた施策を策定し、実施することにより、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められています。

2. 国の教育振興基本計画の策定

国の改正教育基本法の理念の実現に向け、教育の振興に関する総合的な施策を推進するため、その基本となる計画として、平成 20 年に国の教育振興基本計画が定められました。教育振興基本計画では、目指すべき教育の姿とともに、計画的に取り組むべき施策の基本的方向が示されています。

国教育振興基本計画

1) 今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿

義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。

社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

2) 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

基本的方向 1 「社会全体で教育の向上に取り組む」

基本的方向 2 「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」

基本的方向 3 「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」

基本的方向 4 「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」

3. 学校教育法の一部改正

平成 19 年 6 月に学校教育法の一部改正が公布されました。これにより教育基本法の改正を踏まえて義務教育の目標が具体的に示されるとともに、小・中・高等学校等においては、生涯にわたり学習する基盤を培うことと、そのための基礎的な知識及び技能を習得、さらに課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこと、などが定められました。

これらの規定については学力の重要な要素であるとともに、現行学習指導要領が重視している「生きる力」の育成にほかならないとされています。

4. 学習指導要領の改訂

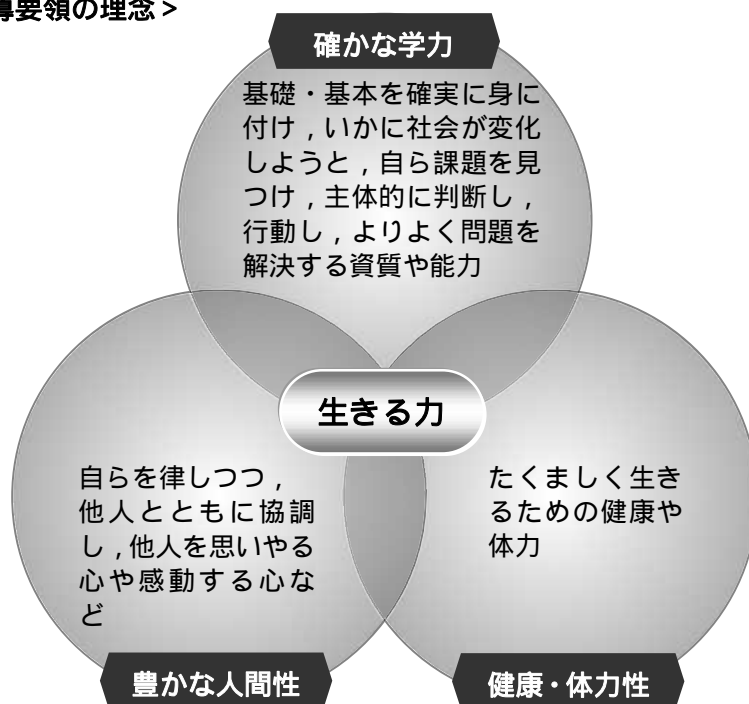
学習指導要領は、各教科などの目標や学習内容を規定するもので、各学校が編成する教育課程の基準となるものです。現行の学習指導要領については、学校週 5 日制の完全実施と併せて小中学校は平成 14 年度から実施されました。

現行学習指導要領では、変化の激しい次の時代を担う子どもたちに必要な力は「生きる力」であるとした上で、その「生きる力」を育むために、教育内容の厳選と授業時数の削減、総合的な学習の時間の創設、中学校における選択教科の授業時数の増加などが行われました。

平成 21 年 4 月からは、改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の一部が先行実施されました。新しい学習指導要領においても「生きる力」を育むという理念が重視されています。

また、学習指導要領の改訂を受けて、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、小学校段階における外国語教育の充実や、教科を横断する学習（情報教育、環境教育、キャリア教育、食育等）などの視点から教育内容の改善が求められています。

< 学習指導要領の理念 >



(資料：文部科学省)

第6節 教育をとりまく社会背景

1. 子どもの心と体の状況の変化

小中学校においては、不登校児童生徒の増加、小1プロブレム²や中一ギャップ³、学級崩壊、いじめやいじめによる子どもの自殺、体力の低下、基本的な生活習慣の欠如やコミュニケーション能力の不足などが指摘されており、家庭や地域と連携した教育体制の充実が求められています。

2. 子どもの学力

わが国の児童生徒の学力は、国際的な学力調査の結果で見ると成績は上位にあるものの、学習意欲が必ずしも高くないことや、学習習慣が十分に身に付いていないことなどの点で課題が指摘されており、生きる力として確かな学力のいっそうの定着と向上を図っていく必要があります。

3. 道徳教育・心の教育の必要性

わが国の子どもたちには生命尊重や自尊感情が乏しく、基本的な生活習慣の確立が不十分で、規範意識が低下し、人間関係を築く力や集団生活を通じた社会性の育成が不十分であるといった指摘がなされており（平成20年中央教育審議会答申）、家庭、学校、地域社会が一体となって徳育を推進していくことが求められています。

4. 新たな教育的課題への対応

持続可能な社会をつくるための環境教育の推進、自分とは異なる文化や言語への理解と外国人との共存、情報化に伴うICT（情報通信技術）の活用と情報モラル⁴の育成、児童生徒一人一人の勤労観や職業観を育てるキャリア教育の推進などが求められています。また、わが国が激しい国際競争の下で持続的な発展を可能としていくためには、科学技術分野での人材の育成が不可欠であるとされています。

² 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの児童が落ち着いて教師の話を受けず、友達と騒いだり、教室を歩き回ったりするなどして授業が成立しない問題。

³ 中一ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活環境の変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

⁴ 情報モラル：インターネットを利用する際の基本的なルールやマナー。

5. 一人一人に応じた教育の必要性

児童生徒には個人差があることから、補充的な学習を行う一方で発展的な学習を行うなど、個に応じた指導の充実を図る必要があります。また、不登校児や障害のある幼児児童生徒、帰国・外国人児童生徒など特別な支援が必要な児童生徒についても適切な指導、支援の体制を充実していく必要があります。

6. 新たな教育体制に向けた取組の必要性

義務教育の9年間を一体のものとしてとらえ、小学校と中学校の連携を強化する試みとして、既に自治体や学校などにおいて小中一貫教育の取組が行われています。また、質・量ともに増大している教職員の負担を軽減し、子どもたちの指導に直接関わる時間を十分に確保できるようにしていくことが求められています。

7. 子どもの教育をとりまく連携・協働の必要性

家庭や地域の教育力が低下していることが指摘されていますが、学校支援ボランティア⁵等の活動を中心に、学校・家庭・地域社会が一体となり、地域の教育力の向上を図っていく取組が進められています。また、教育の第一義的責任は家庭にあることを基本に、家庭教育の充実を社会全体で支援していくことが求められています。

8. 学校の統廃合と適正配置や校舎の耐震化

少子化による児童・生徒数の減少により、全国で標準規模⁶に満たない学校が増えていることから、国においては、公立小・中学校の適正配置基準の見直しが検討されています。また、学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることから、安全性の確保のため早急な耐震化が求められています。

⁵ 学校支援ボランティア：市では、図書、読み聞かせ、交通・防犯、日本語（外国人、帰国子女に日本語支援）、児童引率、環境整備、英語、部活動補助、学習支援、障害者支援など様々な学校支援ボランティアが活躍している。

⁶ 標準規模：公立小・中学校の規模は、学校教育法施行規則などで「12～18学級」が標準規模とされている。

第2章 計画の基本理念・目標

第1節 計画の理念・目標

1. 計画の基本理念

第3次つくば市総合計画基本構想では、「人と自然と科学が調和し、安らぎと活力に満ちた“健康で健全なまち・つくば”の創造」を将来像として、「健やかな人を育む教育・スポーツのまち（育みの創造）」を施策の大綱に掲げ、子育てがしやすく良質な教育を受けられるまちづくりを推進しています。

また、「学校、家庭、地域がそれぞれの責任と役割のもとに相互に連携協力を図りながら、子どもたちがやさしく、しなやかに、たくましく生きる力を育むことができる教育環境づくりを推進し、郷土愛を持って世界にはばたく志を持った青少年を育むまちの創造」を目指しています。

本計画においては、基本構想の実現を図るため

**未来をひらく、やさしく、しなやかに、たくましい
幼児・児童・生徒の育成**

を基本理念に、次代のつくば市を担い、未来を切りひらく、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を図るとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進します。

2. 計画の目標

上に掲げた本計画の基本理念を実現し、具体化していくための方向性として、次の3つの目標を定めます。

(1) 確かな学力，豊かな心，健康・体力などをバランスよく向上させ

「生きる力」を育む

学習指導要領が学校教育の目標としている「生きる力」を子どもたちが身に付け、国際化や情報化，環境問題，知識基盤社会等の変化の激しい時代のなかで自分への自信を持ち，自立的に生きていくことができる力を育むことを目指します。

このため，子どもたちが，基礎的・基本的な知識・技能と，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」を身に付けることはもとより，他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」と人間性，たくましく生きるための「健康や体力」などをバランスよく向上させることができるよう，学校教育の充実を図ります。

(2) 夢・感動のある楽しい学校 (SCHOOL) の創出

つくば市では、学校は各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動などの教育活動を通して、子どもたちが主体となって学ぶ学舎 (SCHOOL) であるという考え方のもとに、

S : Safety 安全で安心な学校

C : Community 地域が支える学校

H : Heartful 心の居場所がある学校

O : Orderly 規律と秩序のある学校

O : Originality 創意と活力のある学校

L : Learning 学びを深める学校

のそれぞれの側面を築き上げながら、「夢・感動のある楽しい学校」づくりを推進します。

また、義務教育の場としての学校全体の教育力を高めていくため、人間力と授業力のある教師の育成を図るとともに、義務教育の9か年を見通し一貫した課程で進める小中一貫教育を推進します。

(3) つくばの特性をいかし、社会全体で子どもを育む

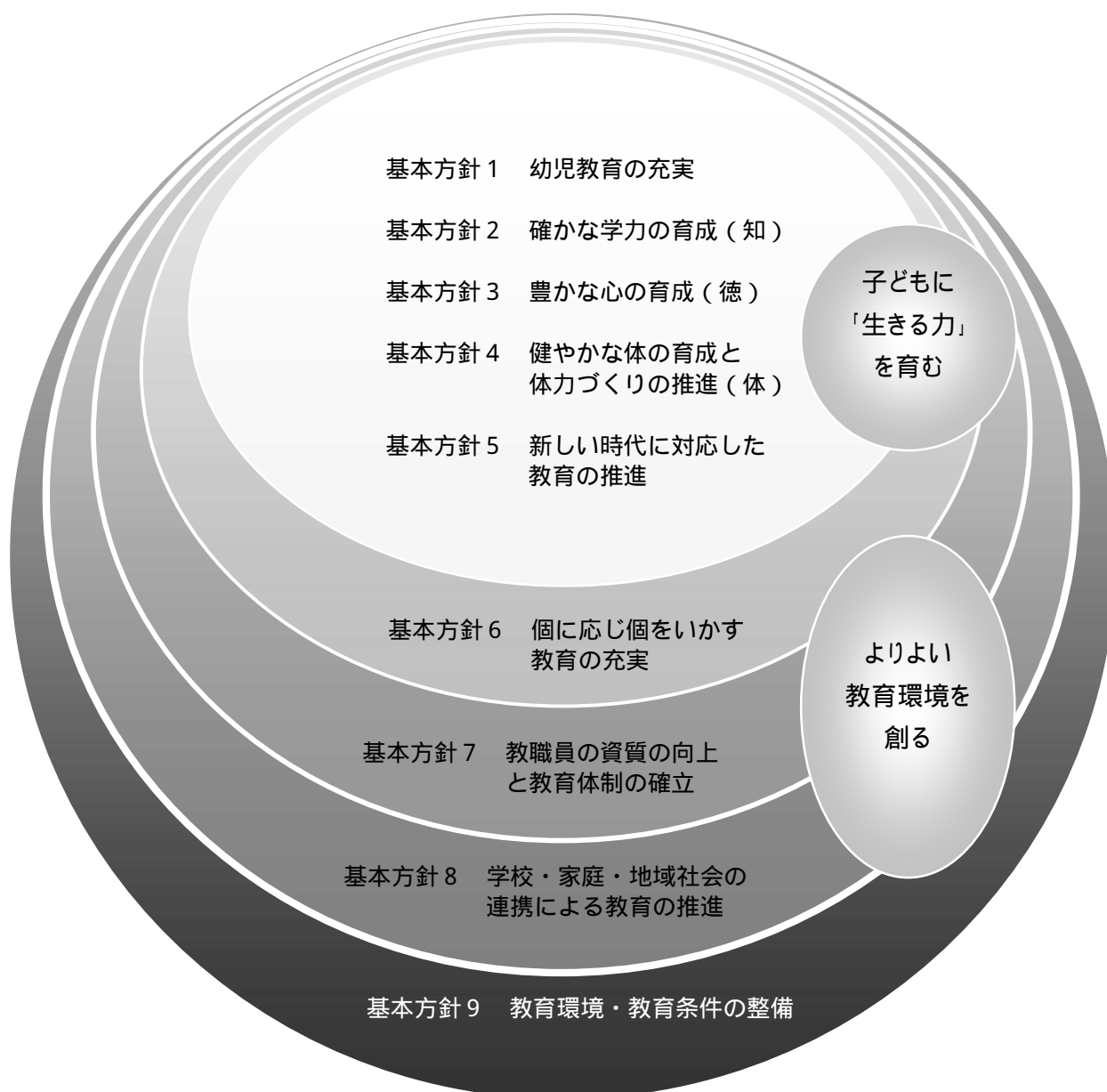
科学技術研究・教育機関の集積地である市の大学・研究機関等との地学連携をはじめ、多様な国籍の人が居住する国際性、科学技術の集積や広域交通の利便性、豊かな自然や歴史環境などつくば市の特性をいかした教育活動の展開を図ります。

一方で、学校支援ボランティアの取組等、地域の様々な人材を教育活動に活用しながら、学校・家庭・地域社会の連携による教育を推進し、学校の活性化を図ります。また、家庭や地域の教育力の向上を目指して、社会全体で子どもを育む教育活動を展開します。

3. 計画の基本方針

本計画の基本理念と目標を各事業の実施を通して達成していくために、以下の9つの基本方針を定め、取組の方向性を示します。

計画の基本方針(イメージ)



第2節 計画の概要

(視点1 子どもに「生きる力」を育む)

基本方針1：幼児教育の充実

生きる力の基礎を培う幼児教育の充実

幼児期の発達の特性に配慮し、「遊び」を通して生きる力の基礎を育む教育を推進します。
また、よりよい幼児教育のための体制を充実します。

幼児教育から小学校教育へのスムーズな適応の推進

幼保小の連携・協力体制を整備し、相互交流の推進や情報の共有化により、小学校教育へのスムーズな移行を目指します。

基本方針2：確かな学力の育成（知）

「わかる授業・魅力的な授業」の展開

学ぶ意欲が喚起される授業や、確かな学力を身に付ける授業を展開します。

基本方針3：豊かな心の育成（徳）

道徳教育の充実

幼児期からの発達段階に応じた道徳性の育成を図ります。
道徳教育の充実により、規範意識や公共の精神とともに、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな心を育てていきます。
環境教育と密接な関連を図り道徳教育を実践していきます。

基本方針4：健やかな体の育成と体力づくりの推進（体）

学校体育・スポーツ活動の充実

教育活動全体を通じた体育スポーツ活動の推進と体力運動能力の向上を図ります。

健康・安全教育の充実

健康・安全への自己管理能力の育成を図ります。

基本方針5：新しい時代に対応した教育の推進

環境教育の推進

児童生徒が環境との関わりについて理解を深め、環境やエネルギーを大切に実践的な態度の育成を図ります。
つくばの教育資源をいかした次世代環境教育カリキュラムを導入した環境教育を推進します。

国際理解教育と伝統文化に関する教育の推進

異なる文化や考え方を尊重する国際感覚を身に付けた児童生徒を育成します。また、英語教育の活動を中心に、国際社会の中で主体的に行動したり、発信したりすることのできる態度・能力の育成を図ります。
地域の歴史や伝統について学ぶ機会を充実し、郷土を愛する心を育みます。

ICT教育の推進

必要な情報を児童生徒が主体的に収集・判断・処理・創造し発信・伝達できる「情報活用の実践力の育成」を図ります。
情報モラルの必要性や、情報に対する責任について考え「情報社会に参加する態度」の育成を図ります。
一人一人の確かな学力を育むためのICT機器の有効活用を図ります。

科学技術教育の推進と理数教育の充実

大学や研究機関が集積している市の特性をいかし、児童生徒が科学の楽しさを味わえる体験活動等を推進します。
科学技術の発展に対応するため、理数教育の充実を図ります。

キャリア教育の推進

望ましい勤労観や職業観を育成していくため、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
キャリア教育を推進するなかで、社会の中で果たす役割や生き方を展望し、早い段階から夢や目標を持つことにより、学習意欲を向上させることを目指します。

(視点2 よりよい教育環境を創る)

基本方針6：個に応じ個をいかす教育の充実

個性(才能)の伸長と能力の開発

一人一人の可能性の芽を伸ばす教育を進めていきます。

不登校の児童生徒などへの相談・支援の充実

各学校や教育相談センターを中心とし、児童生徒や保護者などへの相談体制を充実していきます。

基本方針7：教職員の資質の向上と教育体制の確立

教職員の指導力の向上

幼児・児童生徒の可能性の芽を引き出すとともに、教育への使命感や愛情を豊かに備える教職員となるよう、教職員の資質、指導力、人間力の向上を図ります。

小中一貫教育の推進

義務教育9年間を一貫・連続した視点で捉え、児童・生徒一人一人に応じた、より適切な教育の機会を実現していきます。
市内のすべての小中学校で推進していきます。

「つくば市総合教育研究所」の充実

つくば市における学校教育の諸問題の調査研究、教職員研修の充実、教育情報の収集・提供、教育相談などを推進し、つくば市の教育体制の充実を図ります。

基本方針8：学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携協力のもとに、社会全体で子どもたちを育てる教育体制づくりを推進します。

「筑波研究学園都市」の特性をいかした連携による教育の推進

大学や研究機関等が多数集積している「筑波研究学園都市」の特性や、それに伴う多彩な人材をいかした教育を推進します。

基本方針9：教育環境と教育条件の整備

学校施設等の充実

学校施設の耐震化を推進します。
併設型の小中一貫教育校として、(仮称)春日小中学校を開校します。

学校等の適正配置

児童生徒数の状況を適確に把握しながら、極小・過小規模校の統廃合や過大規模校の学区分割など、適正規模化と適正配置の推進を図ります。

学校給食の充実

より安全で安心な給食を安定して提供していくため「つくば市学校給食センター整備計画」に基づき、学校給食センターの整備を図ります。

第3節 施策の体系



第3章 基本計画

基本方針1 幼児教育の充実

現状と課題

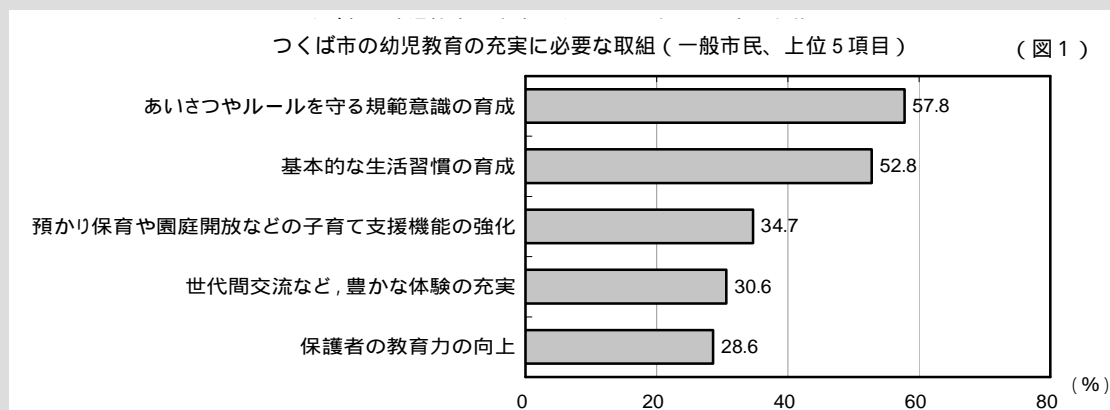
少子化や核家族化，都市化などに伴い，家庭や地域の教育力の低下や幼児期における集団遊びの減少などが指摘されるとともに，保護者からの幼児教育に対するニーズも多様化しています。幼稚園では，生涯を通じた「生きる力」の基礎を育成することが求められています。集団による「遊び」を通じた体験的な教育を実践している幼稚園等への市民の期待が高まってきています。

改正教育基本法では，幼児期の教育，学校・家庭及び地域住民の相互の連帯協力等が追加されました。家庭や地域社会と連携し，幼児が健やかに発育できるような幼児教育を実現していくことが求められています。

市内には，平成22年現在で18か所（休園1含む）の市立幼稚園があり，つくば市では平成19年度に市立幼稚園の教育施策を中心とした「つくば市幼児教育振興プログラム」を策定し，全市民的な幼児教育の振興や保護者参加型の保育を推進しています。

平成22年に実施した本計画策定に伴うアンケート調査（以下「市の実態調査」という。）では，幼児教育に重要な取組として「あいさつやルールを守る規範意識の育成」や「基本的な生活習慣の育成」などの要望が高くなっていました（図1）。

今後も家庭や地域社会との連携を強化するとともに，小学校と連携した教育体制に努め，幼稚園から小学校教育へスムーズに適應できるよう幼児教育の充実を図っていく必要があります。特色のある幼児教育を展開している民間幼稚園との役割分担を進めながら，保育内容等を含め，多様な保護者ニーズへの対応が求められています。



施策の展開

1-1 生きる力の基礎を培う幼児教育の充実

幼児期の発達の特性に配慮し、集団の中での自発的な「遊び」を通して、生きる力の基礎を培うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが培われるよう支援します。

豊かな人間性を育み、心身ともに調和のとれた人間形成の基礎を培うため、一人一人の幼児の成長や発達に応じた教育内容の充実を図ります。



1-1-1 幼児一人一人にあった教育内容の充実を図ります。

●主な取組

- ・ 幼稚園教職員研修【学務課】(再掲 7-1-2)
- ・ 未就園児体験保育【学務課】
- ・ 特別支援教育相談事業(幼稚園を対象)【教育指導課】(再掲 6-3-1)
- ・ 本とおはなしふれあい事業(おはなし会, 人形劇, 図書館わくわくランドなど)
【中央図書館】
- ・ A E T 派遣事業(外国の遊び体験や A E T とのクリスマス会など)【各園】

1-2 幼児教育から小学校教育へのスムーズな適応の推進

幼児教育から小学校教育へスムーズに適応できるように、幼稚園・保育所と小学校の交流の機会を設けて共通理解や情報の共有化を進めるなど、幼保小連携協力体制を整えます。



1-2-1 幼稚園児・保育所児の様子を確認しながらスムーズな就学を目指します。

●主な取組

- ・ 幼保小連携教育推進事業(小学校への体験入学, 音楽交流会, 教師間の交流事業など)
【学務課・教育指導課】
- ・ 谷田部幼稚園と谷田部南小学校の併設に伴う連携の取組 【学務課・教育指導課】
- ・ 就学相談員配置事業(適切な就学指導) 【学務課】(再掲 6-3-2)

1-3 幼児教育の振興に向けた連携の推進

幼児教育を充実するため、幼稚園・家庭・地域社会の連携を推進します。

また、保護者に幼児期における遊びと学びの本質を理解してもらい、家庭の教育力の向上を目指します。



1-3-1 幼児教育の振興に向けた支援を行います。

● 主な取組

- ・ 幼児教育振興事業（幼稚園教諭の研修及び研究発表，通園バスの運行など）【学務課】
- ・ 預かり保育【学務課】
- ・ 子育て支援事業（保護者に対する相談体制やふれあいの場づくりなど）【各園】
- ・ 地域の敬老会との交流（七夕会，運動会，豆まき会など）【各園】

1-4 幼児教育体制の在り方の検討

幼児教育の充実を図るため，民間幼稚園との連携協力や幼稚園と保育所の一体化等を視野に入れたつくば市の「幼児教育体制の在り方」について，検討していきます。



1-4-1 よりよい幼児教育のための体制づくりに努めます。

● 主な取組

- ・ 「つくば市幼児教育振興プログラム」の改訂（平成 23 年度中に，平成 24 年度からの 5 年間を見通したプログラムを作成）【学務課】

基本方針2 確かな学力の育成(知)

現状と課題

(学力向上に向けた取組)

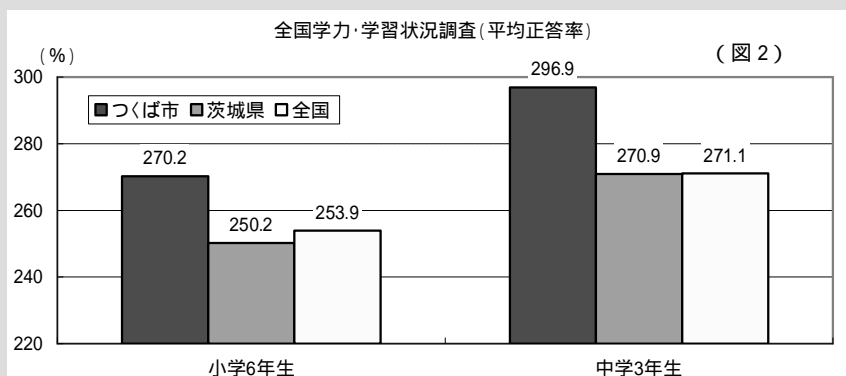
児童生徒の学力低下が指摘される中、平成 21 年度の「全国学力・学習状況調査⁷」の結果(図 2)は、つくば市の小中学生の成績は全国や県の平均を大きく上回っていましたが、つくば市の実態調査の結果では、小中学生の保護者の多くが基礎学力の向上を課題と考えていました。つくば市では、少人数指導やチームティーチングによる個に応じた指導の充実するほか、学校訪問や研究会の開催等において指導力向上のための支援を行っています。また、各小中学校が P D C A⁸サイクルを実践し、授業改善に取り組んでいます。

児童生徒の確かな基礎学力を身に付けることができるよう、学力の3つの要素である 基礎的・基本的な知識技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上、に配慮した授業を展開するとともに、少人数指導や習熟度別指導の充実を図っていく必要があります。

学習に努力を要すると判断される児童生徒への支援とともに、進んでいる児童生徒の確かな学力をいっそう伸ばしていくことにも留意していく必要があります。

放課後や夏休みの学習支援として、大学生による放課後の学習支援等の取組も充実していく必要があります

学力等に関連して、家庭における食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されており、「早寝・早起き・朝ごはん」全国運動⁹などの推進により、子どもの生活リズムの向上を図っていく必要があります。



資料：平成 21 年度全国学力・学習状況調査(4科目の合計値は400%)

⁷ 全国学力・学習状況調査：文部科学省が平成 19 年度から実施している、全国的に子ども達の学力状況を把握するための全国学力調査。

⁸ P D C A：計画(Plan)し、実行(Do)し、評価(Check)し、再び実行(Action)するというサイクルのこと。

⁹ 「早寝・早起き・朝ごはん」全国運動：平成 18 年に「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会が設立され、全国的に展開されている。

施策の展開

2-1 「わかる授業・魅力的な授業」の展開

学ぶ意欲が喚起される授業や、確かな学力を身に付ける授業を目指します。また、指導と評価の一体化¹⁰に留意し、一人一人の児童生徒への働きかけを大切にしたい、個に応じた授業を推進します。



2-1-1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を身に付ける授業を目指します。

●主な取組

- ・教材研究と活動研究の重視【教育指導課・各小中学校】
- ・学習指導改善のための各種資料の活用【教育指導課・各小中学校】
- ・授業研究の質的な充実【教育指導課・各小中学校】
- ・ICT教育推進の取組
- ・小中一貫教育推進による教科担任制の導入の取組

ICT教育については、P29, 30を参照

小中一貫教育については、P40, 41を参照

2-1-2 個に応じた指導を推進します。

●主な取組

- ・少人数指導非常勤講師配置事業（チームティーチングを実施）【教育総務課】（再掲 6-1-1）
- ・小・中学校教材整備事業【学務課】（再掲 6-1-1 9-1-3）
- ・スクールサポーター配置（学校生活支援推進）【教育相談センター】（再掲 6-1-2 6-2-2）
- ・放課後学習チューター事業（大学生による学習支援）

【教育指導課】（再掲 6-1-1 8-3-2）

2-2 目標に準拠した評価の工夫改善

目標に準拠した評価¹¹の客観性・信頼性をより高めるとともに、評価活動を評価のための評価に終わらせることなく、PDCAサイクルをいかした授業改善にいつそう努め、児童生徒の学力向上を図ります。

¹⁰ 指導と評価の一体化：評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導にいかす評価を充実させること。

¹¹ 目標に準拠した評価：いわゆる絶対評価のこと。学習指導要領に示す目標がどの程度実現したか、その実現状況を見る評価のこと。

2-3 効果的・効率的な授業のための学習スキルの形成

各教科に共通する学習スキル¹²である「学習・勉強を効率化する学習スキル」や、「問題解決を支える学習スキル」が形成できるよう、児童生徒の発達段階を考慮して指導を行います。また、教科の特性に応じた学習スキルの形成に努めます。



2-3-1 児童生徒の学習スキルを高め、学力の向上を図ります。

● 主な取組

- ・ 学習・勉強を効率化する学習スキルの形成（テストの復習の仕方、プリント類の整理の仕方等）【教育指導課・各小中学校】
- ・ 問題解決を支える学習スキルの形成（調べる・整理するスキル、表現するスキル等）【教育指導課・各小中学校】

2-4 確かな学力を育む家庭学習等の推進

確かな学力を育むために、家庭学習等の支援を推進し、保護者と教師が連携しながら、児童生徒の家庭学習の習慣の形成に努めます。また、家庭学習の一つとして読書を推奨します。



2-4-1 家庭学習を支援し、習慣づける取組を推進します。

● 主な取組

- ・ 学習支援システム（つくばオンラインスタディ）の活用【教育指導課】（再掲 5-3-1）
- ・ 学習の手引きの作成（授業・家庭学習）【各学校】

2-4-2 学力向上のため、読書活動を推進します。

● 主な取組

- ・ 読書推進事業【教育指導課】（再掲 3-4-1）
- ・ みんなにすすめたい一冊の本推進事業【各学校】（再掲 3-4-1）

¹² 学習スキル：効果的に学習を進めるための技能。

基本方針3 豊かな心の育成(徳)

現状と課題

(道徳教育)

核家族化や少子化が進行するなかで、児童生徒の生活体験や社会体験が不足し、規範意識や公共マナーの欠如などが指摘されています。つくば市の実態調査においても、教育の課題として「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」をあげた割合が、小・中学生の保護者いずれも最大となっていました(図3)。

市内の小中学校では、多くの学校がマナーアップ週間を設定し「あいさつ運動」を実施していますが、児童生徒に思いやりの心や善悪の判断などの道徳心を育み、社会生活に必要な常識やマナーを身に付ける取組を推進していく必要があります。

(人権教育)

学校教育には、児童生徒に人権感覚を身に付けさせ、人権意識を尊重して行動できるような教育を実施することが求められており、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にす教育を充実していく必要があります。

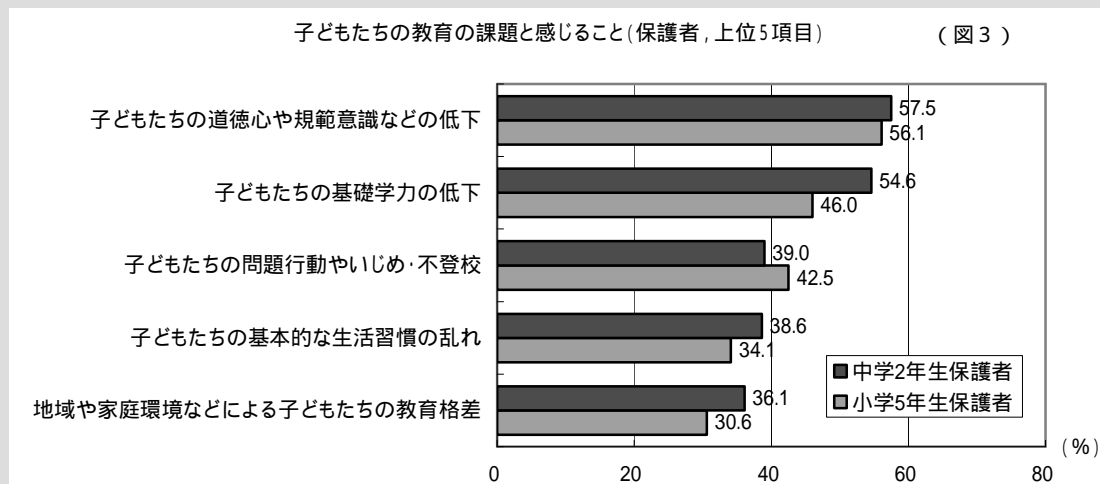
(情操教育・読書活動)

つくば市では、読書活動や各種の体験学習、芸術や自然とふれあう機会を通じて、児童生徒の道徳心や思いやりの心の育成に取り組んでおり、こうした機会のさらなる拡充を図っていく必要があります。

(社会性・コミュニケーション能力)

子ども同士が切磋琢磨しながら成長していく機会が減少し、子どもが人間関係を構築したり、他者との意思疎通を行ったりする能力の不足が指摘されています。一方で、国際化や情報化の進展のなかで、言語を通じて他者とのコミュニケーション活動の重要性はますます高まっており、子どもの社会性やコミュニケーション能力の育成が重要な課題となっています。

子どもたちの教育の課題と感ずること(保護者, 上位5項目) (図3)



施策の展開

3-1 道徳教育の充実

学校教育すべてにおいて、子どもの発達段階に応じた心の教育を推進し、規範意識や公共の精神とともに、他人を思いやる心や命を大切にすることを育成していきます。

また、体験活動を通じて、感動する心や福祉の心を育むなど、豊かな人間性を育てていきます。

さらに、環境教育と密接な関連を図り道徳教育を実践し、自然や崇高なものとのかかわりや、環境保全に対する責任ある態度の育成を図ります。



3-1-1 規範意識とともに、思いやりの心など豊かな人間性を育みます。

●主な取組

- ・児童生徒のための憲章づくり（子どもの道徳性や規範意識などを育成。各学校で作成するために方針を示す）【教育総務課】
- ・道徳教育研修（道徳教育充実のため校内研修の方法や道徳の授業についての研修を実施）【教育指導課】
- ・あかちゃんふれあい体験学習（親への感謝や命の大切さの学び）【健康増進課】
- ・福祉体験授業（車いす体験，アイマスク体験，高齢者疑似体験など）【社会福祉課】
- ・道徳での情報モラル教育【教育指導課】（再掲 5-3-2）

3-2 人権教育の充実

児童生徒それぞれの発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動等において一人一人を大切にすることを醸成する取組を推進します。

また自分を大切にするとともに、他者への思いやりの心を持つことや、助け合いや感謝の心を育み、いじめや差別などの防止にもつなげていきます。



3-2-1 人権教育の推進体制を充実し、人権を尊重する態度を育成します。

●主な取組

- ・人権教育研修会・講演会の実施（教職員を対象に実施）【教育総務課】
- ・人権教育ポスター展の開催（児童生徒が作成したポスターの展示会）【教育総務課】
- ・つくば市人権教育基本計画の推進（各学校でも個別の計画を推進）【教育総務課】
- ・小学生を対象にした人権教室の実施【市民活動課】

3-3 情操教育の充実

音楽活動や文化事業の充実による優れた芸術にふれる機会や、つくば市の豊かな自然環境に親しむ機会を積極的に設け、情操豊かな児童生徒の育成に努めます。



3-3-1 児童生徒の情操を高める様々な機会の提供に努めます。

● 主な取組

- ・視聴覚事業（効果的な情操教育を展開）【教育総務課】
- ・市小中学校音楽会への支援（ノパホールで開催）【教育総務課・学務課】
- ・中学校部活動支援事業【学務課】（再掲 4-4-1, 6-5-2）
- ・つくば市芸術文化公演事業（オペラ，コンサート，演劇などの公演）【生涯学習課】

3-4 読書活動の充実

子どもたちへの豊かな心や確かな学力などを育むために、読書活動を充実させていきます。つくば中央図書館との連携を図りながら学校図書館を充実させていきます。



3-4-1 読書活動を推進していくための体制を充実します。

● 主な取組

- ・読書推進事業（つくば市子ども読書活動推進計画に基づき実施）【教育指導課】（再掲 2-4-2）
- ・みんなにすすめたい一冊の本推進事業【各学校】（再掲 2-4-2）
- ・中央図書館職員の学校訪問によるブックトーク【中央図書館】
- ・自動車図書館（小学校巡回）【中央図書館】
- ・学校図書館司書教諭補助員配置事業【教育指導課】（再掲 7-2-2）

3-5 社会性などを身に付ける取組の推進

児童生徒が大人になり社会生活を営んでいくために必要な、社会性やコミュニケーション能力、協調性などを身に付けるための取組を推進します。



3-5-1 社会性やコミュニケーション能力の育成を図ります。

● 主な取組

- ・小中学校プレゼンテーションコンテスト【教育指導課】（再掲 5-3-1）
- ・マナーアップ週間の設定（あいさつ運動）【各学校】
- ・コミュニケーション能力の基盤である言語活動を重視した授業の取組の推進【各学校】

基本方針4 健やかな体の育成と体力づくりの推進(体)

現状と課題

(学校体育・スポーツ)

日常生活における身体活動の機会や場の減少などを背景に、児童生徒の基礎的な体力や運動能力が低下傾向にあります。

平成21年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、つくば市の小中学生は体力において全国平均を上回っているものの、県の平均を下回っていました(図4)。

学校生活では体を動かす時間に限度があることから、家庭や地域が連携し、学校生活以外での取組の充実を図っていく必要があります。

(健康・安全教育)

健康面では、生活習慣や生活様式の変貌が児童生徒の心身に大きな影響を与えており、う歯(虫歯)や低視力、肥満傾向、アレルギー性疾患などが健康課題となっています。

学校においては、各学校で「食に関する年間指導計画」を作成し、給食センターとの連携のもと、学校給食を生きた教材として活用して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう指導をしています。

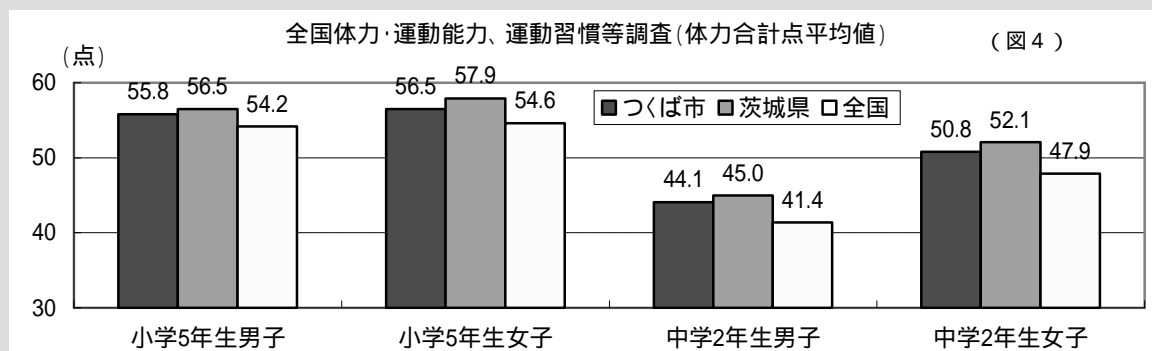
つくば市健康増進計画「健康つくば21」と「つくば食育推進計画」と連携し、生涯を通じた健康増進の基礎として、食生活や運動習慣等の基本的な生活習慣の確立と、自らの健康は自ら守る意識づくりを図っていく必要があります。

児童生徒が交通事故等に巻き込まれないよう、危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせるための安全教育についても充実していく必要があります。

青少年の薬物乱用の問題、性の逸脱行動に関する問題も憂慮される状況にあり、適切な意思決定や行動選択ができる態度や能力の育成を図っていくことも重要な課題となっています。

(運動部等活動)

運動部等活動等に関しては、生徒の学校生活を豊かなものにし、人間関係を構築する上での役割も大きいことから、地域の人材等の協力も得ながら、多くの生徒が活動に積極的に参加できるよう、多様な運動部及び文化部の活動ニーズに応えていく必要があります。



資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査(平成21年度)

施策の展開

4-1 学校体育・スポーツ活動の充実

児童生徒が各種の運動やスポーツにふれる楽しさや喜びを感じ、生涯を通じて運動やスポーツを実践できる資質や能力を育むことができるよう、体育の授業を中心に教育活動全体を通して体育・スポーツ活動を推進し、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。

また、学習指導要領の改訂において中学校で武道等が必修化¹³されたことを踏まえ、学校における武道指導の充実に向けた取組を進めます。



4-1-1 発達段階に応じて体力を身に付け、生涯を通じて運動やスポーツを実践できる資質や能力を育みます。

●主な取組

- ・体力づくり研修【教育指導課】
- ・小学校陸上記録会への支援【教育総務課】
- ・スポーツ体力テストの実施 【各学校】
- ・体力アップ推進事業，スポーツチャレンジ 【各学校】
- ・武道必修化に伴う指導者の確保

4-1-2 各種のスポーツイベントを充実していきます。

●主な取組

- ・各種スポーツ教室開催事業（様々なスポーツを体験）【スポーツ振興課】
- ・つくば健康マラソン開催事業(小学生から参加可能)【スポーツ振興課】
- ・つくば学園ウォークラリー大会開催事業【スポーツ振興課】
- ・各種スポーツ大会の開催の充実（つくば市長杯スポーツ大会，荒川区・つくば市スポーツ交流試合の開催）【スポーツ振興課】

¹³ 武道等の必修化：文部科学省は、平成20年3月28日に中学校学習指導要領の改訂を告示し、新学習指導要領では中学校保健体育で武道・ダンスの必修化を定めた。

4-2 健康・安全教育と食育の推進

自らの健康は自ら守ることを基本に、児童生徒の健康・安全への自己管理能力の育成に努め、睡眠、食事、運動などの子どもたちの基本的な生活習慣を培うとともに、安全教育の実践や心の健康、薬物乱用、性に関する問題などに関する確かな対応を図ります。

学校や家庭、地域との連携のもと、食文化の継承を行い、食物を大切にし、生産等にかかわる人々へ感謝する心を育みます。また、学校給食を生きた教材として活用し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう指導を推進します。



4-2-1 子どもたちの健康・安全への自己管理能力の育成をしていきます。

●主な取組

- ・健康増進に関する出前講座（各学校との連携により講座開催）【健康増進課】
- ・「早寝早起き朝ごはん」の推進【各学校】
- ・交通安全教室【生活安全課】

4-2-2 食育を推進し、児童生徒に望ましい食習慣の形成を図ります。

●主な取組

- ・食生活改善推進員の取組（親子料理教室・食育推進）【健康増進課】
- ・地産地消推進事業（学校給食に安心・安全で新鮮な地元野菜を提供）
【農業課・健康教育課】（再掲 9-3-2）
- ・栄養教諭・栄養士等による計画的な食育指導 【健康教育課・教育指導課】
- ・「食に関する年間指導計画」を作成【各学校】

4-3 学校保健の充実

各学校の学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、健康管理などの学校保健活動を推進します。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の協力を得て、幼児児童生徒の健康診断などを実施することにより、健康の保持増進に努めます。



4-3-1 健康管理により、子どもたちの健康の保持増進に努めます。

● 主な取組

- ・ 体力・運動能力調査【健康教育課】
- ・ 幼・小・中学校定期健康診断事業【健康教育課】
- ・ 幼・小・中学校嘱託医配置事業【健康教育課】
- ・ 小中学校予防接種事業 【健康増進課】
- ・ A E D（自動体外式除細動器）の導入（平成 23 年度までに全学校（園）に導入）【健康教育課】
- ・ 「学校保健計画」を作成【各学校】

4-4 運動部活動への支援の充実

生徒のスポーツニーズに応え、指導者の資質の向上に努めるとともに、地域との連携を図るなど運動部活動環境の整備に努めながら、生徒の学校生活を豊かにし、豊かな人間関係を学ぶ場や機会として運動部活動への支援の充実を図ります。



4-4-1 地域と連携した運動部活動の環境整備を進めます。

● 主な取組

- ・ 中学校部活動支援事業【学務課】（再掲 3-3-1,6-5-2）
- ・ 中学校体育連盟への補助事業【教育総務課】
- ・ 全国及び関東各種大会出場補助事業【教育総務課】（再掲 6-5-2）
- ・ 外部指導者の活用【各学校】

基本方針5 新しい時代に対応した教育の推進

現状と課題

(環境教育)

「つくば環境スタイル行動計画¹⁴」を策定し、低炭素社会を目指すとともに、学校での環境対策や環境教育の取組として「環境IEC運動」を推進しています。また、つくばの教育資源をいかした次世代環境教育カリキュラムを導入した環境教育にも取り組んでいます。

(国際理解教育と伝統文化)

世界有数の研究・教育機関が集積し、多数の外国籍住民が居住するつくば市では、多様な文化を理解し尊重する態度を育む教育を推進するなど、国際化への対応が重要なテーマとなっています。また、地域の伝統や文化について理解を深め、郷土を愛し、誇りを持つ教育に力を入れていくことが求められています。

(ICT教育)

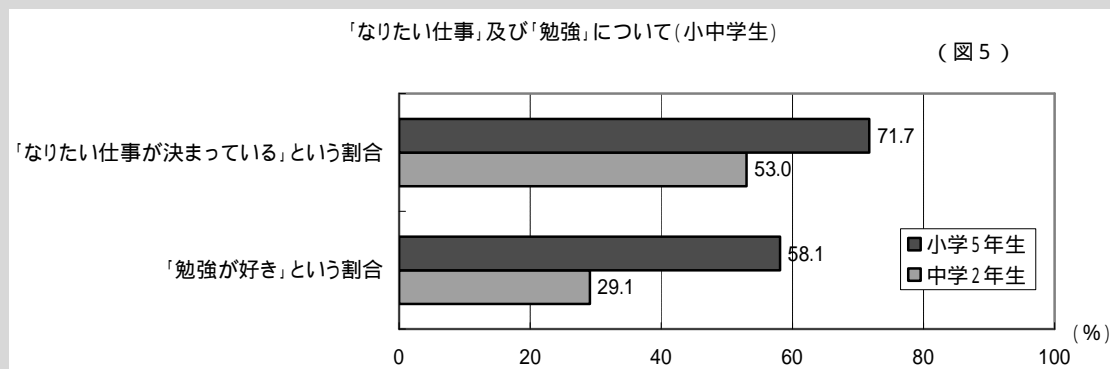
つくば市では全国に先駆けICT教育¹⁵を推進し、授業だけでなく、インターネットを使った学校や家庭での学習支援システムの構築も行っています。今後もICT機器を活用した効果的な学習の推進とともに、情報モラルを確立するための指導を進めていく必要があります。

(科学技術教育及び理数教育)

科学技術が集積しているつくば市の特性をいかし、科学に関する事業を推進するなど、科学技術教育の充実に取り組み、理数教育のさらなる充実を図るとともに、将来科学の分野で活躍する人材の育成に寄与していくことが期待されています。

(キャリア教育)

つくば市の実態調査では、高い学年ほど将来の目標がもてない状況が見られますが(図5)、子どもたちが将来、経済社会に対応して自立することができるよう、職業観を身に付けるキャリア教育¹⁶を推進していく必要があります。



¹⁴ つくば環境スタイル行動計画：他の地域のモデルとなる低炭素化社会づくりの実現を目的に、「低炭素化意識の環境教育」、「低炭素新交通体系の構築」、「低炭素田園空間の創出」、「実験低炭素タウンの展開」の4つの事業の具体化を定めた計画。

¹⁵ ICT教育：情報コミュニケーション技術（ICT）を活用し、子どもたちの情報活用能力をはじめコミュニケーション能力その他の学習活動を高める教育。

¹⁶ キャリア教育：勤労観や職業観を育み、自立できる能力をつけることを目的とする教育。

施策の展開

5-1 環境教育の推進

児童生徒が環境との関わりについて理解を深め、環境やエネルギーを大切にしている実践的な態度を育成することができるよう、つくば市の研究機関や筑波大学などの地域資源をいかした環境教育を推進します。

学校では、地域の特性や実態に応じて「環境方針」を作成し、毎年計画的にエネルギーの消費量を削減したり、学校のごみの量を減らしたりする具体的な行動計画により環境教育を実践していきます。



5-1-1 「つくば環境スタイル行動計画」と連携した取組を推進します。

●主な取組

- ・エコスクールを目指す環境 I E C 運動の展開 【教育指導課】

環境 I E C 運動 省エネルギー等の学校の環境改善に取り組む環境 I E C 運動を展開し、学校を基点とし、家庭から地域へと効果を拡大していきます。

I：インブルーメント（改善）

E：エンヴァイロメント（環境保全）

C：コミュニティー（地域社会）

- ・次世代環境教育カリキュラムによる環境教育の推進【教育指導課】（再掲 7-3-1, 8-3-2）

次世代環境教育カリキュラム 筑波大学と連携し、小・中学校の各課程で一貫性のある統合化されたつくば市独自の次世代環境教育カリキュラムパッケージを開発し、実践していきます。

- ・環境にやさしい料理教室の実施【環境政策課】

5-1-2 自然環境やリサイクルなどテーマに応じた取組を実施します。

●主な取組

- ・環境教育関連事業（「環境」をテーマにし考察する機会を与えることにより、次世代を担う子どもたちの環境に対する意識の高揚を図る）
 - ・市内小学校プールのヤゴ救出大作戦
 - ・つくば市環境学習発表会（テレビ会議システムを活用して実施）【環境政策課】
- ・ごみ減量やリサイクル関連事業（小中学校を対象とした「ごみ減量と3R」をテーマにした出前講座の実施など）【廃棄物対策課】
- ・環境かるた大会の開催 【教育指導課】

5-2 国際理解教育と伝統文化に関する教育の推進

わが国や地域の伝統文化を学び、それらを大切にすることを育むとともに、異なる文化や考え方を尊重する国際感覚を身に付けた児童生徒を育成します。また、英語教育の活動を中心に児童生徒に、国際社会の中で主体的に行動したり、発信したりすることのできる態度・能力の育成を図ります。



5-2-1 「多文化理解」と「共生」を目指した国際理解教育を充実し、異なる文化や考え方を尊重する態度を育みます。

● 主な取組

- ・ 英語指導助手（AET）配置事業【教育総務課】（再掲 7-2-2）
- ・ 外部人材の活用（英語ボランティアの活用）【各学校】
- ・ 国際理解教育推進事業（「国際集会の実施」）【教育指導課】
- ・ 小学校外国語活動の推進【教育指導課】
- ・ 小学校外国語活動資料（「Motivation Mood Makers for English Classes」）の発行【教育指導課】
- ・ つくばフェスティバル事業（「つくばの科学と国際交流」をテーマに、子どもたち中心のイベントを開催）【観光物産課】（再掲 5-4-1）
- ・ 平和教育事業（平和体験教室の開催など）【市民活動課】
- ・ 国際教室の設置（（仮称）春日小中学校に外国人子女を受け入れるクラスを設置）

5-2-2 地域の歴史や伝統文化について学ぶ機会を充実し、郷土を愛する心を育みます。

● 主な取組

- ・ 社会科副読本編集事業【教育総務課】
- ・ 歴史や文化財についての出前講座の実施【文化財室】
- ・ まつりつくば・つくば物語などの開催（ふるさと意識の高揚）【観光物産課】
- ・ 文化財の調査・保存・管理・活用事業【文化財室】
- ・ 平沢官衙歴史ひろばの管理事業【文化財室】
- ・ 小田城跡地の復元整備事業（国指定史跡である小田城跡を歴史公園として整備。平成27年度完成予定）【文化財室】（再掲 9-5-1）
- ・ 桜歴史民俗資料館施設管理事業【文化財室】

5-3 ICT教育の推進

ICT機器を有効に活用し、一人一人の確かな学力を育んだり、インターネットを活用して研究機関や博物館と連携したりするなど、学習に効果的な教育を推進していくとともに、課題に応じて必要な情報を児童生徒が主体的に収集・判断・処理・創造し発信・伝達できる「情報活用の実践力」の育成を図ります。

また、家庭と連携して、社会生活で情報や情報技術が果たしている役割や影響を理解し、情報モラル教育¹⁷の必要性や情報に対する責任について考え、「情報社会に参加する態度」の育成を図ります。



5-3-1 ICT機器の有効活用を図るとともに、情報活用の実践力を高めます。

●主な取組

- ・ICT機器の有効活用（電子黒板・テレビ会議システムなど）【教育指導課】
- ・情報教育担当者研修会の実施（小中学校での情報教育の進め方についての研修会の開催）【教育指導課】
- ・小中学校プレゼンテーションコンテスト（電子黒板やスタディノート等のICT機器を活用し実施）【教育指導課】（再掲 3-5-1）
- ・ICT教育推進委員会（先進的なICT教育の推進）【教育指導課】
- ・学習支援システム（つくばオンラインスタディ）の活用【教育指導課】（再掲 2-3-1）
- ・学校間共同学習（スタディノートやテレビ会議システムを活用）【教育指導課】
- ・ICTを活用して研究機関と連携した授業を実施【各学校】

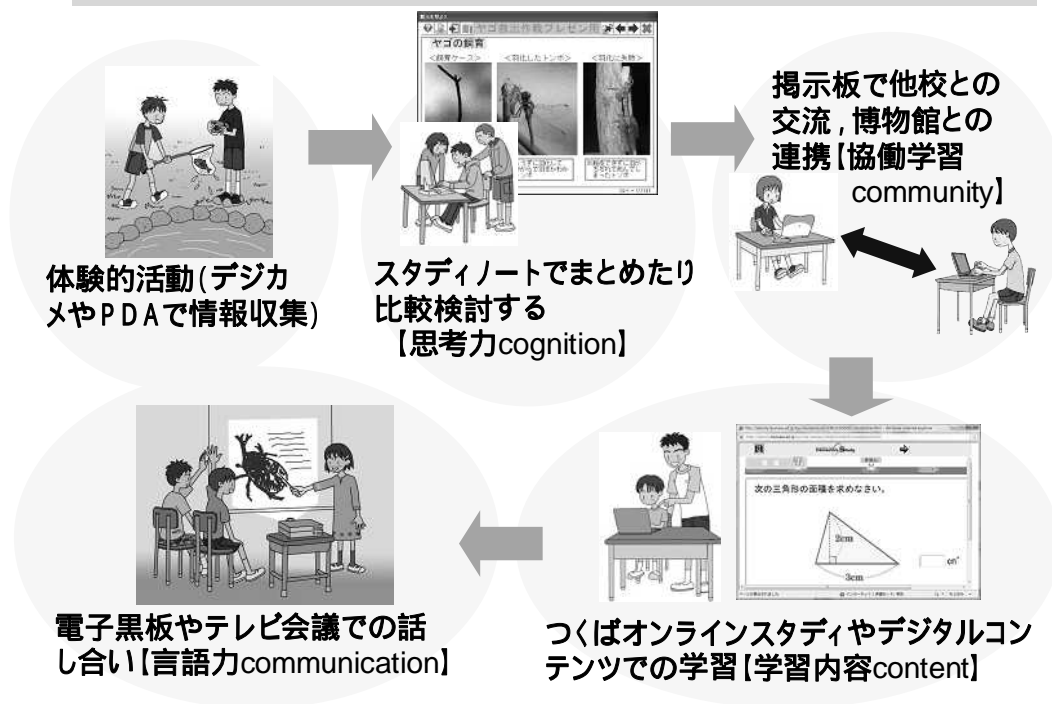
5-3-2 学校、家庭が連携し、児童生徒の情報モラルを育成します。

●主な取組

- ・道徳での情報モラル教育（道徳の内容との関連を踏まえて情報モラルに関する指導を実施）【教育指導課】（再掲 3-1-1）
- ・家庭における情報モラル教育（子どもたちのインターネットや携帯電話の利用について、保護者の意識向上）【教育指導課】（再掲 8-2-1）

¹⁷ 情報モラル教育：日常生活における規範意識等に加えて、情報社会に参画する態度や安全に情報を活用するための知識・技能などを育成するための教育。

つくば市のICTを活用した問題解決型の学習モデル



5-4 科学技術教育の推進と理数教育の充実

大学や研究機関等が集積しているつくば市の特性をいかし、児童生徒が科学の楽しさを味わえる体験的活動等を推進します。また、科学技術の発展に対応するため理数教育の充実を図ります。

5-4-1 研究機関等と連携した科学に関する事業を充実し、児童生徒の科学技術に関する理解や興味を深めます。

● 主な取組

- ・つくば科学出前レクチャー事業（市内研究機関の研究者が小・中学校で出前授業）
【教育指導課】（再掲 8-3-1）
- ・つくばちびっ子博士事業（小中学生を対象に、夏休み期間において参加協力研究機関等を見学しながらスタンプラリーを行い「つくばちびっ子博士」などに認定）
【教育指導課】（再掲 8-3-1）
- ・つくば科学フェスティバル事業（市内の小・中・高・大学・研究機関が科学実験等を出展し、科学の楽しさや不思議さなどを体験する機会の提供）【教育指導課】
（再掲 8-3-1）
- ・つくばサイエンスラボ事業（子どもたちが筑波山や豊かな自然を体験し、科学に興味と感動を覚え、相互交流を図る）【生涯学習課】（再掲 8-3-1）
- ・つくばフェスティバル事業【観光物産課】（再掲 5-2-1）
- ・実験植物園・JICA・高エネ研・産総研などとの連携事業の推進【各学校】

5-4-2 理数教育を充実し、科学技術の未来をひらく人材を育成します。

●主な取組

- ・理科支援員配置事業（外部人材を理科支援員として活用）【教育指導課】（再掲 6-1-1）
- ・学びの広場サポートプラン事業（小学校4年生を対象に学びのサポーターを学校に配置し、算数の四則計算等の知識技能の定着）【教育指導課】（再掲 6-1-1）
- ・「科学研究の手引き」の発行【教育指導課】

5-5 キャリア教育の推進

児童生徒に望ましい勤労観や職業観を育成していくため、小中学校の教育活動全体を通じて、地域の多彩な人材の活用を図りながら、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

また、キャリア教育を推進するなかで、社会の中で果たす役割や生き方を展望し、早い段階から、将来の夢や目標を持つことにより、学習意欲を向上させることを目指します。



5-5-1 望ましい勤労観や職業観を育成するキャリア教育を推進します。

●主な取組

- ・キャリア教育事業（教科連携型キャリア教育の推進：学校教育全体を通じて計画的にキャリア教育を実施）【教育指導課・教育総務課】（再掲 6-1-2, 8-1-1）
- ・次世代キャリア教育カリキュラムの作成及び活用【教育指導課】
- ・地域の多彩な人材の活用【各学校】
- ・企業との連携（職場体験などを実施）【各学校】
- ・小中連携による取組の推進【各学校】

基本方針6 個に応じ個をいかす教育の充実

現状と課題

(一人一人の個性の伸長と能力開発)

児童生徒は、それぞれ多様な能力や適性、興味・関心があり、教職員はこれらの児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが求められています。

個に応じ個をいかすためには、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補充的な学習、課題選択学習や順序選択学習など、多様な工夫をすることが求められています。

(不登校)

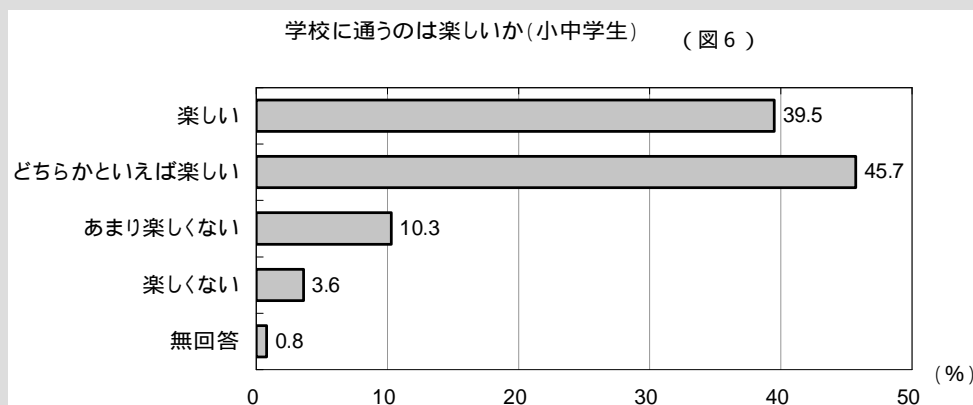
登校しぶりや不登校の児童生徒に対しては、各学校や「つくば市教育相談センター」などを中心に、児童生徒本人や保護者、学校の関係者に対する援助、指導を行うほか、市内すべての中学校にスクールサポーターを配置し、生徒の相談その他教育活動の支援を行っています。また、つくば市の実態調査では、学校に通うことについて、「楽しい」または「どちらかといえば楽しい」が8割を超える一方で、「楽しくない」という小・中学生も1割を超えており(図6)、今後もこれらの活動を充実していく必要があります。

(特別支援教育)

市内の小中学校に在籍する障害のある児童生徒数は、年々増加の傾向にあり、つくば市では特別支援教育巡回相談員を配置するなど、特別支援教育の充実を図っています。また、発達障害¹⁸などの児童生徒に対しても、より適切な指導や支援ができるよう、すべての教職員が特別支援についての知識の深化を図っていく必要があります。

(帰国児童生徒・外国人児童生徒)

つくば市には多様な文化、生活背景、教育経験を持つ帰国児童生徒や外国人児童生徒が在籍していることから、これら児童生徒に対する受け入れ体制の整備・充実と、教育の充実を図ることが重要となっています。



¹⁸ 発達障害：自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害（LD），注意欠陥多動性障害（ADHD），その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

施策の展開

6-1 個性(才能)の伸長と能力の開発

児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、一人一人の児童生徒の適性に応じ、主体的に学習その他の活動に取り組んでいくことができる教育を推進します。

また、小中一貫教育やキャリア教育を推進するなかで、9か年を通じて児童生徒がそれぞれの個性や能力を伸ばし、将来の夢や職業観を持つことができることを目指します。



6-1-1 個に応じ個をいかす教育のための環境を整備します。

●主な取組

- ・少人数指導非常勤講師配置事業【教育総務課】(再掲 2-1-2)
- ・理科支援員配置事業【教育指導課】(再掲 5-4-2)
- ・放課後学習チューター事業 【教育指導課】(再掲 2-1-2 8-3-2)
- ・ICT機器及び学習支援システムの整備・有効活用 【教育総務課・教育指導課】
- ・学びの広場サポートプラン事業 【教育指導課】(再掲 5-4-2)
- ・研究機関と連携した科学に関する各種事業の推進 【教育指導課】
- ・小・中学校教材整備事業(図書の充実など) 【学務課】(再掲 2-1-2 9-1-3)

6-1-2 子どもたちが自信と意欲を持って学べるよう支援します。

●主な取組

- ・キャリア教育事業【教育指導課・教育総務課】(再掲 5-5-1, 8-1-1)
- ・リーダー研修会【各学校】
- ・教育相談(児童生徒との面談の実施)【各学校】
- ・スクールサポーター配置(悩みや不安を抱える生徒の支援)【教育相談センター】(再掲 2-1-2 6-2-2)
- ・つくば市教育長表彰事業(学習・スポーツなどで優秀な成果を修めた児童・生徒を表彰) 【教育総務課】

6-1-3 個に応じ個をいかす学習指導法の研修を充実します。

●主な取組

- ・少人数・TT指導研修講座, 学校ICT教育研修講座等 【教育指導課】
- ・ICT教育活用実践事例集等各種研修資料の刊行 【教育指導課】

6-2 不登校の児童生徒などへの支援の充実

学校生活にうまく適応できない児童生徒が、その後、登校しぶりや不登校に陥っていく現状に対して、各学校や教育相談センターを中心とし、児童生徒一人一人の状態と、必要としている支援を見極めながら、児童生徒や保護者、学校関係者への相談体制を充実していきます。

さらに、つくば市総合教育研究所においても、教育相談のあり方についての研究・研修をし、教育相談体制の拡大・充実を図っていきます。



つくば市総合教育研究所については、P42を参照

6-2-1 児童生徒や保護者、教職員への教育相談・指導を充実します。

●主な取組

- ・教育相談(不登校や登校しぶりなどの学校生活不適應の子どもやその保護者を対象に、電話または面接による相談)【教育相談センター】
- ・適応指導教室「つくしの広場」の運営(不登校の児童生徒に対して、学校復帰に向けた支援)【教育相談センター】
- ・教職員への研修(学習指導等や教育相談のあり方についての研修)【教育相談センター、総合教育研究所】
- ・教育相談員への研修(スーパーバイザーによる研修を実施)【教育相談センター】

6-2-2 小中学校にスクールカウンセラー・スクールサポーターを配置します。

●主な取組

- ・スクールカウンセラー等配置(市内すべての中学校と小学校2校において、児童・保護者・教職員のカウンセリングを実施)【教育相談センター】
- ・スクールサポーター配置(市内すべての中学校に2名配置し、悩みや不安を抱える生徒の支援)【教育相談センター】(再掲 2-1-2 6-1-2)

6-2-3 地域の団体への支援を行います。

●主な取組

- ・不登校児童生徒教室運営支援(地域社会での取組を進めるため、不登校児童生徒のための教室を運営している団体を支援)【教育総務課】

6-3 特別支援教育の充実

障害のある幼児児童生徒一人一人が持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服していくことができるよう、教職員の障害についての理解や適切な指導及び支援の専門性を高めながら、特別支援教育の充実を図ります。



6-3-1 障害のある児童生徒に応じた支援を行います。

●主な取組

- ・特別支援教育巡回相談員配置事業（障害のある幼児・児童生徒の対応に関する助言を行う）【教育指導課】（再掲 7-2-2）
- ・特別支援教育支援員配置事業（障害のある児童生徒が在籍する学校に、支援員を配置し、適切な生活支援等を行う）【教育指導課】（再掲 7-2-2）
- ・特別支援教育研修会（特別支援教育について理解を深めるために研修会を実施）【教育指導課】
- ・特別支援教育相談事業（障害のある幼児・児童生徒に対して個に応じた指導を行うため、研修会等を実施し、理解促進を図る）【教育指導課】（再掲 1-1-1）
- ・障害を持つ児童生徒を支える団体に対する活動支援【教育総務課】（再掲 8-1-1）
- ・つくば養護学校との連携【教育総務課,学務課】
- ・つくば養護学校との交流【各学校】
- ・外部人材の活用（障害者ボランティア）【各学校】

6-3-2 就学前の幼児に対する支援を行います。

●主な取組

- ・就学相談員配置事業（早い時期からの障害の発見と適正な就学先の指導助言）【学務課】（再掲 1-2-1）

6-4 帰国児童生徒・外国人児童生徒への支援の充実

帰国児童生徒や外国人児童生徒の円滑な受け入れ体制の整備・充実を図るとともに、児童生徒の海外生活の体験等をいかした教育の充実に努めます。



6-4-1 帰国・外国人児童生徒への日本語指導や教科指導を充実します。

● 主な取組

- ・ 県加配教員
- ・ 外部人材の活用（日本語ボランティア）【各学校・教育指導課】

6-5 家庭の状況に応じた支援（教育への機会の保障等）や経済的負担の軽減

経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校教育に必要な経費の援助を行います。また、必要に応じて家庭の経済的負担の軽減を行います。



6-5-1 就園・就学にかかる経済的負担の軽減を図ります。

● 主な取組

- ・ 小・中学校要保護等児童生徒就学援助（就学に経済面で支障をきたしている保護者に、就学に必要な経費の一部を援助）【学務課】
- ・ 小・中学校特別支援教育就学奨励事業（特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に就学にかかる経費の一部を補助）【学務課】
- ・ 私立幼稚園就園奨励事業（市民税の課税状況に応じて補助金を支給）【学務課】

6-5-2 通学や部活動等に関する経済的負担の軽減を図ります。

● 主な取組

- ・ 小・中学校遠距離通学費補助事業【学務課】
- ・ 全国及び関東各種大会出場補助事業【教育総務課】（再掲 4-4-1）
- ・ 中学校部活動支援事業【学務課】（再掲 3-3-1, 4-4-1）

基本方針7 教職員の資質の向上と教育体制の確立

現状と課題

(教職員)

教職員を取り巻く環境も厳しさを増しており、平成22年のつくば市の実態調査でも、教職員の多くが、事務書類作成等の業務や、外部対応といった業務に多くの時間が割かれ、児童生徒と向き合う時間が確保しにくいという状況がみられます(図7)。

教職員の授業力や指導力、人間力などに関する資質向上を図るとともに、教職員が子ども一人一人に向き合う時間を確保できるよう、環境整備を進めていく必要があります。

(小中一貫教育)

少子化や核家族化にともなう子どもの人間関係の希薄化、不登校児童生徒の増加、中一ギャップ等の課題が指摘されており、これらの解消が課題となっています。

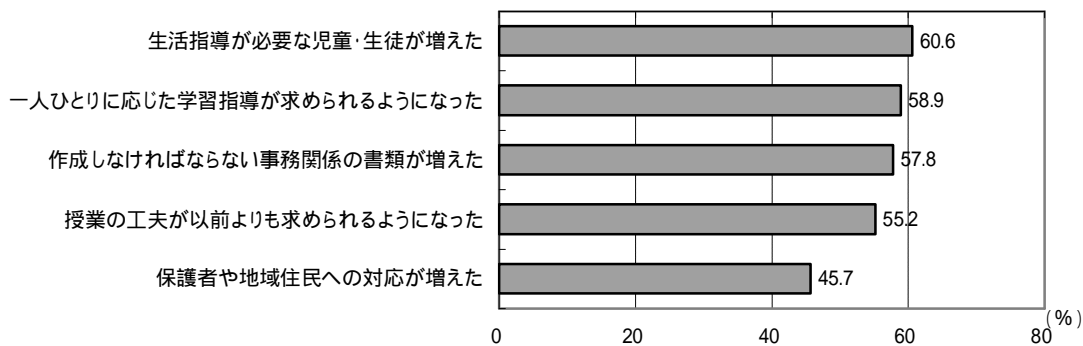
義務教育9年間を一貫した連続した学びのある教育を行っていくうえで、きめ細やかな教育を推進していく必要があると考え、平成20年度から吾妻小と吾妻中を研究指定校として、小中一貫教育についての調査研究を実施してきました。そして、平成22年度は並木中学校区と高崎中学校区でも実施しています。また、小中一貫教育の推進にあわせて、小学校高学年への教科担任制の導入についても進めていく必要があります。

(つくば市総合教育研究所)

つくば市における学校教育の今日的課題の調査研究をはじめ、教職員の研修、指導助言、ICT教育の充実及び教育相談等を総合的・効果的に推進し、教育力の向上を図ることを目的に、平成22年度より総合教育研究所を設置し、事業を推進しています。

勤務していて感じること(教職員, 上位5項目)

(図7)



7-1 教職員の指導力の向上

幼児，児童生徒の可能性の芽を引き出すとともに，教育への使命感や愛情を豊かに備える教職員となるよう，教職員の資質，指導力，人間力の向上を図ります。

さらに，つくば市総合教育研究所においてより効果的な研究，研修を推進していきます。



7-1-1 つくば市学校教育目標を定め，その実現を目指します。

●主な取組

- ・学校教育指導方針を作成（毎年作成）【教育指導課】
- ・派遣指導主事配置（教育に関する高い専門性を有する指導主事を配置し，学校訪問や研修等を実施）【教育指導課】
- ・学校・幼稚園経営の指導・助言事業（幼稚園長及び小・中学校長を対象に，各園学校の特色ある経営に向けた指導助言）【教育指導課】
- ・各種指導書の作成（生徒指導事例集，小学校外国語活動資料集など）【教育指導課】

7-1-2 教職員の専門的資質能力の向上を目指し，各種研修講座を充実します。

●主な取組

- ・管理職研修（教頭研修）【教育指導課】
- ・基礎研修（新規採用教職員研修，10年経験教職員研修）【教育指導課】
- ・小中一貫教育研修会【教育指導課】（再掲 7-3-1）
- ・学校ICT活用指導力向上研修講座【教育指導課】
- ・各種教育研修講座の開催（外国語活動研修講座，環境教育研修講座等）【教育指導課】
- ・特別支援教育教職員研修講座【教育指導課】
- ・幼稚園教職員研修【学務課】（再掲 1-1-1）
- ・学習指導法研修（学力向上研修講座，理科指導法研修講座など）【教育指導課】

7-1-3 教職員の自主的・自発的な教育研究活動の促進を図ります。

●主な取組

- ・研究奨励助成事業（優れた教育研究を行い、実績を挙げている小中学校に研究奨励のための助成）【教育指導課】
- ・教職員研修費補助（教職員の専門的知識を養うための自己研修・校内研修などの充実を図るため助成）【教育総務課】
- ・つくば市教育研究会補助事業（研究・研修活動を通して教職員の資質向上を図っている活動への助成）【教育総務課】
- ・研究指定校支援（教育研究校を指定し指導法や教材の研究開発を実施）【教育指導課】

7-1-4 学校指導訪問を充実し、指導力・授業力の向上を図ります。

●主な取組

- ・学校指導訪問（計画指導訪問，要請指導訪問，市研究指定校指導訪問など）【教育指導課】

7-2 教職員が子どもと向き合う時間の確保

教職員に授業研究の時間や児童生徒一人一人に向き合う時間を確保し，教育の質の向上を図っていくことができるよう，各学校における事務手続き等の効率化・簡略化を促すとともに，校務のIT化，外部人材の活用等により，教職員の校務の軽減化を図ります。



7-2-1 校務の軽減化を図り，児童生徒と向き合う時間を確保します。

●主な取組

- ・小・中学校校務用パソコンの整備【教育総務課】（再掲 9-1-4）
- ・外部人材の活用（学校ボランティア等の支援）【教育総務課・教育指導課】
- ・事務手続きの効率化・簡略化の推進【教育委員会各課】

7-2-2 サポートスタッフの派遣・配置などによりマンパワーを充実します。

●主な取組

- ・英語指導助手（AET）配置事業【教育総務課】（再掲 5-2-1）
- ・特別支援教育支援員，特別支援教育巡回相談員配置事業【教育指導課】（再掲 6-3-1）
- ・学校図書館司書教諭補助員配置事業【教育指導課】（再掲 3-4-1）
- ・ICT教育指導員の配置【教育指導課】

7-3 小中一貫教育の推進

義務教育 9 年間を従来の 6 年，3 年という区切りではなく，一貫した 9 年という連続した学びのある教育，すなわち豊かで深まりのある学校教育を目指し，児童・生徒一人一人に応じたより適切な教育の機会を実現していきます。

新設校及び統合校については併設型，既存校については連携型のかたちをとり，市内すべての学校で小中一貫教育を推進していきます。

小中一貫教育推進の柱

学びの連続性，持続性による個に応じたきめ細やかな教育の推進
9 か年を見通した弾力・効果的な教育課程の編成
教科の専門性をいかした小学校 5，6 年生への教科担任制の導入
指導内容によっては，発達段階を考慮し弾力化を図り，生活集団，学習集団の再構築と児童生徒の実態に即した有効な学習の展開

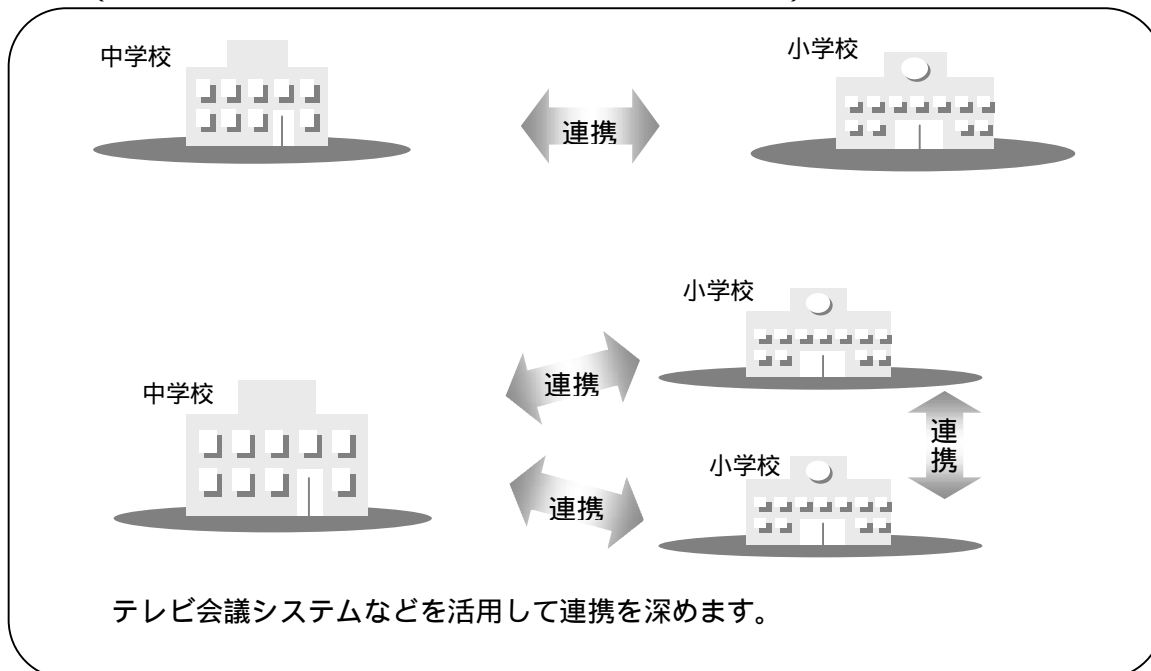
小中一貫教育の主な効果

1. **子どもの成長の連続性の保証**
心理的，身体的に不安定な成長期において，学習や生活指導の継続性，系統性のある教育をすることでの児童・生徒の負担の解消が可能になる
2. **中学校進学に際しての不適應「中一ギャップ」による不登校等の防止**
学校環境（文化・風土・習慣）の急激な変化を防ぐことが可能になる
3. **発達段階を考慮した積極的な教科担任制の導入**
教科の専門性をいかすことで，学習指導の充実を図ることが可能になる
4. **教員の連携・協同と柔軟な人員配置**
小・中学校の教員の効果的な活用が可能になる
5. **柔軟・効率的な学習カリキュラムの編成**
児童・生徒の交流・系統性を重視した一貫性のある教育が可能になる
6. **学校集団の適正規模化**
同年齢・異年齢の集団活動が活発になり，人とかかわる力を高めることができる

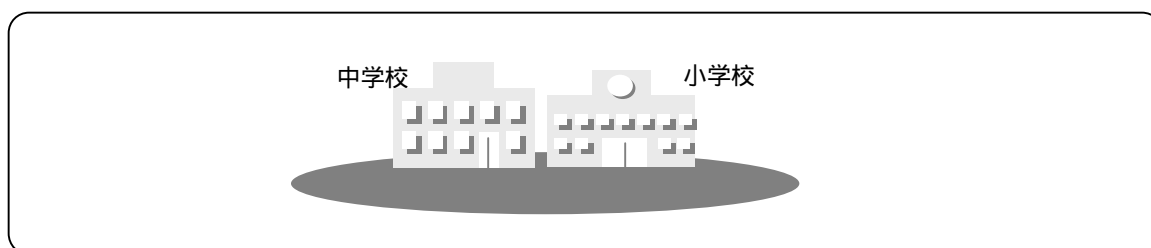
創意工夫による様々な取組により，相乗的な効果を上げていきます。

小中一貫教育のタイプ

連携型（各中学校区において小学校と中学校が離れている場合）



併設型（同一敷地内に小学校と中学校がある場合）



7-3-1 小中一貫教育により，9年間の連続した学びのある教育を推進します。

●主な取組

- ・小中一貫教育研修会【教育指導課】(再掲 7-1-2)
- ・つくば市小中一貫カリキュラムの作成【総合教育研究所】
- ・次世代環境教育カリキュラムによる環境教育の推進【教育指導課】
(再掲 5-1-1, 8-3-2)
- ・(仮称)春日小・中学校建設事業(市内初の併設型の小中一貫教育校の開校)
【教育施設課】(再掲 9-1-2)

7-4 つくば市総合教育研究所の充実

つくば市の学校教育における諸問題の調査研究，教職員の研修，教育情報の収集・提供，教育相談，各学校（園）の課題や要請に対応した的確な助言・指導等を総合的・効果的に推進し，学校教育の充実と振興を図ります。平成 22 年 8 月に開所し，今後は下記のような機能を拡大・充実していきます。

つくば市総合教育研究所の担う機能

（１）調査・研究部門

児童生徒の学力に関する調査・研究
教材開発に関する調査・研究
学習指導に関する調査・研究
環境教育の推進に関する調査・研究
教育研究支援

（２）研修部門

教職員研修（基本研修・課題研修）
保護者対象の研修

（３）教育企画情報部門

小中一貫教育カリキュラム作成，ＩＣＴ教育，環境教育の推進等
研究奨励，研究発表会等の推進
教育図書ライブラリーの整備
総研メールマガジンの発行，配信
筑波大学，筑波学院大学，教員研修センター等との連携

（４）教育相談に関する部門（今後は教育相談センターで行っている業務を本研究所に移行し，内容の充実を図っていきます。）

幼児児童生徒，保護者，教職員を対象とした相談
教育相談のあり方についての研究・研修

基本方針 8 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

現状と課題

(学校支援と学校・家庭・地域の連携)

家庭や地域の教育力の低下が指摘されるなかで、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとに教育を推進していくことが求められています。

つくば市の実態調査でも「通学路における登下校時の見守り活動」や「自分が持つ知識・技能を教える」などで、今後地域の学校に対して協力したいという回答が多くみられ(図8)、学校支援ボランティア等の活動を中心に、教育環境の充実を図っていく必要があります。

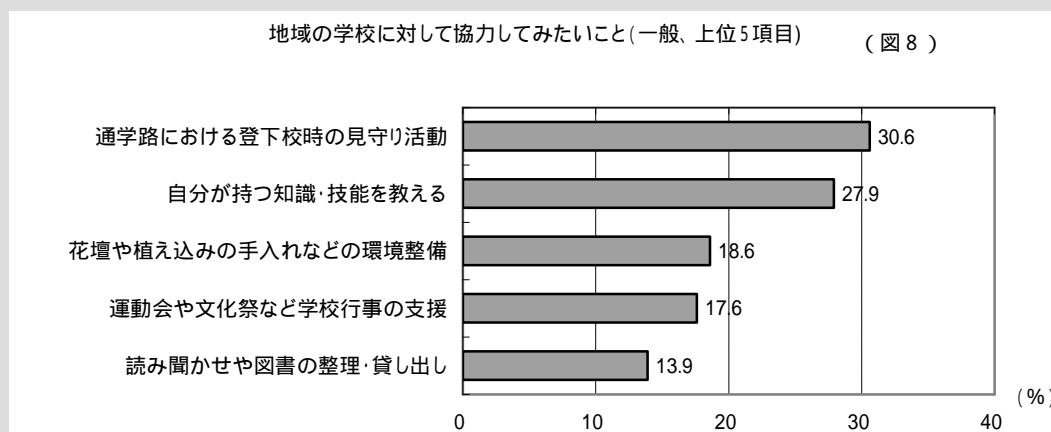
また、つくば市ではあいさつ声かけ運動、多世代交流事業を実施していますが、地域の教育力を高めていくためには、大人が地域の子どもに関心を持ち、ほめたり、注意したりすることや、子どもたちが安心して遊べることなどの重要性も指摘されています。

(大学・研究機関・企業等との連携)

つくば市には国、独立行政法人、民間合わせて 300 を超える研究機関や事業所が立地し、約 21,000 人の研究者と、約 18,000 人の大学生や 1,500 人を超える外国人留学生を擁する、国内有数の科学技術や産業を担う人材の育成・供給拠点となっています。こうしたつくば市の特性をいかし、地域の大学・研究機関等との地学連携¹⁹の推進などを図っていくことも重要です。

(関連計画との連携)

「つくば市次世代育成支援対策行動計画」及び「つくば市生涯学習推進基本計画」と連携し、子どもたちが自主的な交流や様々な社会体験ができる場や機会を拡充していくなど、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む取組を充実していく必要があります。



¹⁹ 地学連携：大学等が保有する高度な技術・知識・人材・ノウハウなどの資源を活用し、地域の人材育成や産業振興等に活用すること。

施策の展開

8-1 地域ぐるみの学校支援の充実

保護者及び地域の人々がボランティア活動などを通して、学校を支援する取組を推進し、教育環境の充実を図るとともに、学校及び地域の活性化につなげていきます。



8-1-1 学校を支援する取組を推進します。

●主な取組

- ・学校支援ボランティアの活動支援（保険の加入登録や、物品等の支給）【教育総務課・教育指導課】
- ・ゲストティーチャー事業（NPO法人と連携し体育の授業を充実）【教育総務課】
- ・キャリア教育事業（企業等との連携）【教育指導課・教育総務課】（再掲 5-1-1, 6-1-2）
- ・障害を持つ児童生徒を支える団体に対する活動支援【教育総務課】（再掲 6-3-1）
- ・防犯自警団活動の推進（小中学生の通学時間帯の立哨指導をするボランティア団体を支援）【生活安全課】（再掲 9-4-1）

8-2 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域それぞれの責任と役割のもとに、相互の連携協力を図りながら、家庭や地域の教育力を向上させ、社会全体で子どもたちの健やかな成長を育む体制づくりを推進します。

家庭では、家族とのふれあいを通して、保護者が基本的なしつけを行い、食生活を含め基本的な生活習慣などを身に付けさせること。また、地域では「地域のみんなで子どもを見守り、育てる意識」を高揚し、子どもたちと接していくことを重要な役割と捉え、推進していきます。



8-2-1 保護者への学習機会・情報提供を充実し、家庭の教育力の向上を図ります。

●主な取組

- ・家庭教育学級支援【生涯学習課】
- ・子育て親子を対象とした公民館講座の充実【生涯学習課】
- ・家庭相談員活動（しつけ・育児・不登校などの指導助言）【子育て支援室】
- ・家庭における情報モラル教育【教育指導課】（再掲 5-3-2）
- ・メディア講習会の開催【生涯学習課】

8-2-2 地域に根ざした活動を推進し、地域の教育力の向上を図ります。

●主な取組

- ・青少年の健全育成支援（あいさつ声かけ運動，学校訪問，巡回パトロール，青少年の健全育成に協力する店への登録推進などの活動）【生涯学習課】
- ・子ども・子育て応援コミュニティづくりの推進（小学校区を基本として推進）
【子育て支援室】
- ・ネットワークづくりの推進（区会やPTA，子ども会，青少年団体，NPO法人，学校，地域交流センター（公民館），児童館，子育て支援センターなどの拠点施設と連携）【生涯学習課】

8-3 「筑波研究学園都市」の特性をいかした連携による教育の推進

大学や研究機関等が多数集積している「筑波研究学園都市」の特性や、それに伴う多彩な人材をいかした教育を推進していきます。

また、筑波大学等との連携協定による協力体制を継続し、様々な教育活動の充実を図っていきます。



8-3-1 研究機関と連携し、子どもたちが科学に親しむ機会を充実します。

●主な取組

- ・つくば科学出前レクチャー事業【教育指導課】（再掲 5-4-1）
- ・つくばちびっ子博士事業【教育指導課】（再掲 5-4-1）
- ・つくば科学フェスティバル事業【教育指導課】（再掲 5-4-1）
- ・つくばサイエンスラボ事業【生涯学習課】（再掲 5-4-1）
- ・つくばサイエンスツアーオフィスへの支援（サイエンスバスツアーの運行等）
【観光物産課】

8-3-2 筑波大学などと連携し、幼児児童生徒の学習活動を支援します。

●主な取組

- ・放課後学習チューター事業（大学生の学習支援ボランティアを放課後や長期休業日に派遣）【教育指導課】（再掲 2-1-2 6-1-1）
- ・学校図書館協力員の配置（筑波大学等の協力を得て小中学校に協力員を配置）
【教育指導課】
- ・次世代環境教育カリキュラムによる環境教育の推進【教育指導課】
（再掲 5-1-1,7-3-1）

8-4 放課後の子どもたちの居場所づくりと地域教育環境の整備

放課後子どもプラン²⁰を推進し、放課後などに児童生徒が安全・安心な環境のなかで過ごし、異年齢児間の遊びや交流、様々な体験活動を通じて、創造性・自主性・社会性などを養うとともに、多くの地域住民の協力を得て行うなかで、地域で子どもを見守る環境を推進します。



8-4-1 放課後などに適切な遊びや生活の場を提供します。

●主な取組

- ・放課後児童健全育成事業（保護者が昼間家庭にいない小学1～3年生を対象に、児童館・学校の余裕教室等で、適切な遊びや生活の場を提供）【こども課】
- ・放課後子ども教室推進事業（小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、体験学習・文化活動・スポーツ等の交流事業を実施）【教育指導課】
- ・児童館運営事業【こども課】

8-5 地域に開かれた学校づくりの推進

学校施設の地域への開放や、学校情報を保護者や地域住民等に幅広く公開するなど地域に開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域住民が学校についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携を進めやすい環境づくりを進めます。



8-5-1 学校施設の開放，学校情報の提供を推進します。

●主な取組

- ・教育委員会広報「つくばの学び舎」及び「つくばの教育概要」の発行【教育総務課】
- ・学校施設開放事業（小中学校の体育館の貸出）【教育指導課】
- ・学校評議員制度の充実 【教育総務課】
- ・ホームページを通じた情報提供の充実 【各学校】

²⁰ 放課後子どもプラン：放課後に子どもたちの遊びや生活の場を確保したり，余裕教室などを活用して，地域の方々の参画を得ながら，学習やスポーツ・文化活動などを行う事業。

基本方針 9 教育環境・教育条件の整備

現状と課題

（学校施設の改修，修繕と耐震化）

市内の学校施設には，建築後 30 年を経過した施設が多いため，これらの施設や設備の改修を行うとともに，耐震診断を行い，改築や耐震化を計画的に進めていく必要があります。

つくば市では ICT 機器を活用した効果的な学習を行っていくために，ICT 機器の整備を進めていますが，ICT 教育の更なる充実と教職員の事務効率化に向けて，今後も計画的な整備に努めていく必要があります。

（学校適正配置）

つくば市では少子化により児童生徒数が減少し集団教育が困難になっている地区と，TX 沿線開発地域での児童生徒数が増加し，学校の大規模化が進む地区との二極化が進んでいます。

市内の公立学校等は合併以前の旧町村時代に建設された学校が多く，少子化による児童生徒数の減少で集団教育が困難になっているなど，現在のつくば市の実態にあった学区となっていない地域もみられます。このことから，地域の実情を考慮しつつ，学校規模の適正化²¹とバランスのとれた学校配置を検討していく必要があります。

つくば市では，平成 21 年 3 月に「つくば市学校等適正配置計画について（指針）」を策定し，将来の学校等の配置の方向性を示しました。今後は，児童生徒数の推移を適確にとらえ，地域の実情等を勘案しながら，学校の適正な規模や配置を推進していきます。

（学校給食・給食センター）

学校給食法は，学校給食が「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり，かつ，児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」としています。つくば市では，センター方式により完全給食を実施し，子どもたちに安全で安心な，栄養バランスのとれた給食を提供してきましたが，これからも給食の安定した提供を図っていく必要があります。

つくばエクスプレエスの開通による沿線開発に伴い，今後も児童生徒数の増加が見込まれることや，筑波学校給食センターを除く 5 か所の学校給食センターの老朽化が進んでいることなどから，「つくば市立学校給食センター整備基本計画」に基づき給食センターの整備を進めていく必要があります。

（学校安全）

平成 21 年 4 月に，「学校保健法」が改正され「学校保健安全法」として施行され，これにより学校教育が安全な環境で行えるよう学校安全についての事項が新たに定められました。

全国的に幼児児童生徒の安全な生活を脅かす事件が後を絶たない状況にあることから，通学路を含めた学校の安全管理のいっそうの充実を図っていく必要があります。

²¹ 学校規模の適正化：学校教育法施行規則では，公立小・中学校の規模は，12～18 学級を標準規模としている。

施策の展開

9-1 学校施設・教育用備品等の充実

教育の個性化，多様化に弾力的に対応するための教育空間の充実を図るとともに，学校施設の計画的な整備（建設・増改築）を行い，高機能な教室，快適な生活空間を確保します。

また，「つくば市耐震改修促進計画」に基づき学校施設の耐震化を計画的に推進します。



9-1-1 児童生徒及び地域住民の安全確保のため，計画的に学校施設の耐震化を進めます。

●主な取組

- ・小・中学校耐震化事業（学校施設には，耐震新基準前の昭和56年前建築の校舎等が多いため，優先度の高い学校施設より順に耐震診断を行い，耐震化を進めます）【教育施設課】

9-1-2 学校施設の安全性を確保し良好な教育環境の維持を図ります。

●主な取組

- ・（仮称）春日小・中学校建設事業（TX沿線開発などによる児童生徒の増加に対応するため，春日地区に新しい小学校と中学校を同一敷地内に建設します）
《つくば市で初めての併設型小中一貫教育校として平成24年4月に開校予定》
今後学校の新設にあたっては，小中学校の併設を進め，小中一貫教育をより充実させていきます。

【教育施設課】（再掲 7-3-1）

- ・小・中学校建設（増築）事業【教育施設課】
- ・幼・小・中学校施設工事・修繕事業（老朽化した施設等の補修や改修）【教育施設課】
- ・学校施設管理委託事業（夜間警備，消防用設備の保守・点検，電気設備の保安管理，給水施設の清掃管理など）【教育施設課】（再掲 9-4-3）
- ・新設校の用地取得【教育施設課】

9-1-3 各種教材や教育用備品等を適切に整備し，教育環境の充実を図ります。

●主な取組

- ・小・中学校教材整備事業（図書も含む）【学務課】（再掲 2-1-2 6-1-1）
- ・幼・小・中学校管理備品購入・修繕事業【教育施設課】
- ・小・中学校教材備品購入・修繕事業【教育施設課】

9-1-4 教育用や校務用のコンピュータ等の整備を進めます。

●主な取組

- ・小・中学校教育用コンピュータ等の整備（コンピュータ，電子黒板，テレビ会議システム，つくばオンラインスタディシステム，各種デジタルコンテンツ等を整備）【教育総務課】
- ・ICT機器・ネットワークの維持管理（ICT教育推進の基盤となるネットワークシステム・デジタルコンテンツの維持管理）【教育指導課】
- ・小・中学校校務用パソコンの整備（教職員用のコンピュータを整備）【教育総務課】（再掲 7-2-1）

9-2 学校等の適正配置

「つくば市学校等適正配置計画について（指針）」の考え方と小中一貫教育の理念を踏まえ，児童・生徒のためのより良い教育環境の創造を目指し，小学校・中学校の適正規模化と適正配置を推進します。



9-2-1 児童生徒数の状況を適確に把握しながら適正配置を推進します。

●主な取組

- ・「つくば市学校等適正配置計画について（指針）」の定期的な見直し【学務課】
- ・適正規模化と適正配置の推進（極小・過小規模校の統廃合及び過大規模校の学区分割²²など）【学務課】

²² 極小規模校とは「1～5学級」の小中学校，過小規模校とは「6～8学級」の小中学校，過大規模校とは「31学級以上」の小中学校を指す。（「つくば市学校等適正配置計画について（指針）」より）

9-3 学校給食の充実

市内の子どもたちにより安全で安心な給食を安定して提供していくとともに、食育啓発施設としての役割を果たすために、学校給食センターの適正な規模や配置等の検討を行い、学校給食の適正な環境を確立してその向上を図ります。



9-3-1 学校給食センターの整備を計画的に進めます。

● 主な取組

- ・学校給食センターの整備事業（「つくば市学校給食センター整備基本計画」に基づき学校給食センターの整備を図り、施設の老朽化や、児童・生徒の増加に対応）【健康教育課】

9-3-2 安全・安心で、おいしい学校給食を提供します。

● 主な取組

- ・各地区給食センター給食調理事業（安全で栄養バランスのとれた、おいしい給食を提供）【健康教育課】
- ・地産地消推進事業（学校給食に新鮮でおいしい地元野菜を提供）【農業課・健康教育課】（再掲 4-2-2）

9-4 学校や通学時の安全体制の確立

学校，家庭，地域社会が連携して幼児児童生徒の通学時などの安全を守る体制と取組を充実します。



9-4-1 地域との連携などにより通学時などの安全を見守る体制を整備します。

●主な取組

- ・防犯自警団活動の推進（小中学生の通学時間帯の立哨指導を推進し，登下校中の安全確保）【生活安全課】（再掲 8-1-1）
- ・子供を守る110番の家（通学路に面した一般家庭や商店，コンビニ等を緊急避難場所として登録し，児童・生徒の安全確保につなげる）【生涯学習課】
- ・防犯サポーター活動の推進（防犯サポーターによる市内全域のパトロールや防犯広報等により，不審者や犯罪から子どもたちを見守る活動を推進します）【生活安全課】

9-4-2 幼児児童生徒が安全に通学できる環境を整備します。

●主な取組

- ・通学路交通安全施設の整備（防犯及び交通安全対策の面から点検調査を実施）【生活安全課】
- ・小・中学校教育振興助成事業（自転車通学を行う児童生徒に，自転車用ヘルメットを支給）【学務課】
- ・幼稚園通園バス運行事業（特に通園区域の広い園などについてバスを運行）【学務課】
- ・スクールバス等運行事業（学校統廃合に伴う通学環境の激変緩和措置としてスクールバスを運行）【学務課】

9-4-3 学校環境の整備と危機管理対策に努めます。

●主な取組

- ・危機管理マニュアルの周知（「不審者侵入時の危機管理マニュアル」を整備）【教育指導課】
- ・学校施設管理委託事業（夜間警備，消防用設備の保守・点検などを行います）【教育施設課】（再掲 9-1-2）
- ・学校環境衛生の検査（飲料水及びプール水の水質検査等を実施）【健康教育課】
- ・学校災害賠償保険事業（事故または風水害などに備え保険に加入します）【教育総務課】

9-5 教育に関連する施設等の充実

生涯学習施設や健康づくりに関連する施設などを運営管理・整備し、家庭や地域社会が一体となって、子どもたちを健全に育む環境づくりを進めます。



9-5-1 家庭や地域社会が一体となって子どもたちを育む施設の運営管理や整備を図ります。

● 主な取組

- ・中央図書館の運営管理【中央図書館】
- ・体育施設維持管理事業（グラウンド・テニスコート・柔剣道場・体育館などの体育施設）【都市施設課】
- ・つくばウェルネスパークの維持管理事業（健康増進施設とサッカー場）【都市施設課】
- ・文化財展示施設の管理活用事業（平沢官衙歴史ひろば・桜歴史民俗資料館・出土文化財管理センター）【文化財室】
- ・小田城跡地の復元整備事業（国指定史跡である小田城跡を歴史公園として整備，平成27年度完成予定）【文化財室】（再掲 5-2-2）
- ・地域交流センター(公民館)の充実【生涯学習課】

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市教育委員会が、国・県の関係機関をはじめ、学校・家庭・地域社会・行政の密接な連携を図るとともに、それぞれが適切な役割と責任を果たすことを求めつつ、本計画に定める施策・事業の着実な推進を図ります。

第2節 計画の周知

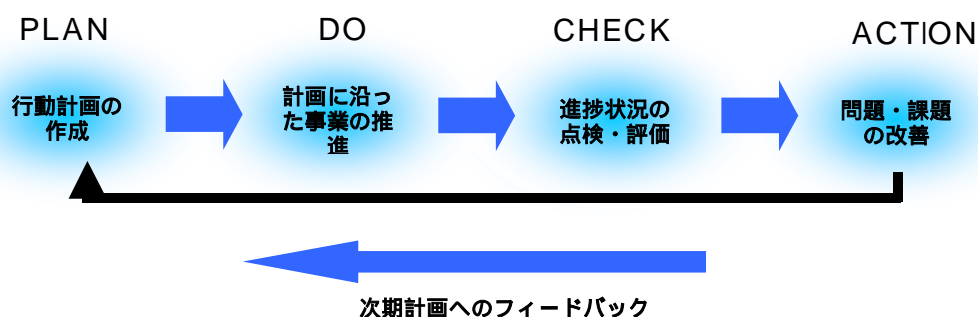
本計画の実施にあたっては、子どもの教育に関わるすべての市民への周知を図り、意識啓発を行い、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知へ向け、広報紙やホームページをはじめ、あらゆる媒体・機会を活用して市民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

第3節 計画の進行管理

これまで教育施策においては、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCAサイクルの実践が十分でなかったことがあり、今後は施策によって達成する成果を指標とした評価方法へと改善を図っていくことが求められています。

本計画の進行管理にあたっては、設定した目標事業量等に関連するデータの収集等を定期的の実施し、各年度において計画の実施状況について外部の有識者を含めた委員会を組織し点検・評価を行いながら、PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善検討）による効率的な行政運営を目指していきます。



第4節 重点事業

本計画に掲げた事業のうち、5か年間に優先的に推進すべきものとして、以下の項目を重点事業として定め、着実な達成を図ります。

●「生きる力」を育む教育の推進

「生きる力」を育むことの必要性やその内容を教育関係者等の中で共有し、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成のための指導の充実を図ります。推進にあたっては、学習指導要領に基づきつつ以下の事項に重点をおいて取り組んでいきます。

- ・言語活動の充実
- ・理数教育の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実
- ・小学校段階における外国語活動
- ・社会の変化に対応する横断的な学習

つくば市においては「生きる力」を育む教育の推進を踏まえて、環境教育・キャリア教育・国際理解教育・ICT教育などを統合した特色ある次世代型の教育を構築していきます。

●小中一貫教育の推進

子どもたちに確かな学力や人間性・社会性を身に付けさせるとともに、不登校などの今日的な教育課題を解決するために小中一貫教育を推進します。

●学校施設耐震化の推進

子どもたちが、安心・安全に園や学校で活動できるとともに、非常災害時に地域住民の応急避難場所としての役割を果たせるよう学校施設の耐震化を推進します。

●ICT機器整備の推進

ICT機器を活用した教育を推進するとともに、校務事務の効率化を図り、教職員が子どもと向き合う時間を確保できるようICT機器の整備を推進します。

●学校等適正配置の推進

子どもたちが安定・安心・安全のうちに通学し、望ましい学校環境のなかで「生きる力」を育めるよう、地域の実情を踏まえながら、学校等適正配置について推進していきます。

●給食センターの整備の推進

給食施設の老朽化や児童生徒数の増加に対応し、かつ安全で安心な給食を安定して提供していくために「つくば市立学校給食センター整備基本計画」に基づき給食センターの整備を推進しま

●放課後子ども教室の推進

子どもたちが、放課後などに安全安心な環境のなかで過ごし、様々な体験活動などを通じて、創造性・自主性・社会性などを養うことができるよう、放課後子ども教室を推進します。

●つくば市総合教育研究所の充実

教職員の指導力向上や教育相談体制の充実を図るとともに、市の学校教育における諸問題の解決と教育の振興を図るために、つくば市総合教育研究所の機能を充実します。

第5節 具体的な指標

本計画の期間において達成すべき具体的な指標として、以下の項目を定め、着実な推進を図ります。

指標	現状値	目標値	備考
・幼保小連携教育推進事業実施校	15校 (平成22年度)	38校 (平成27年度)	基本方針1
・放課後学習チューター参加生徒数	14,533人 (平成21年度)	27,000人 (平成27年度)	基本方針2
・次世代環境教育カリキュラム導入校	6校 (平成22年度)	53校 (平成27年度)	基本方針5
・次世代キャリア教育カリキュラム導入校	3校 (平成22年度)	53校 (平成27年度)	基本方針5
・つくばちびっ子博士事業に参加した人数	50,000人 (平成21年度)	60,000人 (平成27年度)	基本方針5
・小中一貫教育の実施中学校区数 (小中連携教育は現在100%実施)	3中学校区 (平成22年度)	15中学校区 (平成27年度)	基本方針7
・小学校における教科担任制の実施率 (小学校5,6年生の国語,社会,算数, 理科の2教科以上)	43.2% (平成22年度末)	80.0% (平成27年度末)	基本方針7
・教員の研修受講率(市独自研修)	0.69回/人 (平成21年度)	0.79回/人 (平成27年度)	基本方針7
・放課後子ども教室開催校数	16校 (平成21年度)	38校 (平成27年度)	基本方針8
・青少年の健全育成に協力する店舗数	281店 (平成21年度末)	360店 (平成27年度末)	基本方針8
・メディア講習会の開催数	5回 (平成21年度)	14回 (平成27年度)	基本方針8
・小中学校でICTを活用して,研究機関 と連携した授業を実施した学校数	16校 (平成21年度)	53校 (平成27年度)	基本方針8
・小中学校でホームページを週1回更新 した学校数	32校 (平成21年度)	53校 (平成27年度)	基本方針8
・学校施設耐震化率	58.0% (平成22年度末)	100% (平成27年度末)	基本方針9
・校務用パソコンの導入率	50.0% (平成22年度末)	100% (平成27年度末)	基本方針9

1. (仮称)つくば市教育振興基本計画懇談会設置要項

(設置)

第1条 (仮称)つくば市教育振興基本計画の策定にあたり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、(仮称)つくば市教育振興基本計画懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に必要な調査・研究に関すること。
- (3) その他計画策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちからつくば市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域又は団体の代表者
- (3) 保護者
- (4) 学校長
- (5) 幼稚園長
- (6) 教育委員
- (7) 市職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が招集し、議長となる。

- 2 懇談会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は，教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要項に定めるもののほか，懇談会の運営に関し必要な事項は，座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要項は，平成 2 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

2. つくば市教育振興基本計画懇談会委員名簿

委嘱期間は平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月

	氏 名	所 属	備考
座長	卯城 祐司	筑波大学大学院教授	
副座長	井坂 隆	県立並木中等教育学校・ 県立並木高等学校校長	
委員	礪田 正美	筑波大学大学院准教授	
委員	鷲田 美加	NPO 法人ままとーん代表	
委員	瀬尾 浩昭	前市立沼崎小学校 P T A 会長 前市 P T A 連絡協議会副会長	
委員	宮本 学	市立谷田部小学校 P T A 会長 前市 P T A 連絡協議会副会長	
委員	野尻 和夫	前市立筑波東中学校 P T A 会長	平成 21 年度
委員	小澤 路子	前市 P T A 連絡協議会女性 ネットワーク委員会会長	
委員	倉田 廣之	前市立吾妻小学校長	平成 21 年度
委員	中島 篤子	市立竹園東小学校長	
委員	中村 隆	市立筑波東中学校長	平成 22 年度
委員	国府田 友康	市立吾妻中学校長	平成 22 年度
委員	酒井 敏子	市立東幼稚園長	
委員	柿沼 宜夫	教育長	
委員	大槻 幸江	教育委員長	
委員	太田 佳克	前教育委員会事務局長	平成 21 年度
委員	塚本 哲也	教育委員会事務局長	平成 22 年度
委員	稲葉 一行	教育委員会事務局主任参事	

平成 22 年 9 月 30 日現在

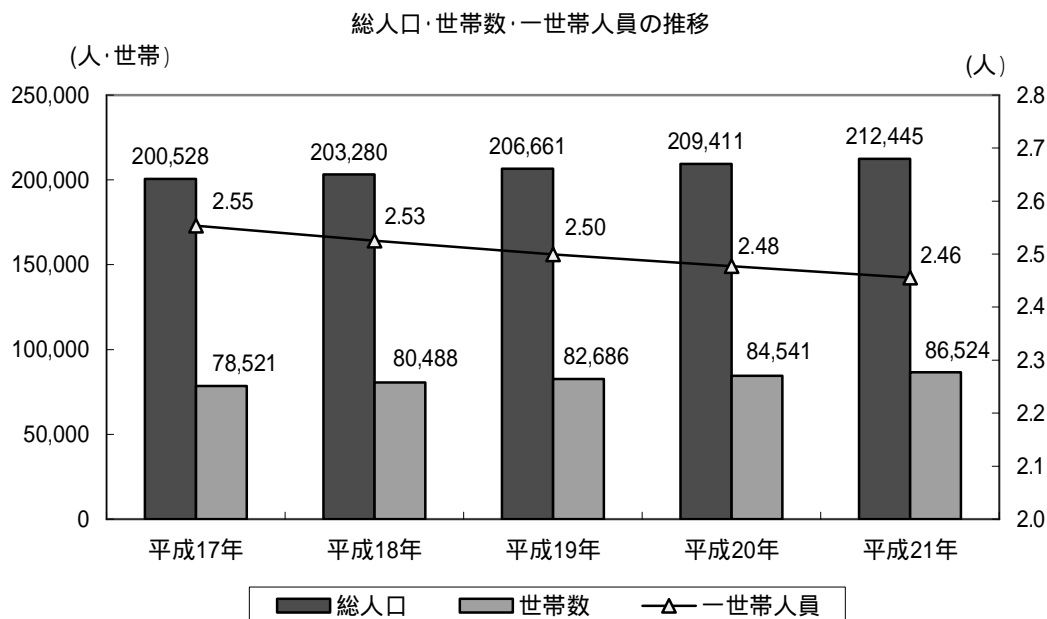
3. 策定経過

年 月	内 容
平成 21 年 10 月 15 日	事務局会議
11 月 4 日	作業部会
11 月 9 日	第 1 回庁内策定委員会
12 月 21 日	教育委員会
12 月 22 日	第 1 回策定懇談会
平成 22 年 1 月 7 日 ~1 月 21 日	策定に伴うアンケート調査の実施
2 月 23 日	第 2 回策定懇談会
4 月 22 日	事務局会議
5 月 7 日	作業部会
6 月 4 日	作業部会
6 月 17 日	第 2 回庁内策定委員会
6 月 25 日	第 3 回策定懇談会
6 月 30 日	事務局会議
7 月 8 日	作業部会
7 月 30 日	作業部会
8 月 6 日	事務局会議
8 月 17 日	事務局会議
8 月 19 日	作業部会
8 月 30 日	作業部会
9 月 7 日	事務局会議
9 月 15 日	第 4 回策定懇談会
9 月 21 日	第 3 回庁内策定委員会
9 月 27 日	事務局会議
10 月 22 日	教育委員会
11 月 29 日	庁議
12 月 6 日 ~平成 23 年 1 月 5 日	パブリックコメントの実施
2 月 3 日	第 5 回策定懇談会
2 月 15 日	教育委員会

4. つくば市の状況

(1) 総人口数及び世帯数の推移

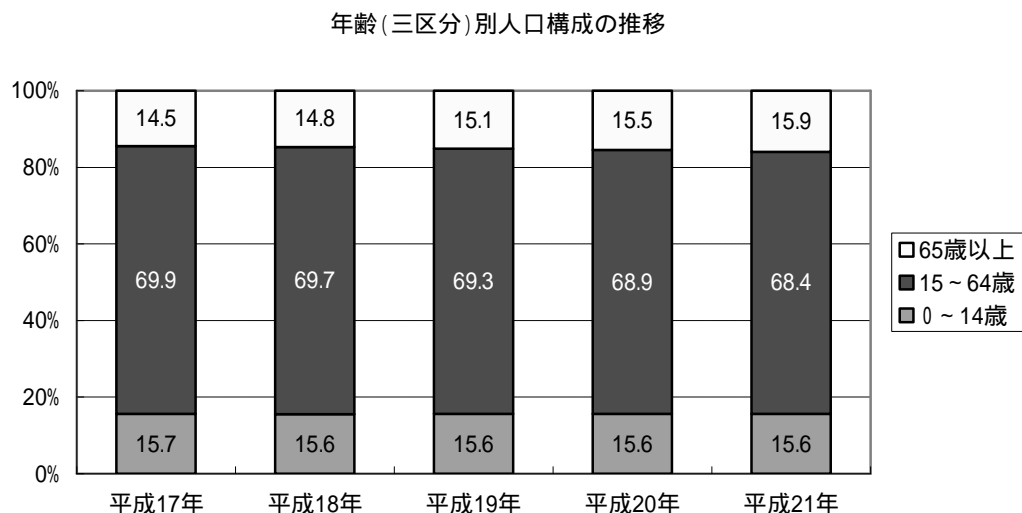
つくば市の総人口、世帯数ともに増加の傾向にあり、一世帯あたりの人員数は減少しています。



資料：市民課（各年 10 月 1 日現在）

(2) 年齢（3区分）別人口構成の推移

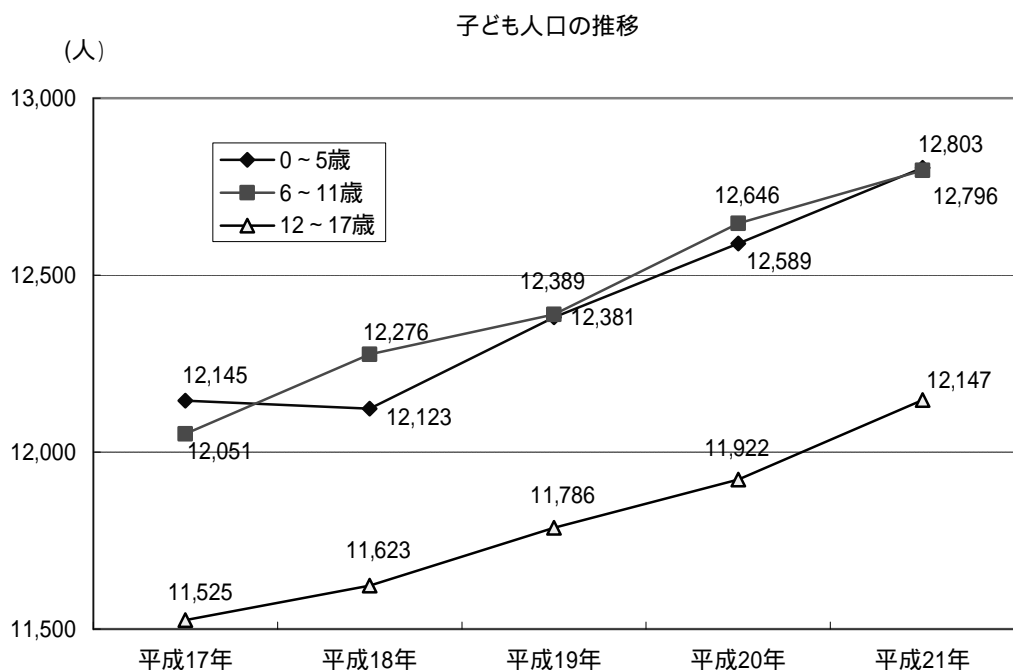
つくば市の年齢（3区分）別人口構成は、各年代ともほぼ横ばいで推移しています。



資料：市民課（各年 10 月 1 日現在）

(3) 子どもの人口の推移

つくば市の子ども人口は、0～5歳、6～11歳、12～17歳の各年代において増加の傾向にあります。

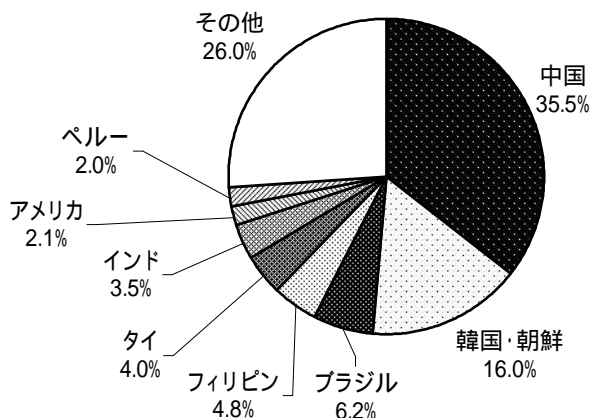


資料：つくば市年齢別人口統計表（各年 10月1日現在）

(4) 外国人国別登録者の内訳

平成21年5月1日現在の外国人登録者人口は7,310人で、総人口の3.4%を占めています。その内訳は中国が35.5%、次いで韓国・朝鮮16.0%の順となっています。

外国人国別登録者の内訳

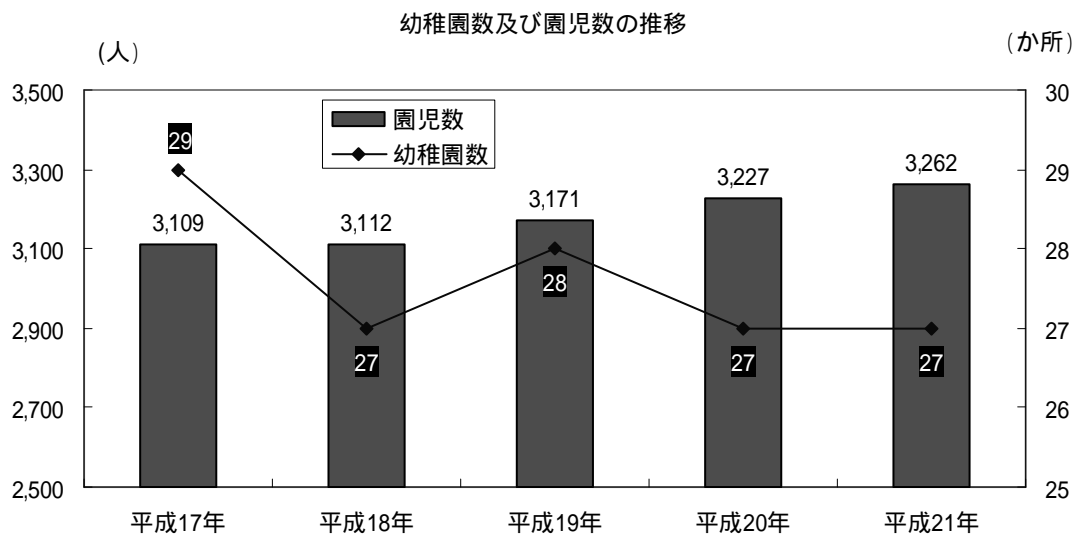


資料：市民課（平成21年5月1日現在）

(5) 幼稚園・保育所の状況

幼稚園

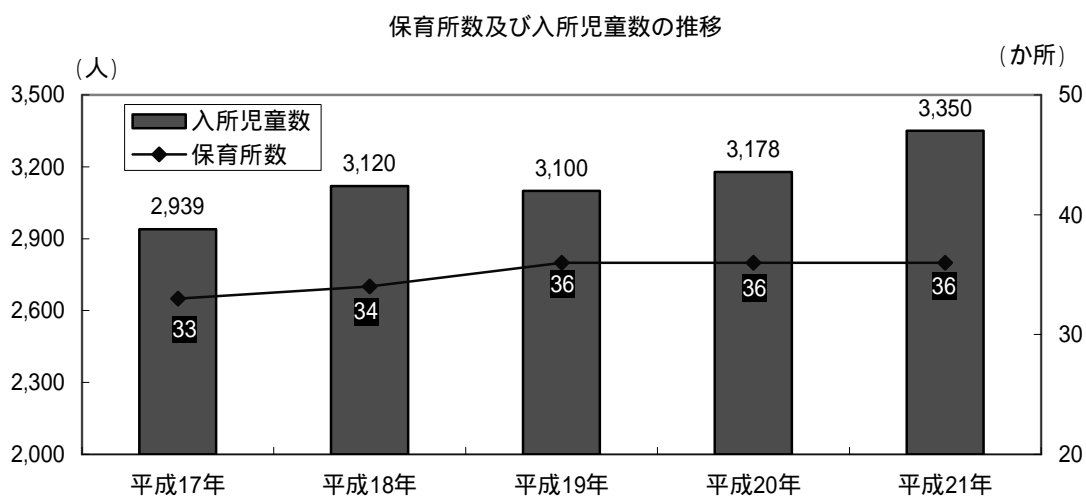
平成21年現在の幼稚園数は27か所(休園1含む)、園児数は3,262人で、園数は減少していますが、園児数は増加傾向にあります。



資料：学校基本調査結果報告書（各年5月1日現在）

保育所

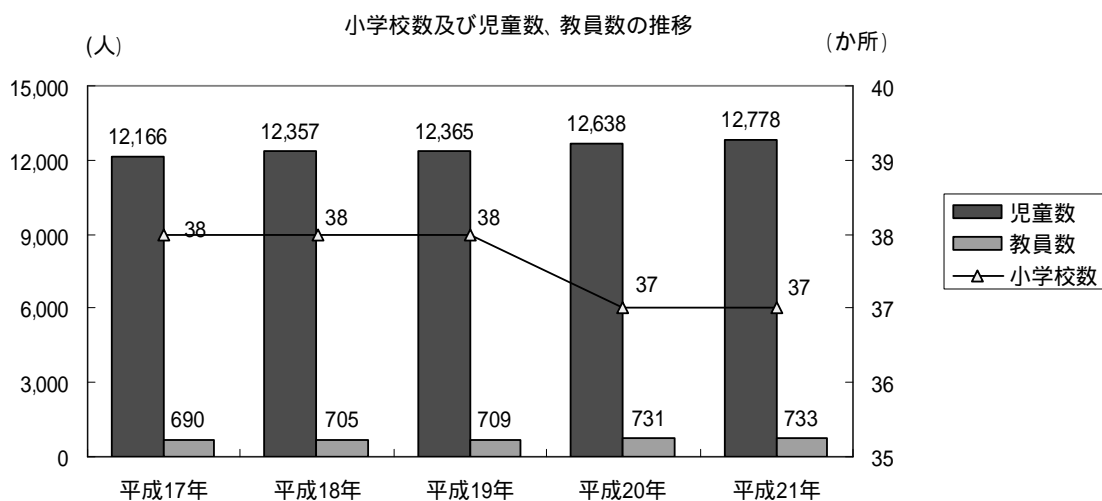
平成21年現在の保育所数は36か所、入所児童数は3,350人で、入所児童数が大きく増加しています。



資料：保健福祉部子ども課（各年4月1日現在）

(6) 小学校の状況

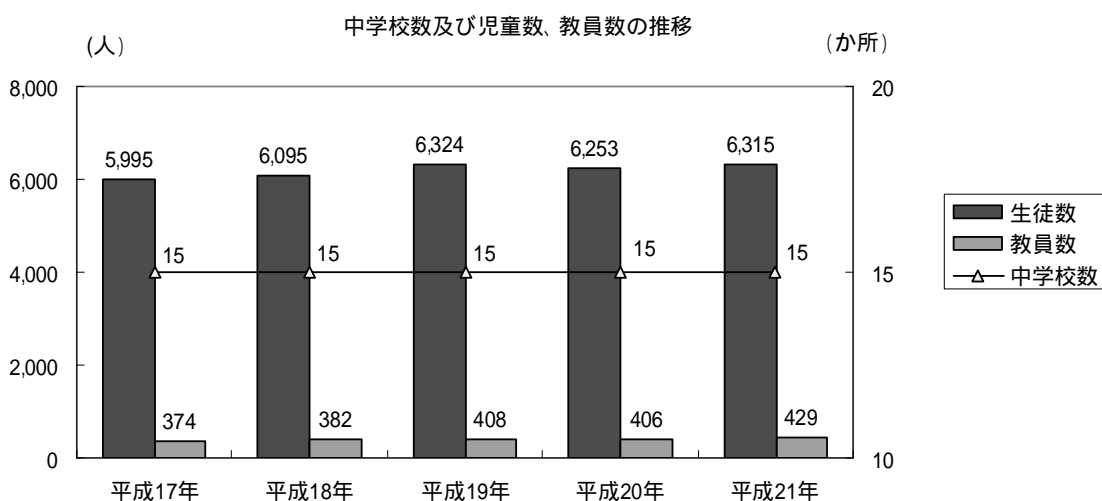
平成21年現在のつくば市の小学校数は37校、児童数は12,778人、教員数は733人で、学校数は減少し、児童及び教員数は増加傾向にあります。



資料：学校基本調査結果報告書（各年5月1日現在）

(7) 中学校の状況

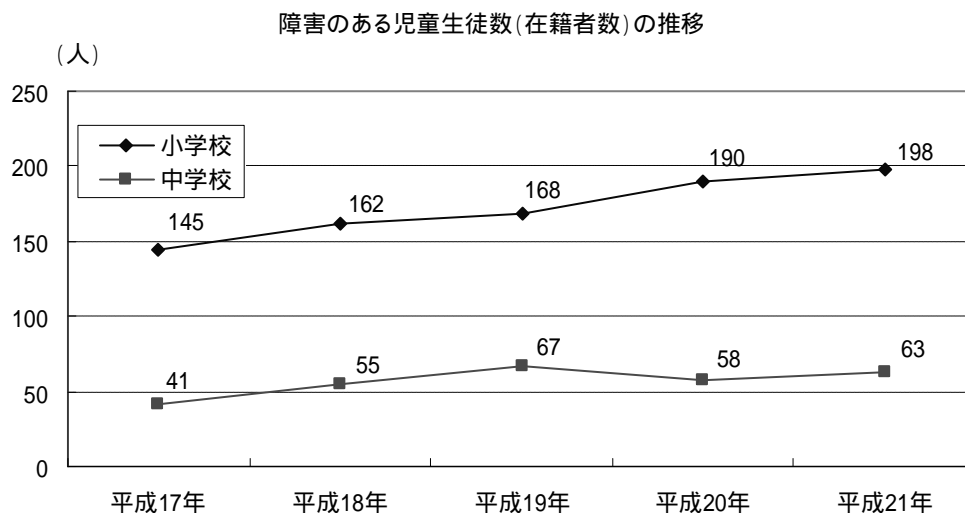
平成21年現在のつくば市の中学校数は15校（うち私立中学校1校）、生徒数は6,315人、教員数は429人で、学校数及び生徒数は横ばい、教員数はやや増加しています。



資料：学校基本調査結果報告書（各年5月1日現在）

(8) 障害のある児童生徒数の状況

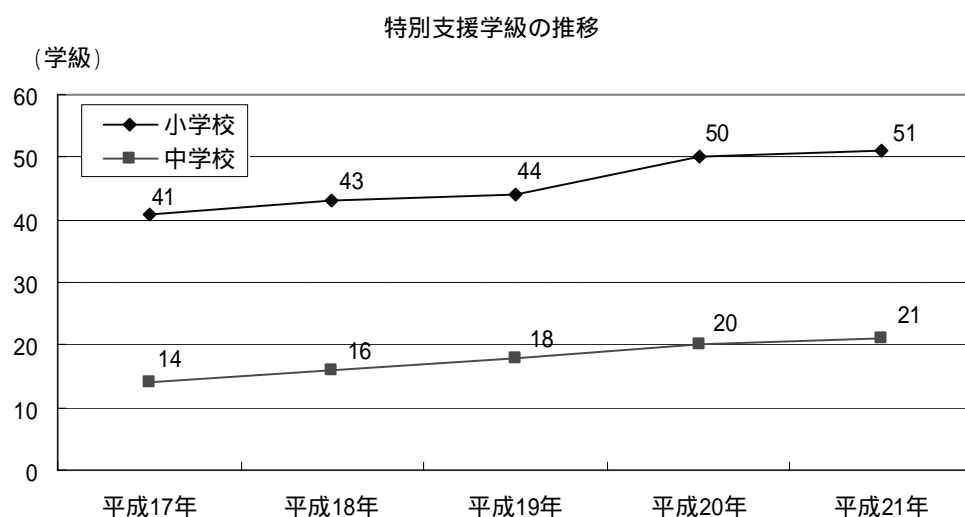
平成 21 年現在の市内の障害のある児童生徒数（在籍者数）は、小学校が 198 人、中学校が 63 人でともに増加の傾向にあります。



資料：学校基本調査結果報告書（各年 5 月 1 日現在）

(9) 特別支援学級の状況

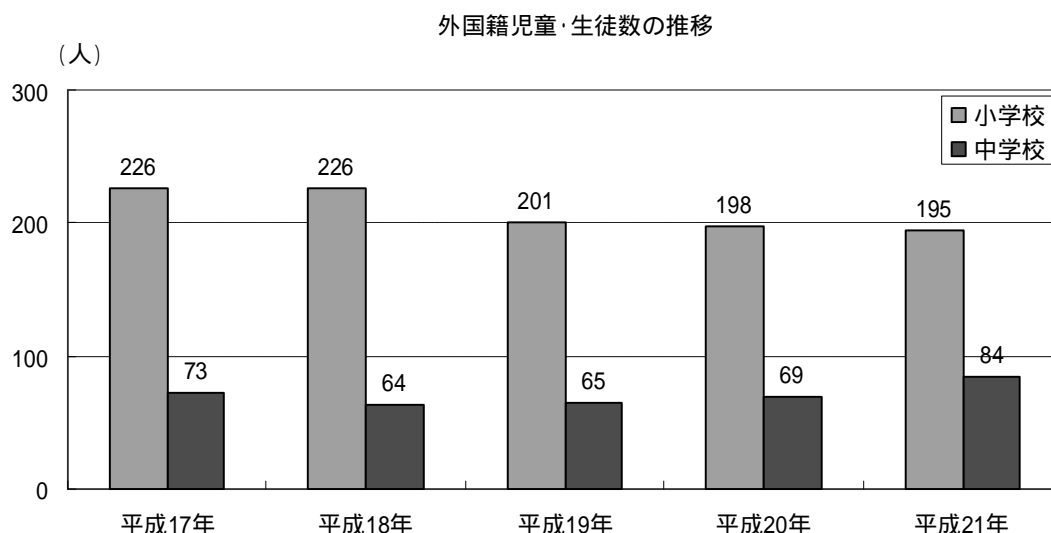
平成 21 年現在の市内小中学校の特別支援学級数は、小学校が 51 学級、中学校が 21 学級でともに増加の傾向にあります。



資料：茨城教育便覧（各年 5 月 1 日現在）

(10) 外国籍児童・生徒の状況

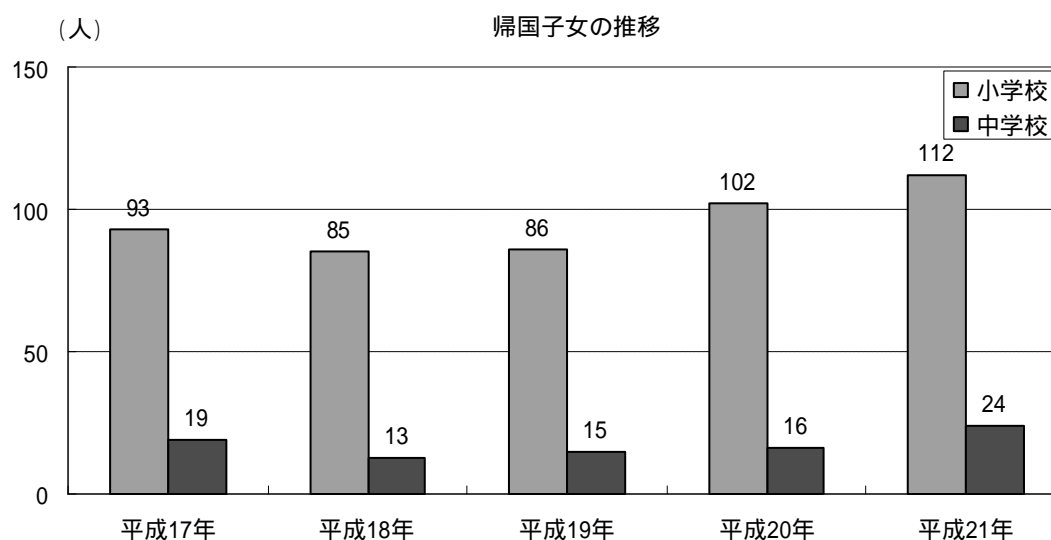
平成 21 年現在の外国籍の児童・生徒数は、小学校児童が 195 人、中学校生徒が 84 人で、小学校児童では微減、中学校生徒ではやや増加の傾向にあります。



資料：つくばの教育概要（各年 2 月 1 日現在）

(11) 帰国子女の状況

平成 21 年現在の帰国子女数は、小学校児童が 112 人、中学校生徒が 24 人で、増加しています。

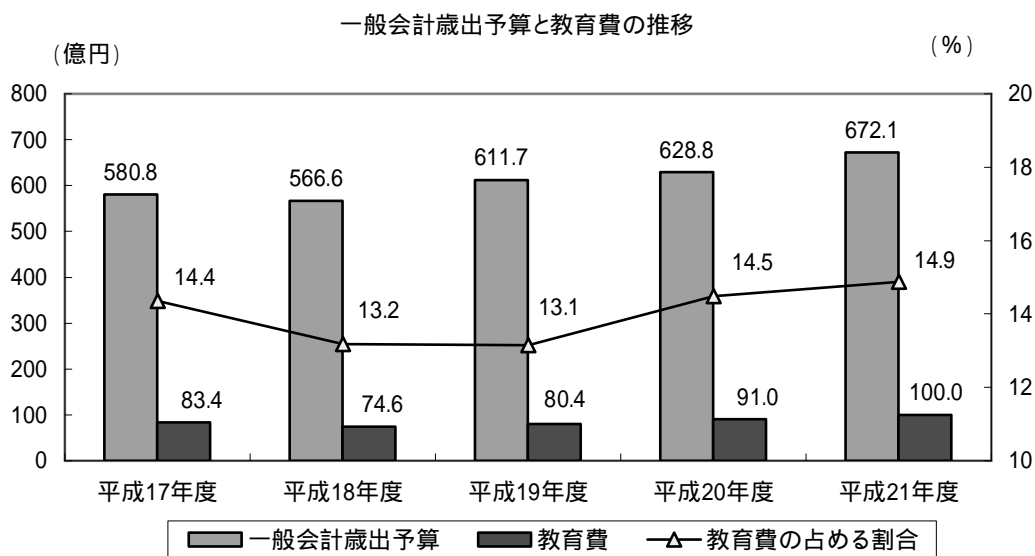


資料：つくばの教育概要（各年 2 月 1 日現在）

(10) 予算関係

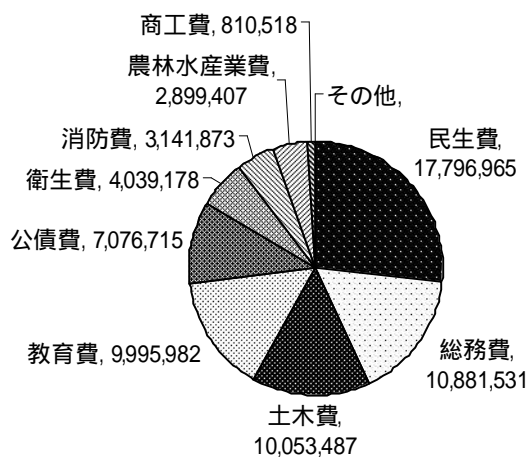
一般会計歳出予算と教育費の推移

平成 21 年度のつくば市の一般会計予算に占める教育費の割合は 14.9%で、教育費は額面、割合ともに増加しています。また、つくば市の一般会計歳出予算の内訳は、民生費が最も多く、次いで総務費、土木費、教育費の順となっています。



資料：つくばの教育概要

平成21年度一般会計歳出予算(単位:千円)



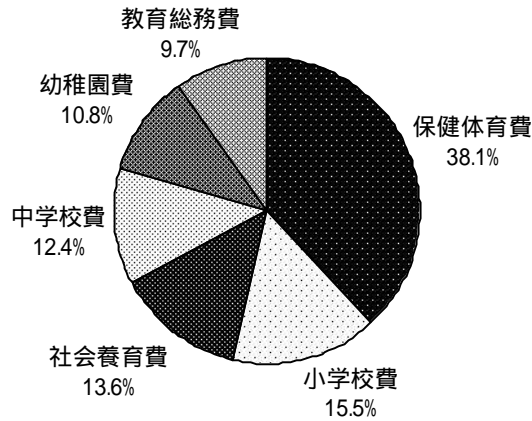
資料：つくばの教育概要

教育費予算の内訳

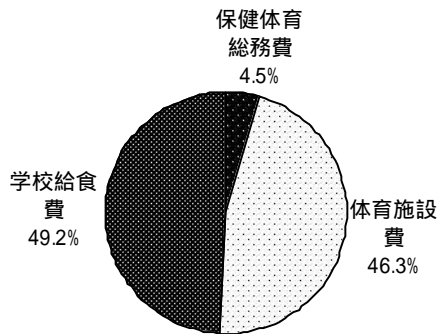
平成21年度の教育費予算の内訳は、保健体育費が38.1%で全体の約4割、次いで小学校費15.5%、社会教育費13.6%、中学校費12.4%の順となっています。

また、全市民が対象の保健体育費と社会教育費の内訳を見ると、保健体育費は学校給食費と体育施設費が大半を占め、社会教育費では公民館費と図書館費の割合が高くなっています。

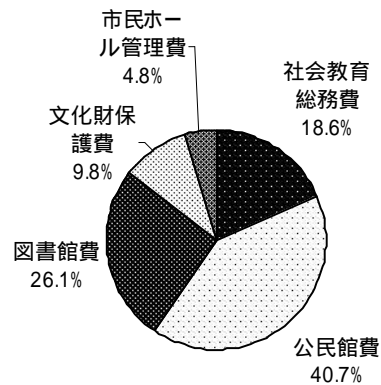
平成21年度教育費予算の内訳



保健体育費の内訳



社会教育費の内訳



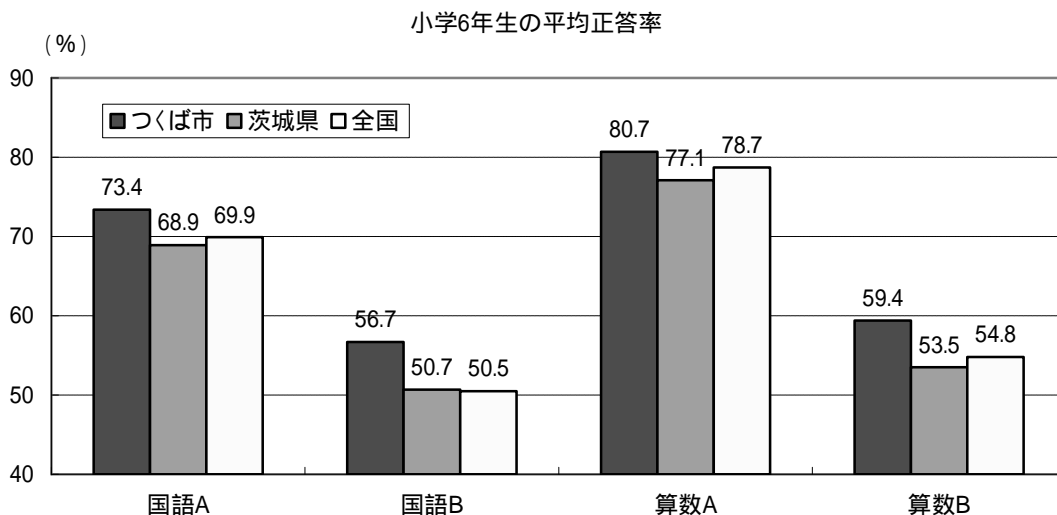
資料：つくばの教育概要

5. 子どもの状況

(1) 児童・生徒の学力

小学生（6年生）の学力の比較

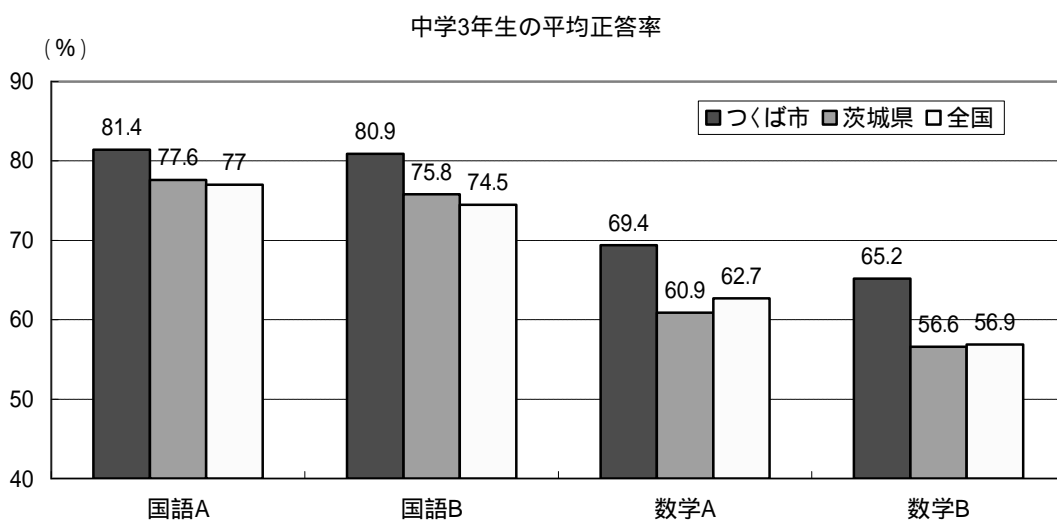
平成21年度実施の、全国学力・学習状況調査の結果では、つくば市の小学6年生の平均正答率は、国語、算数ともに国や県の平均を上回っており、全国的にみてもトップクラスでした。



資料：全国学力・学習状況調査（平成21年度）

中学生（3年生）の学力の比較

平成21年度実施の、全国学力・学習状況調査の結果では、つくば市の中学3年生の平均正答率は、国語、数学ともに国や県の平均を上回っており、全国的にみてもトップクラスでした。

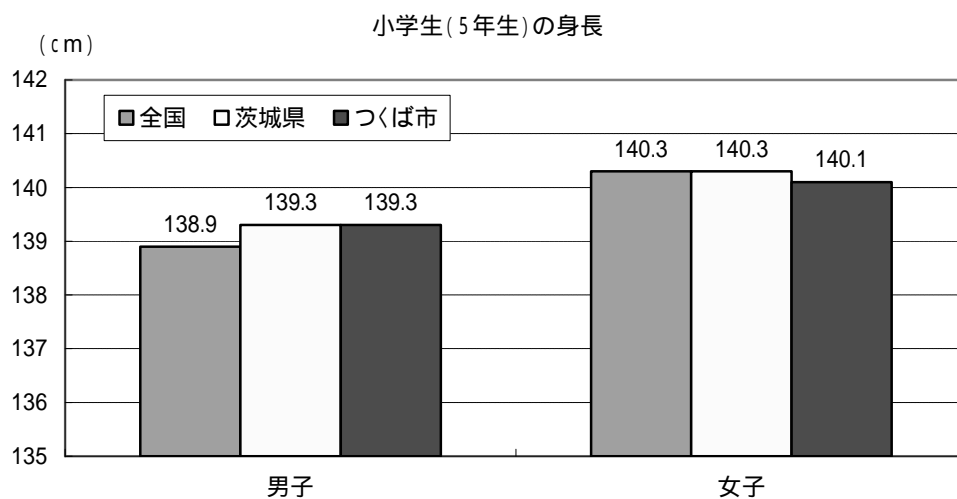


資料：全国学力・学習状況調査（平成21年度）

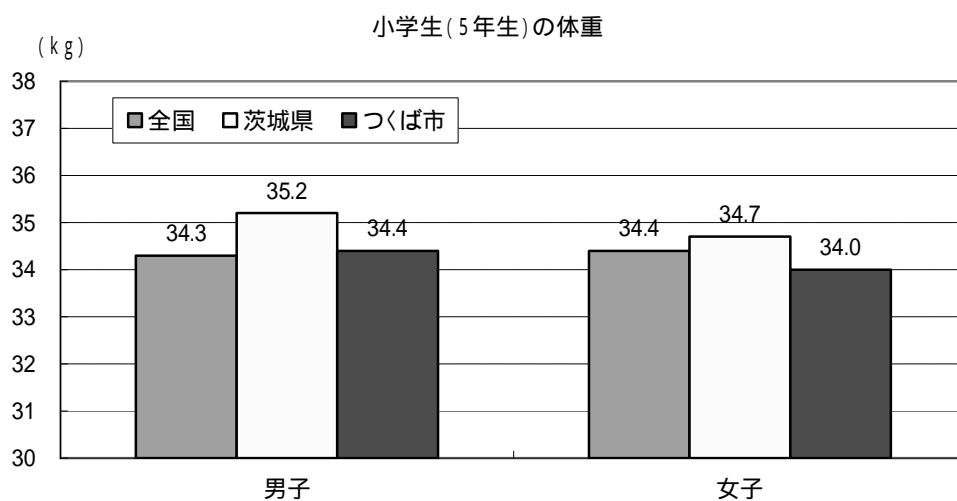
(2) 児童・生徒の体位

小学生(5年生)の体位

つくば市の小学生(5年生)の体位についてみると、身長は、男子は全国平均を上回り、女子は全国及び県の平均をやや下回っています。体重は、男子は全国平均とほぼ等しいものの県の平均を下回り、女子は全国及び県の平均を下回っています。



資料：保健統計調査(平成21年)

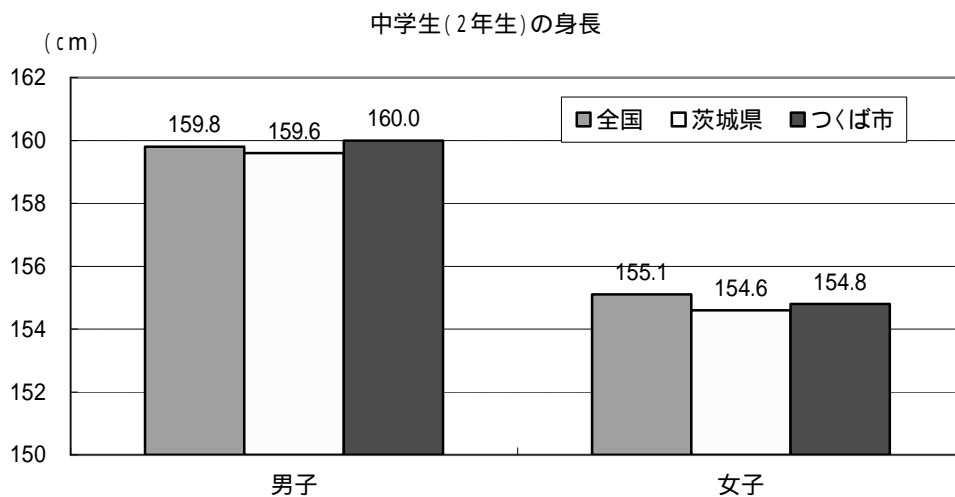


資料：保健統計調査(平成21年)

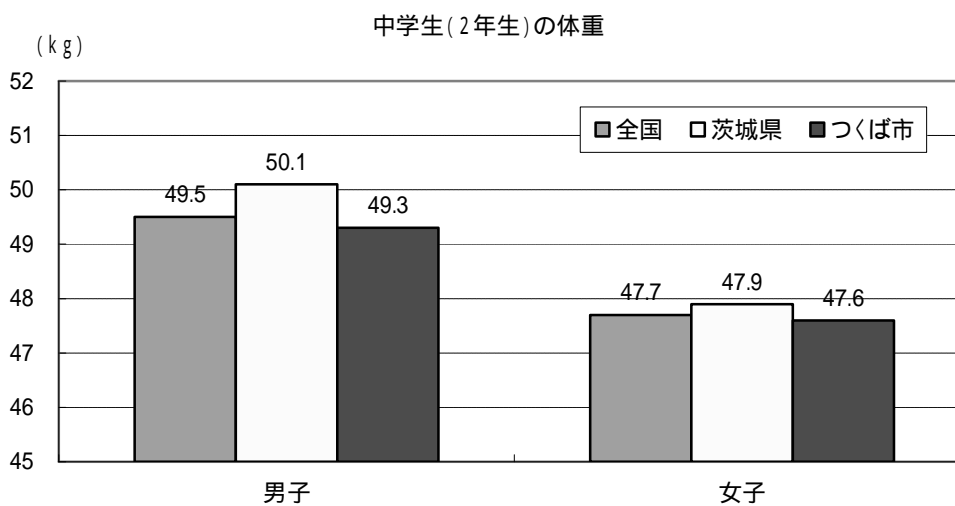
中学生（2年生）の体位

つくば市の小学生（2年生）の体位についてみると、身長は、男子は全国平均及び県の平均を上回り、女子は全国平均を下回りますが県の平均より高くなっています。

体重は、男子は全国及び県の平均を下回り、女子は全国平均にほぼ等しく県の平均を下回っています。



資料：保健統計調査（平成21年）

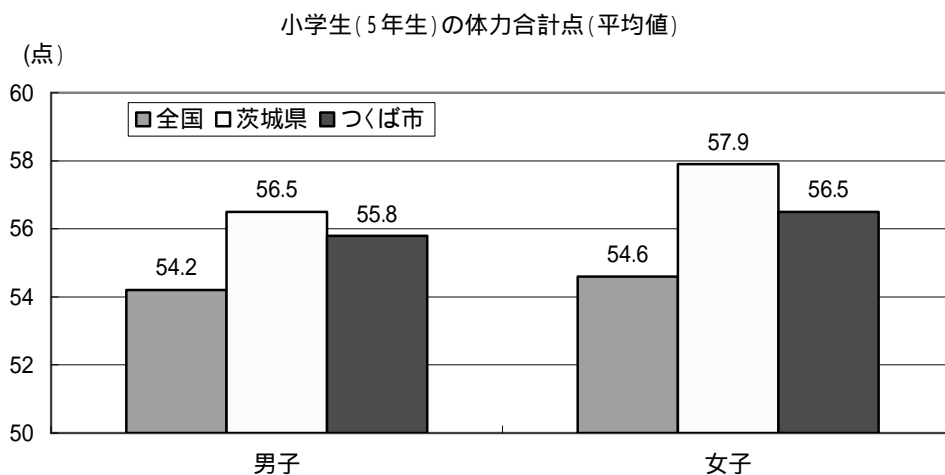


資料：保健統計調査（平成21年）

(3) 児童・生徒の体力

小学生(5年生)の体力

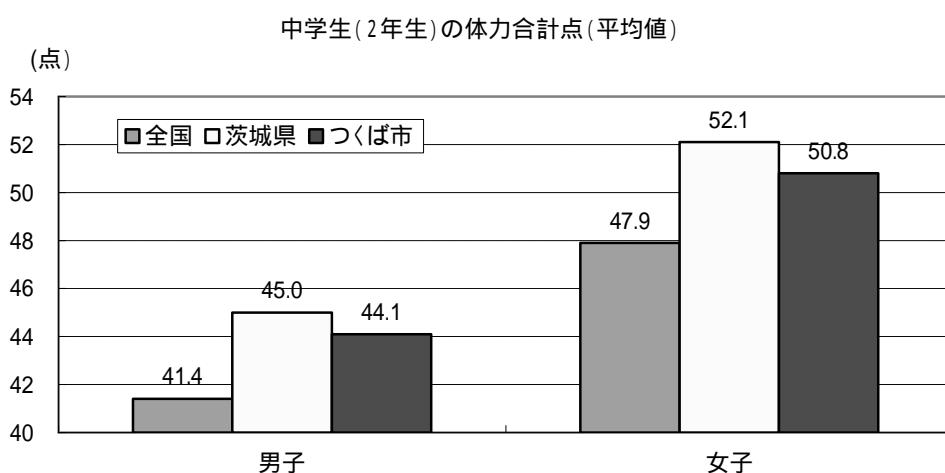
平成21年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査による小学生(5年生)の体力は、つくば市は男女ともに全国平均を上回りますが、県の平均を下回っています。



資料：平成21年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

中学生(2年生)の体力

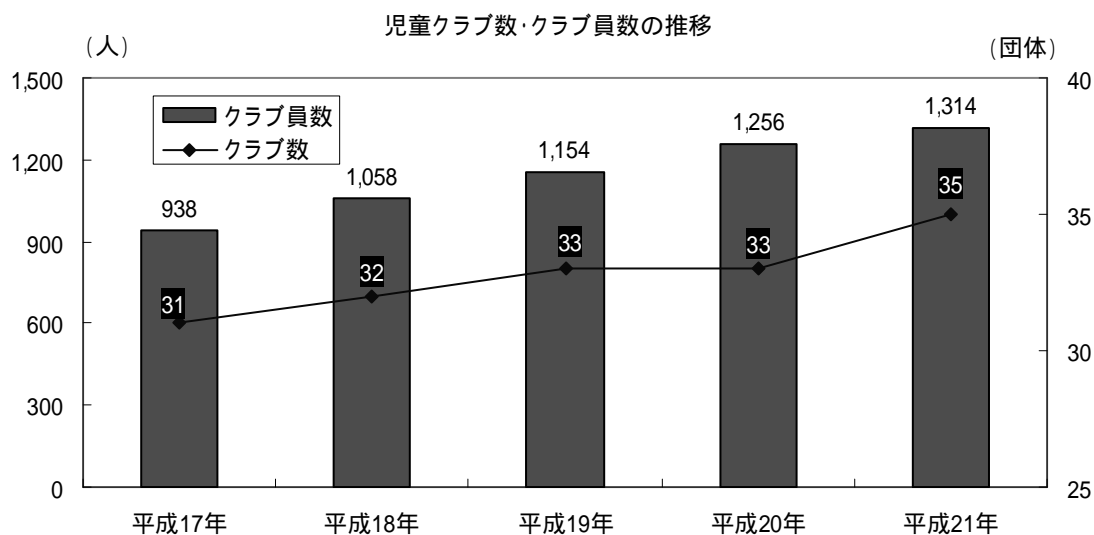
平成21年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査による中学生(2年生)の体力は、つくば市は男女ともに全国平均を上回りますが、県の平均を下回っています。



資料：平成21年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

(4) 児童クラブ数，クラブ員数の推移

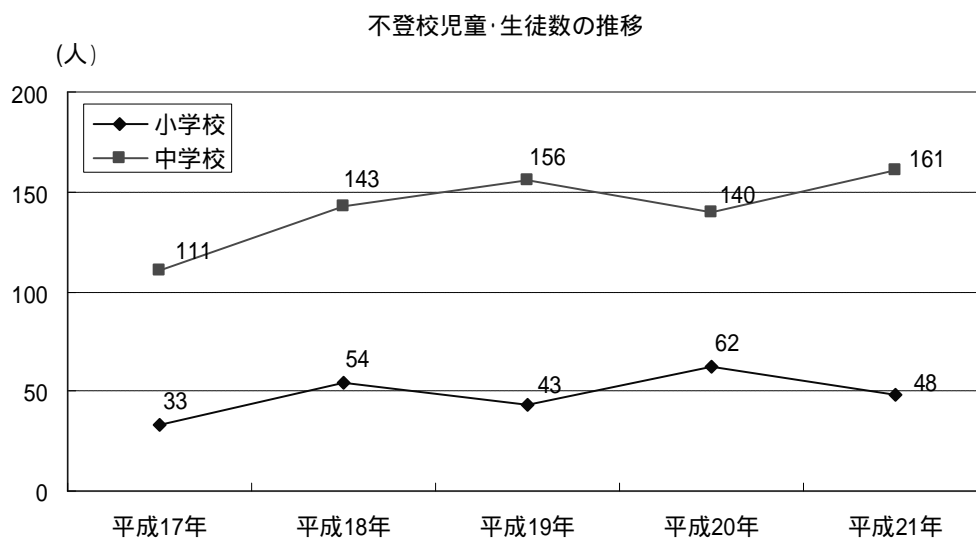
平成21年現在の児童クラブ数は35団体，クラブ員数は1,314人で，いずれも過去最高となっています。



資料：保健福祉部子ども課（各年5月1日現在）

(5) 不登校児童・生徒数の推移

平成21年現在の不登校（年間30日以上欠席）児童・生徒数は，小学校が48人，中学校が161人で，近年増加の傾向にあります。



資料：教育指導課

6. アンケート調査結果の概要

【調査の概要】

調査の目的

「(仮称)つくば市教育振興基本計画」を策定していく上での基礎資料とするとともに、今後のつくば市の教育行政の参考とするため、市内在住の小中学校の教職員、児童生徒とその保護者、一般市民を対象にアンケート調査を実施しました。以下に実施状況と回収結果を示します。

実施状況

種類	教職員	児童生徒	保護者	一般市民
対象	市内小中学校の全教職員	市内小学5年生児童719人,市内中学2年生生徒759人	市内小学5年生の保護者690人,市内中学2年生の保護者749人	市内在住の16歳以上の方2,000人
配布回収	学校を通じて配布・回収		郵送配布郵送回収	
調査期間	平成22年1月6日～1月21日			

回収結果

種類	教職員	児童生徒	保護者	一般市民	計
配布	1,000通	1,478通	1,439通	2,000通	5,917通
回収	991通	1,459通	1,287通	803通	4,540通
回収率	99.1%	98.7%	89.4%	40.2%	76.7%

調査の結果について

グラフ及び表の「n (number of case)」は、標本数(集計対象者総数)を表しています。また、「SA (シングル・アンサー)」は単数回答で、各設問について1つの選択肢のみの回答を示しており、「MA (マルチプル・アンサー)」は複数回答で、各設問に対して複数の選択肢を回答しています。

回答結果の割合(%)は有効標本数(集計対象者総数)に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

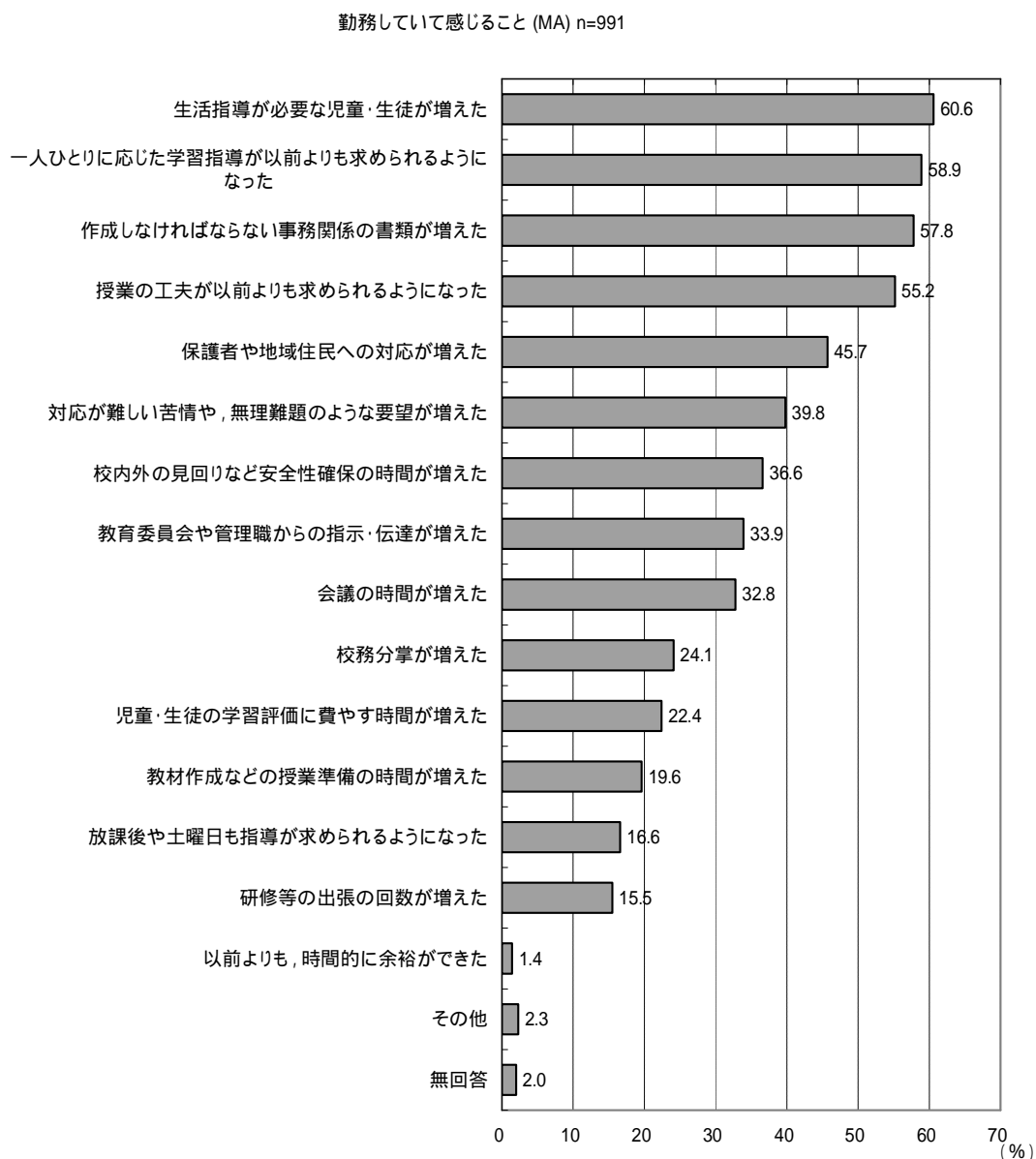
複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

(1) 教職員対象調査

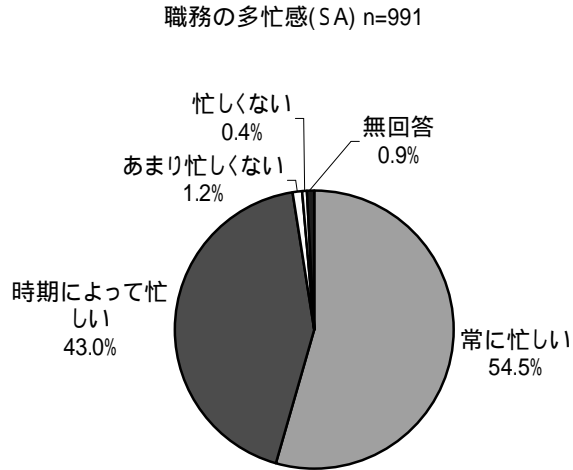
勤務していて感じること

勤務していて感じることは、「生活指導が必要な児童・生徒が増えた」が6割以上と最も多く、次いで「一人ひとりに応じた学習指導が以前よりも求められるようになった」、「作成しなければならない事務関係の書類が増えた」、「授業の工夫が以前よりも求められるようになった」などが5割以上となっています。



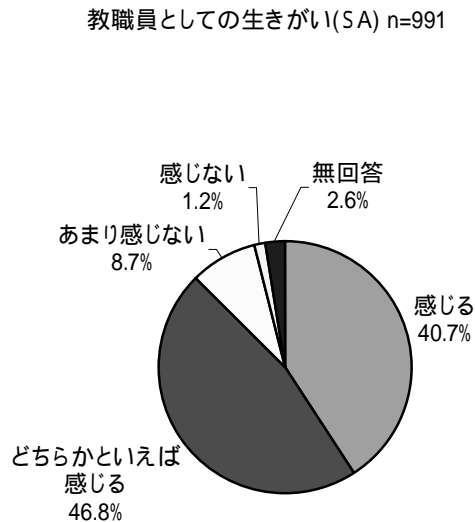
職務の多忙感

職務の多忙感については、「常に忙しい」が54.5%と最も多く、「時期によって忙しい」の43.0%と合わせると、大半が『忙しい』と感じています。



教職員としての生きがい

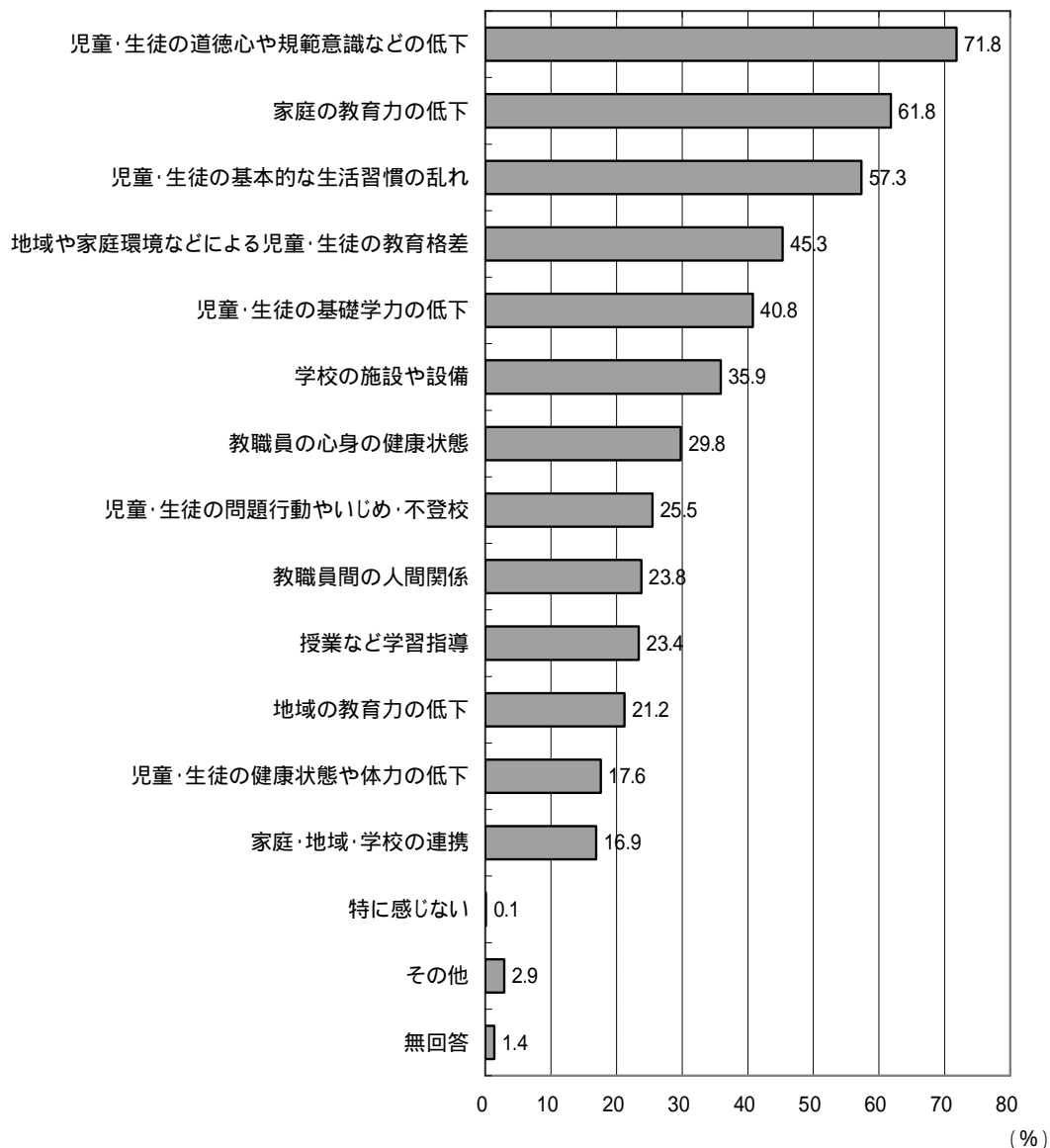
教職員としての生きがいを感じるかについては、「どちらかといえば感じる」が46.8%で、「感じる」の40.7%と合わせると、約9割が『感じる』と回答しています。



職務のなかで課題として感じること

課題と覚ることにについては、「児童・生徒の道徳心や規範意識などの低下」が7割以上と最も多く、次いで「家庭の教育力の低下」、「児童・生徒の基本的な生活習慣の乱れ」となっています。

職務の中で課題として覚ること (MA) n=991

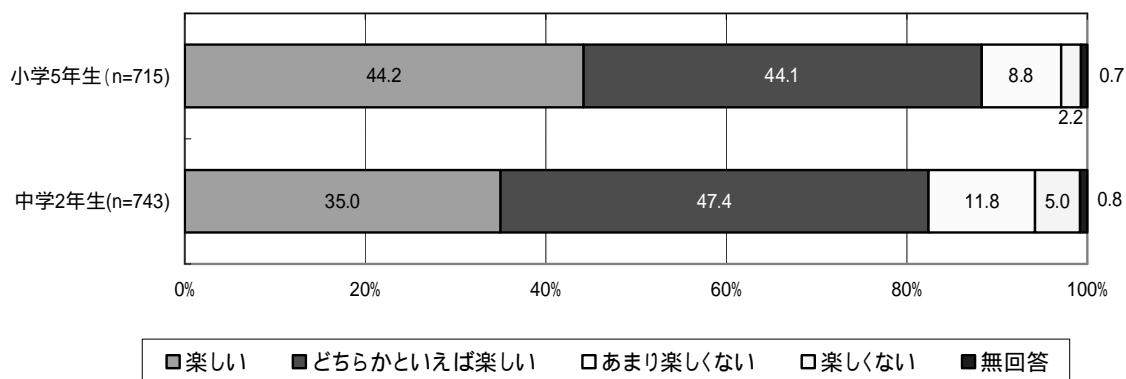


(2) 児童生徒対象調査

学校は楽しいか

学校に通うことについて、「楽しい」または「どちらかといえば楽しい」をあわせて、小学5年生では『楽しい』が88.3%、中学2年生では82.4%となっています。

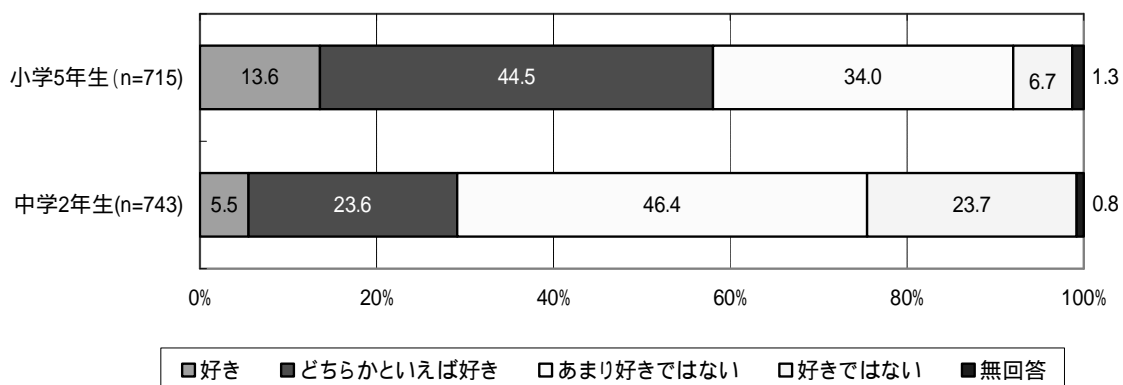
学校が楽しいか(SA)



勉強が好きか

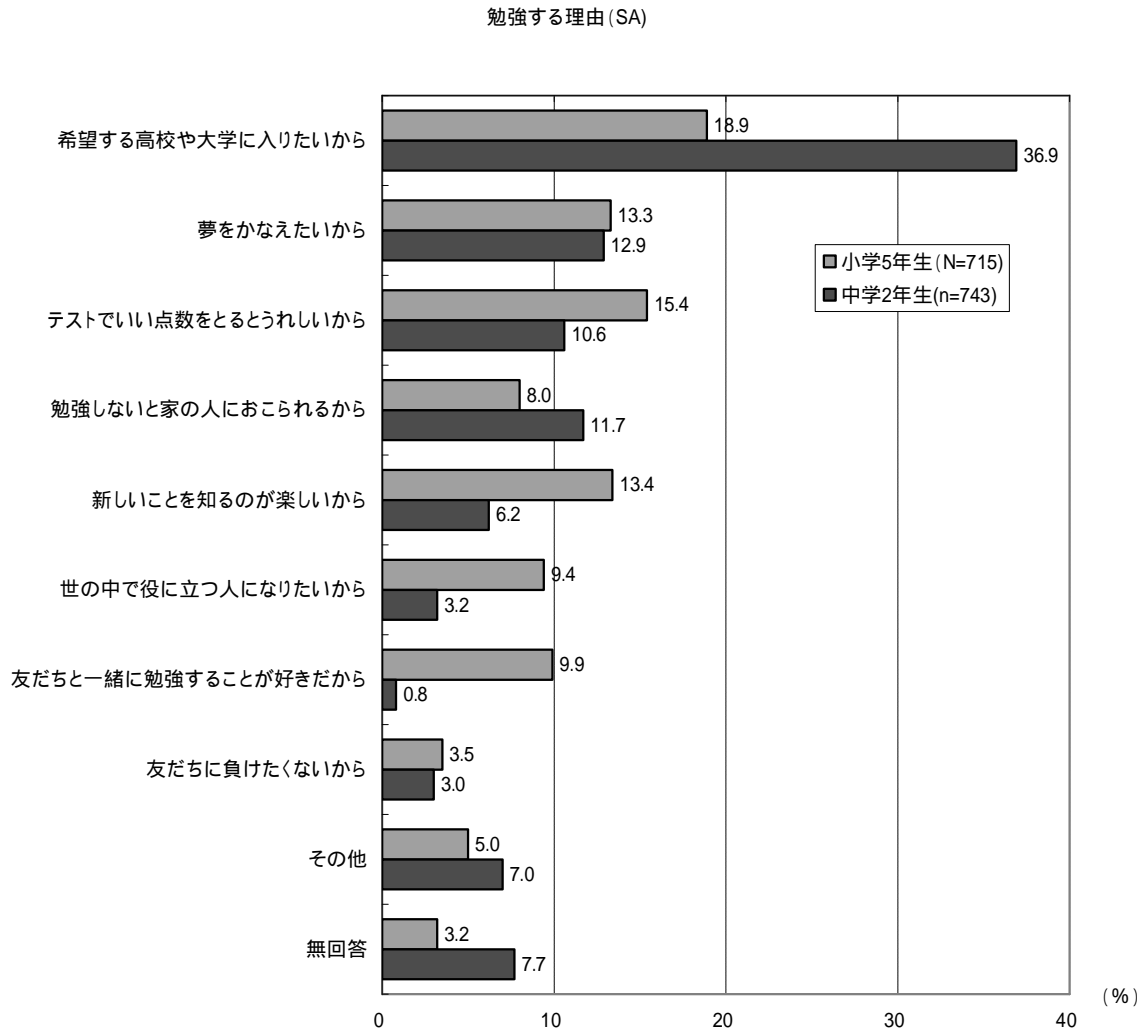
勉強が好きかどうかについては、小学5年生では「好き」が13.6%で、「どちらかといえば好き」をあわせて約6割が『好き』だと回答しています。一方、中学2年生では、『好き』が約3割と半減し、「あまり好きではない」または「好きではない」が約7割を占めています。

勉強が好きか(SA)



勉強する理由

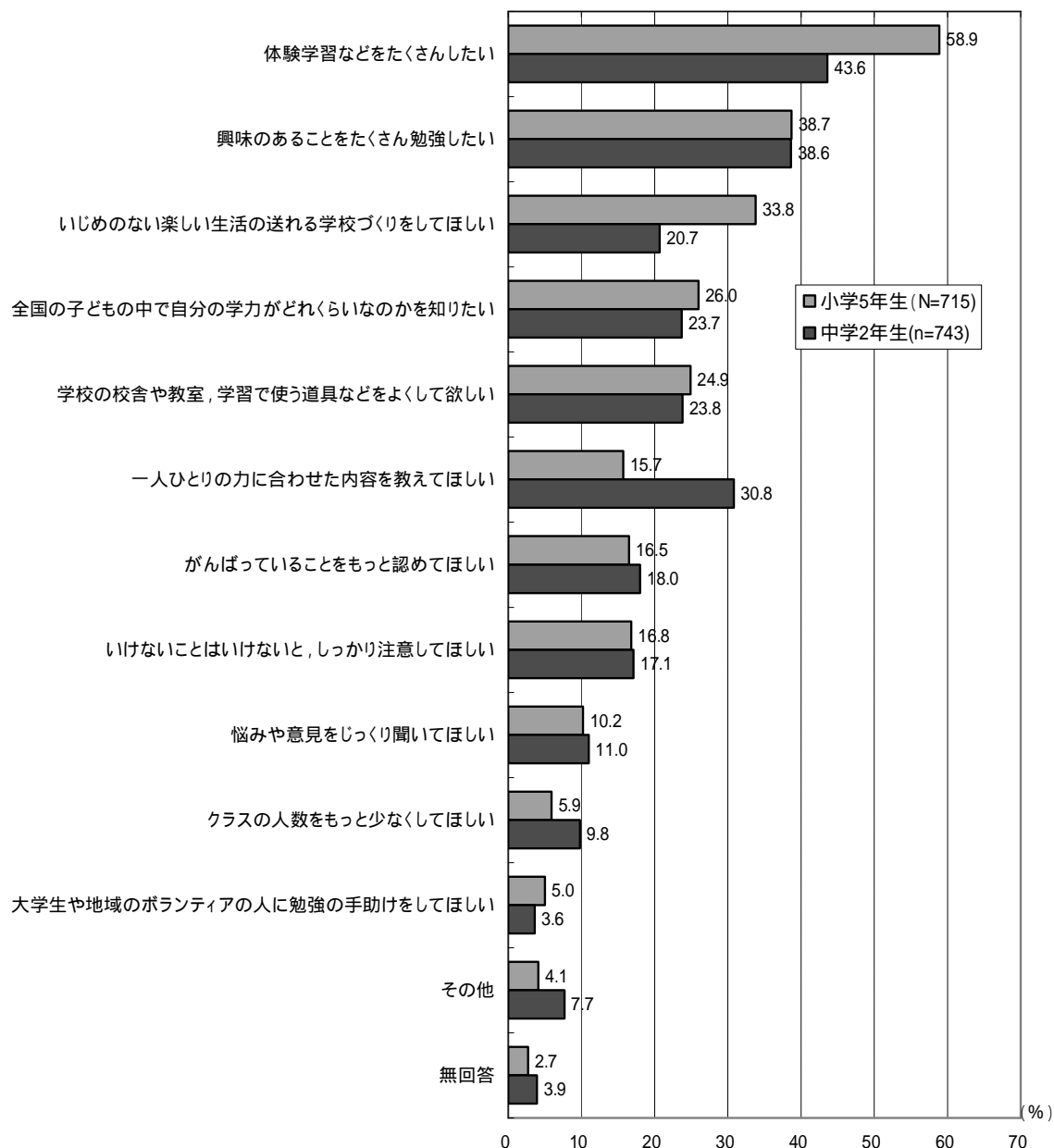
勉強をする理由については、小中学生ともに1位は「希望する高校や大学に入りたいから」ですが、中学2年生では4割近い回答となっています。小学5年生では他に「テストでいい点数をとるとうれしいから」「新しいことを知るのが楽しいから」「夢をかなえたいから」などの回答も多くなっています。



学校や先生に望むこと

学校や先生に望むことについては、小学5年生では「体験学習などをたくさんしたい」が約6割と最も多く、次いで「興味のあることをたくさん勉強したい」、「いじめのない楽しい生活の送れる学校づくりをしてほしい」となっています。また、中学2年生では「一人ひとりの力に合わせた内容を教えてほしい」という割合が高くなっています。

学校や先生に望むこと(MA)

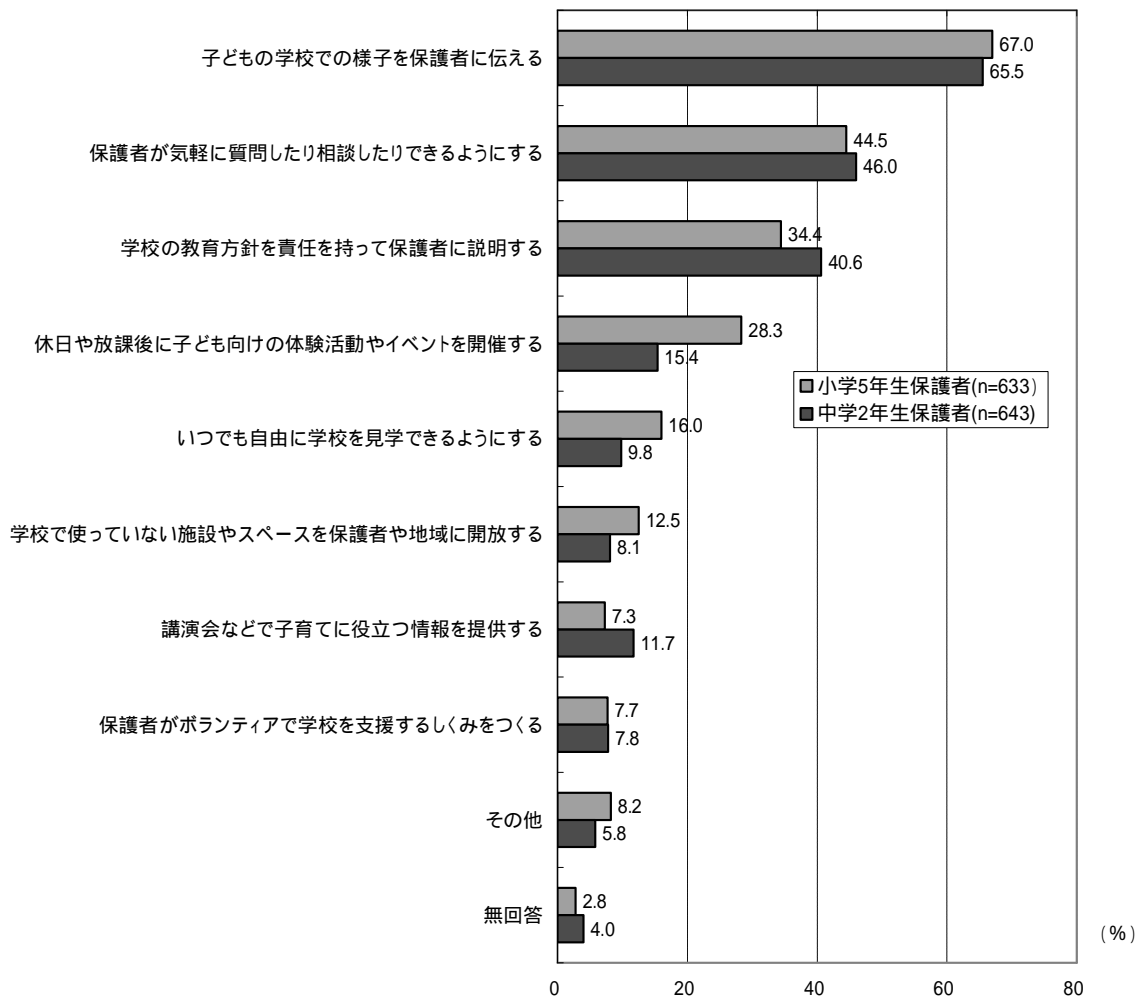


(3) 保護者対象調査

学校に望むこと

学校や学校施設に望むことについては、小中学生の保護者ともに「子どもの学校での様子を保護者に伝える」が6割以上で最も多く、次いで「保護者が気軽に質問したり相談したりできるようにする」、「学校の教育方針を責任を持って保護者に説明する」の順となっています。小学5年生の保護者では、「休日や放課後に子ども向けの体験活動やイベントを開催する」ことへの要望も高くなっています。

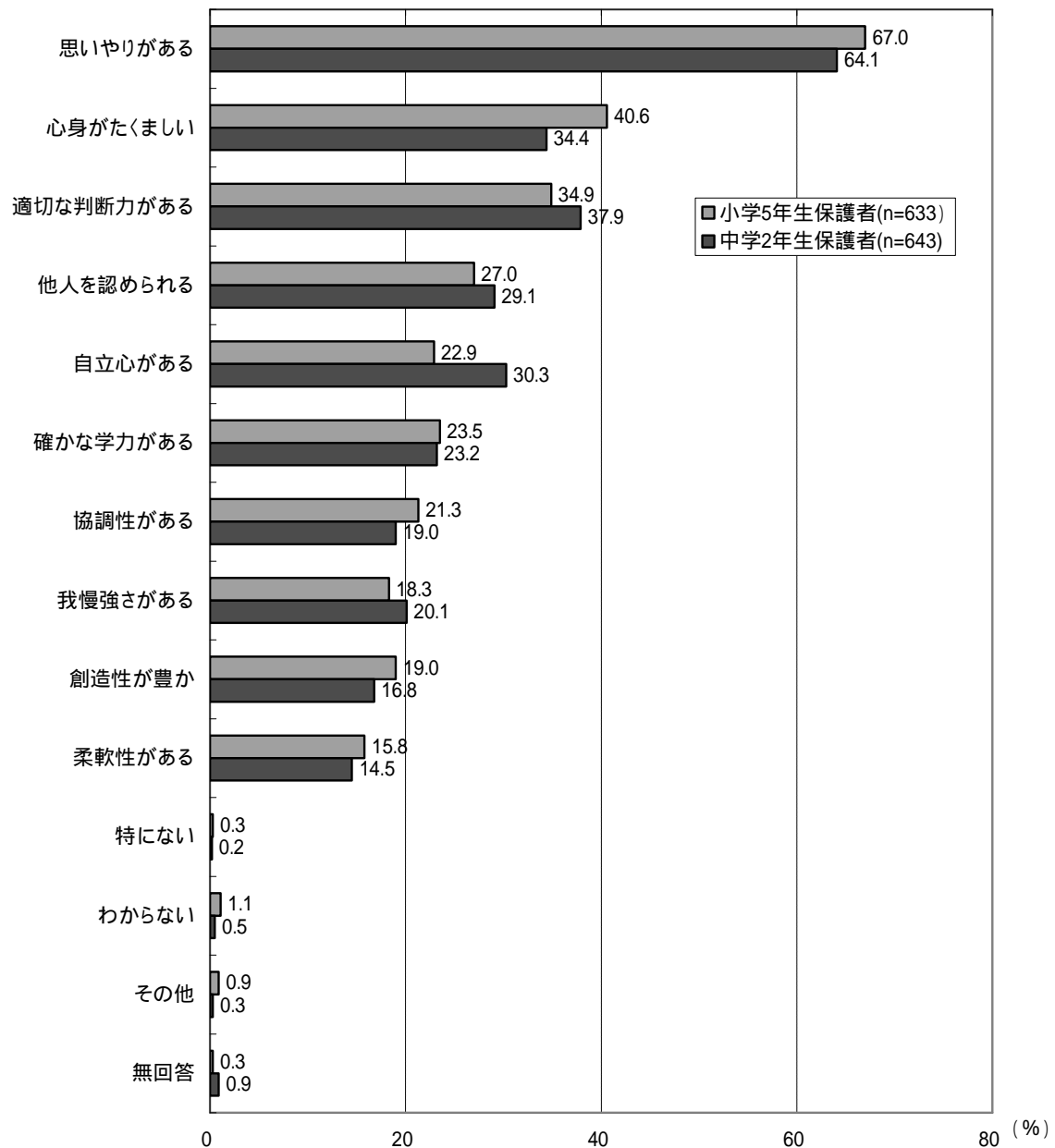
学校に望むこと(MA)



子どもたちに望むこと

保護者が子どもたちに望むことは、小中学生の保護者ともに「思いやりがある」ことが6割以上で特に高くなっており、「心身がたくましい」「適切な判断力がある」「他人を認められる」などが続いています。中学2年生の保護者に関しては、「自立心がある」ことも3割に達しています。

子どもたちに望むこと(MA)

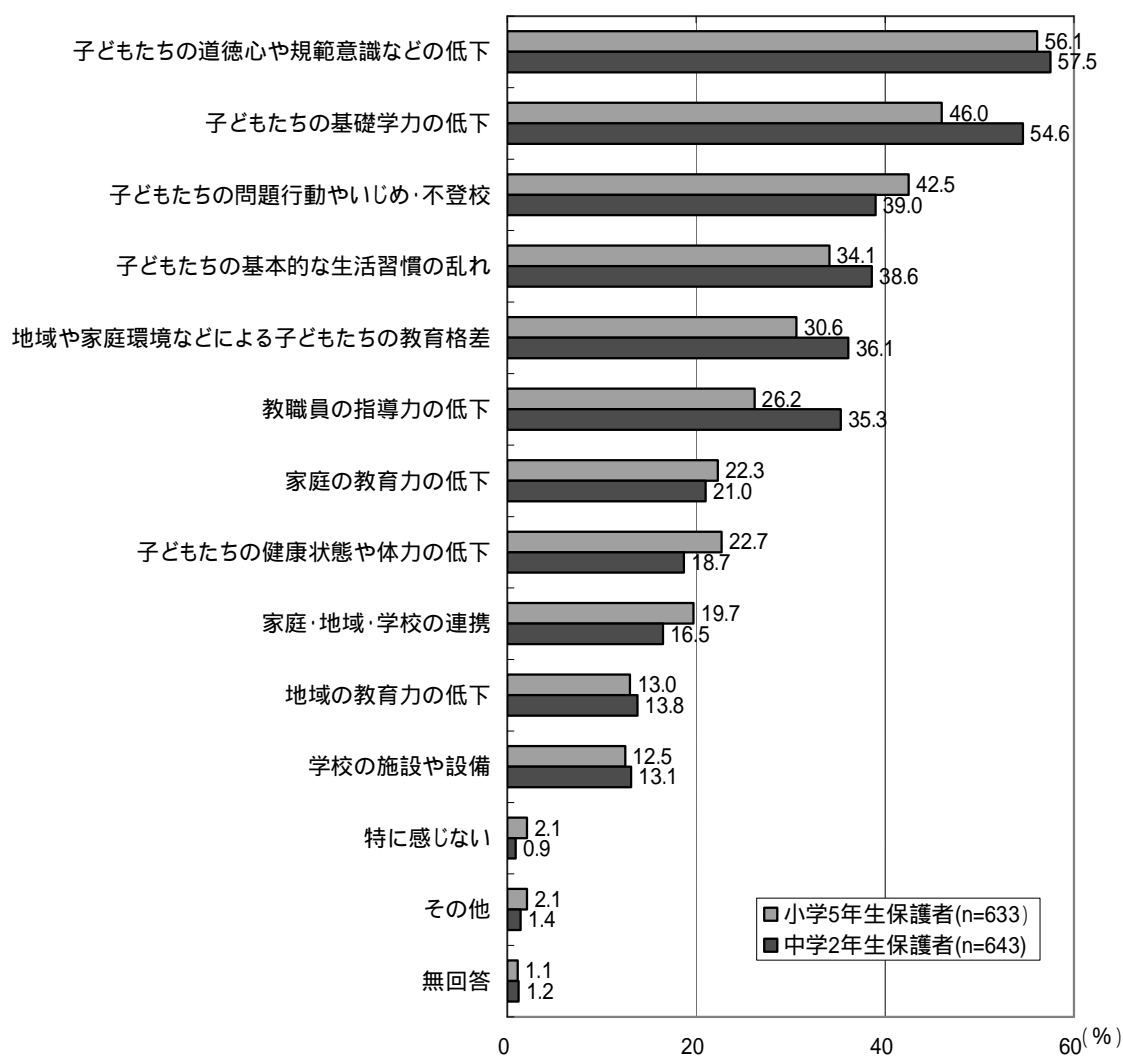


子どもたちや教育の課題と感ずること

子どもたちや教育の課題については、小中学生の保護者ともに「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」が5割以上、次いで「子どもたちの基礎学力の低下」、「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」、「子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ」などが多くなっています。

なお、中学2年生の保護者では「子どもたちの基礎学力の低下」も5割を超え、「教職員の指導力の低下」についても小学5年生の保護者に比べ1割近く高くなっています。

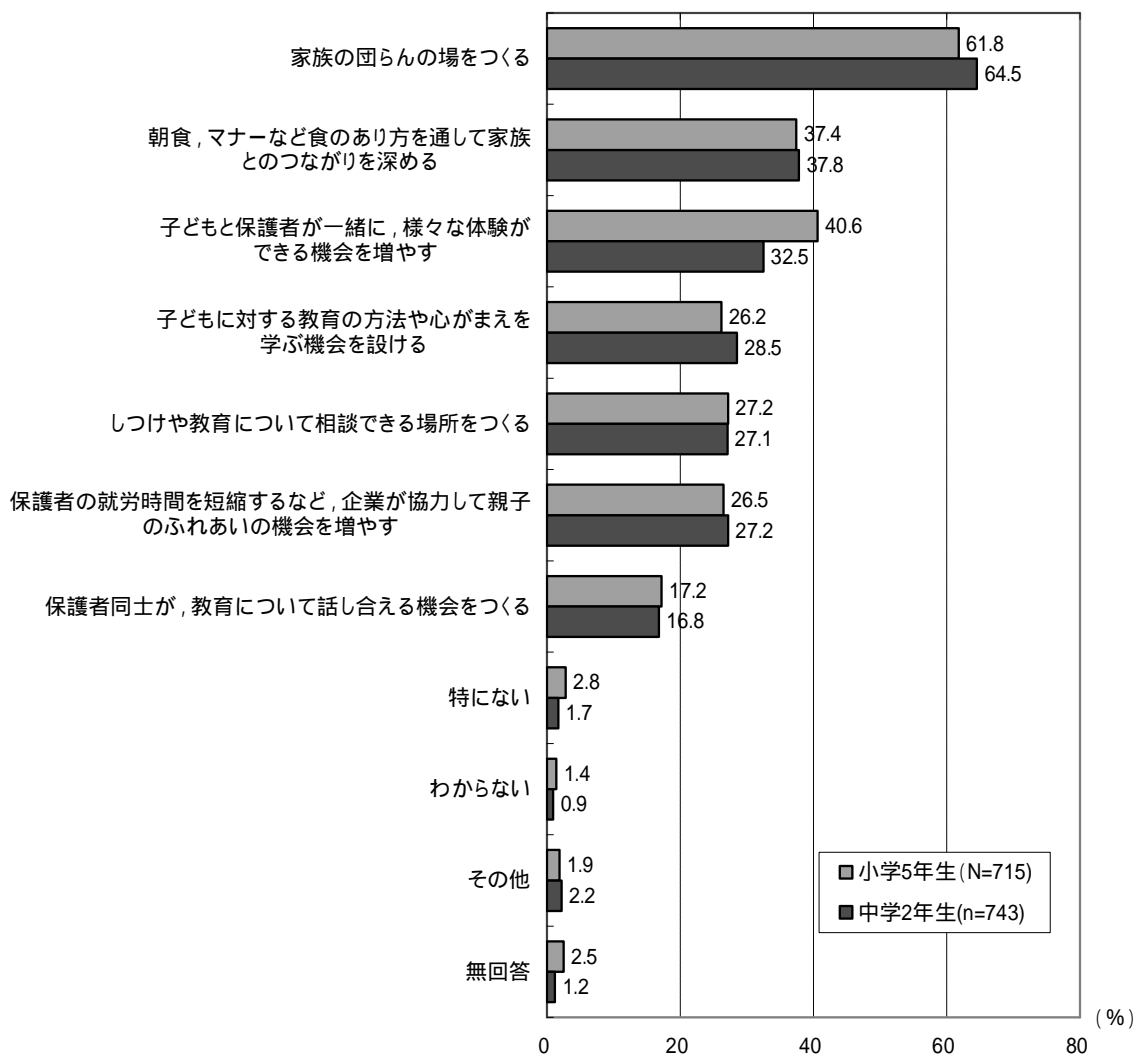
子どもたちや教育の課題と感ずること(MA)



必要な家庭教育の取組

家庭教育に必要な取組については、小中学生の保護者ともに「家族の団らんの場をつくる」が6割以上と最も多く、「朝食、マナーなど食のあり方を通して家族とのつながりを深める」、「子どもと保護者が一緒に、様々な体験ができる機会を増やす」などが続いています。

必要な家庭教育の取り組み(MA)

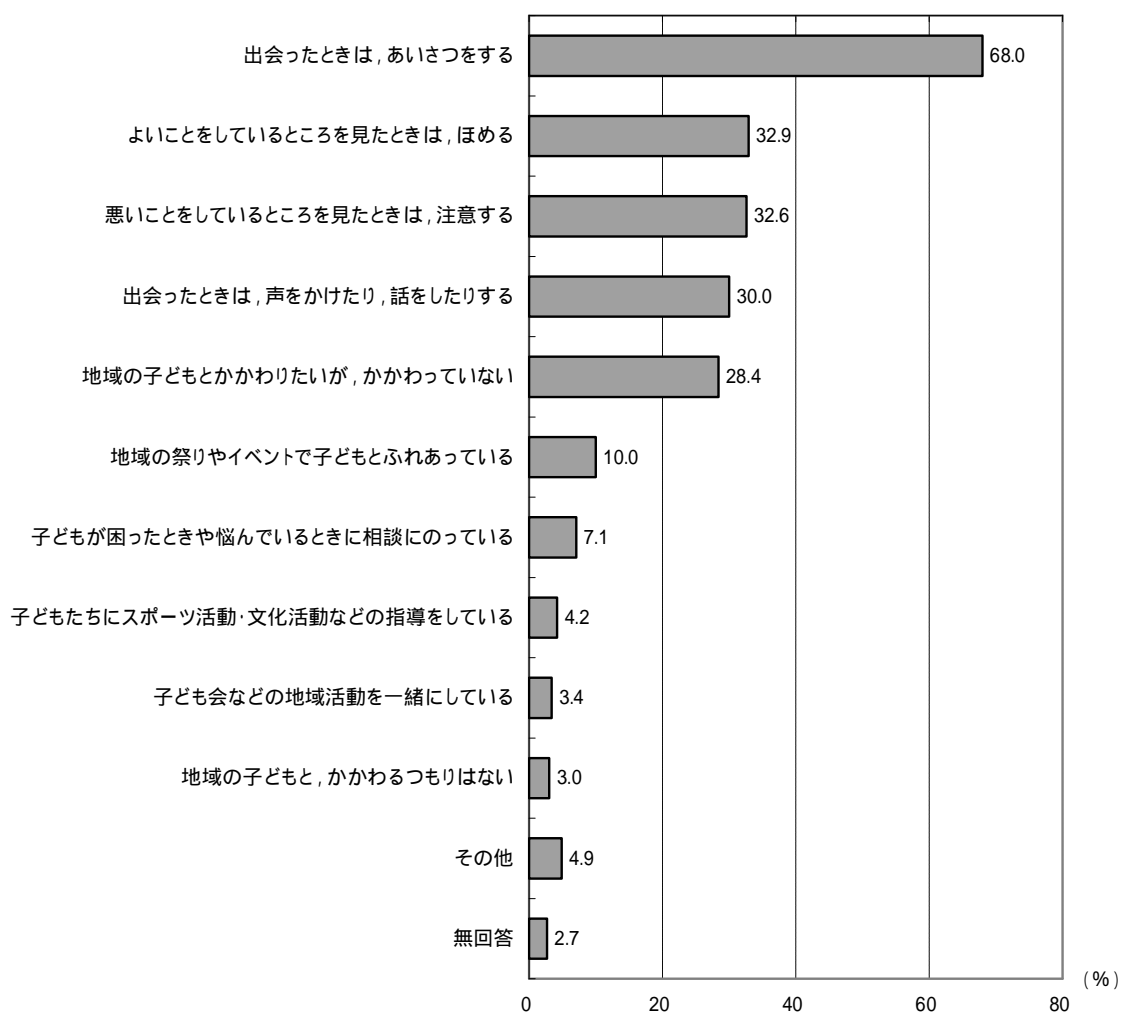


(4) 一般市民対象調査

地域の子どもの接し方

地域の子どもの接し方については、「出会ったときは、あいさつをする」が約7割と最も多く、次いで「よいことをしているところを見たときは、ほめる」、「悪いことをしているところを見たときは、注意する」、「出会ったときは、声をかけたり、話をしたりする」、「地域の子どものかわりたいが、かかわっていない」などが3割前後となっています。

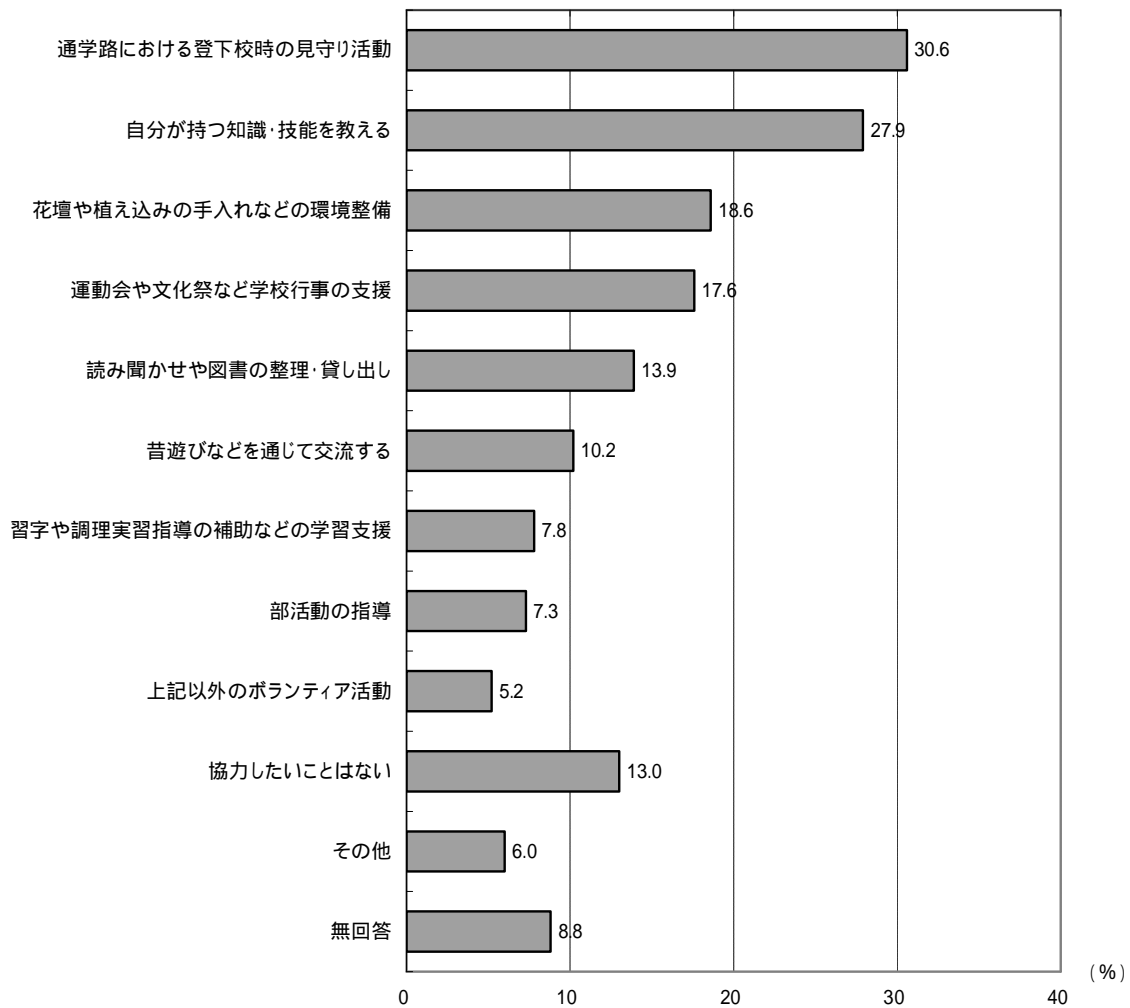
地域の子どもの接し方 (MA) n=803



地域の学校に協力したいこと

今後地域の学校に対して協力したいことについては、「通学路における登下校時の見守り活動」、次いで「自分が持つ知識・技能を教える」が約3割で多く、次いで「花壇や植え込みの手入れなどの環境整備」「運動会や文化祭など学校行事の支援」「読み聞かせや図書の整理・貸し出し」の順となっています。

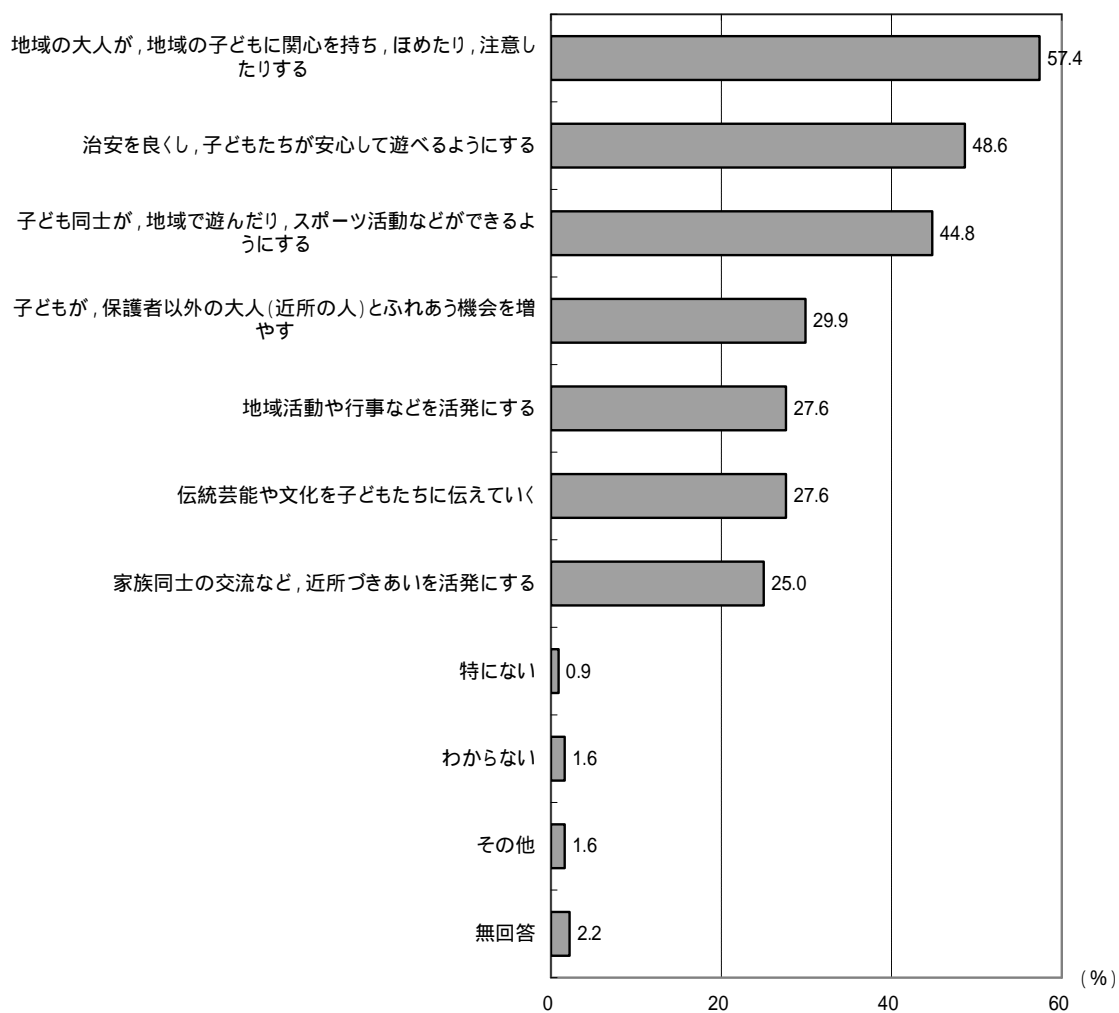
地域の学校に対して協力してみたいこと (MA) n=803



「地域の教育力」を高めるために必要な取組

「地域の教育力」を高めるために必要な取組については、「地域の大人が、地域の子どもに関心を持ち、ほめたり、注意したりする」が5割以上で最も多く、次いで「治安を良くし、子どもたちが安心して遊べるようにする」、「子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができるようにする」が4割を超えています。

「地域の教育力」を高めるために必要な取り組み (MA) n=803

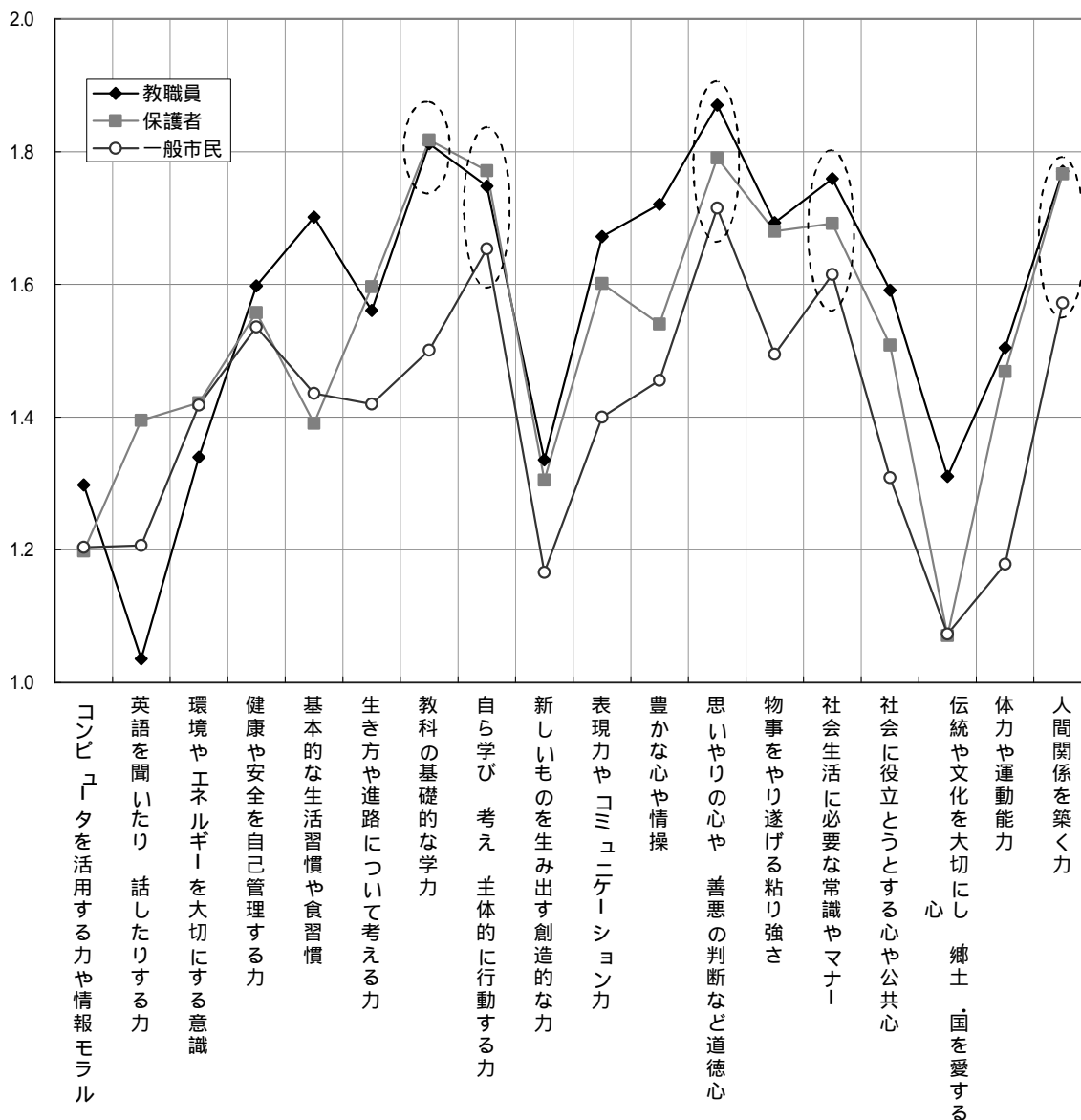


(5) 教職員，保護者，一般市民の比較

身に付けたり，育てたりすることが重要だと思うもの

身に付けたり，育てたりすることが重要だと思うものについて，加重平均によって点数化し各調査の比較を行ったところ，「思いやりの心や，善悪の判断などの道德心」「自ら学び，考え，主体的に行動する力」「社会生活に必要な常識やマナー」「人間関係を築く力」などでは教職員，保護者，一般のいずれも高く，「教科の基礎的な学力」については教職員と保護者で高いという結果になっています。

身につけたり，育てたりすることが重要と思うもの(MA)

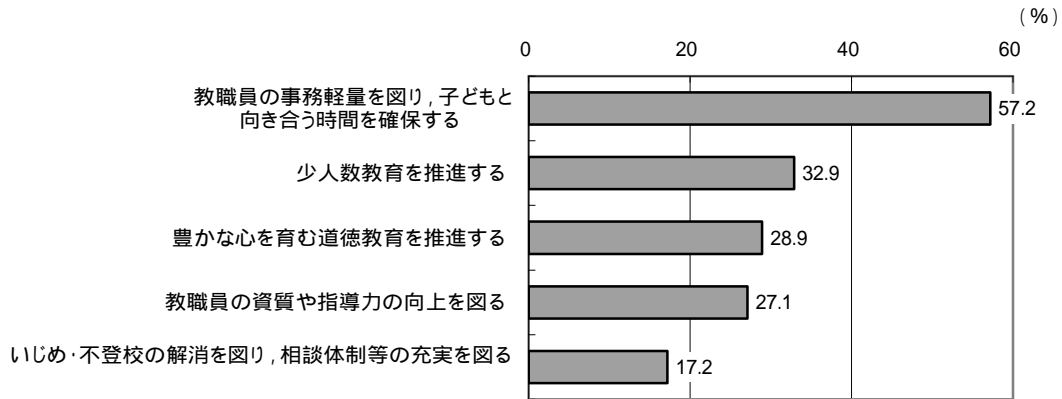


〔点数が高いほど，重要であると感じており，点数が低いほど重要でないと感じている〕

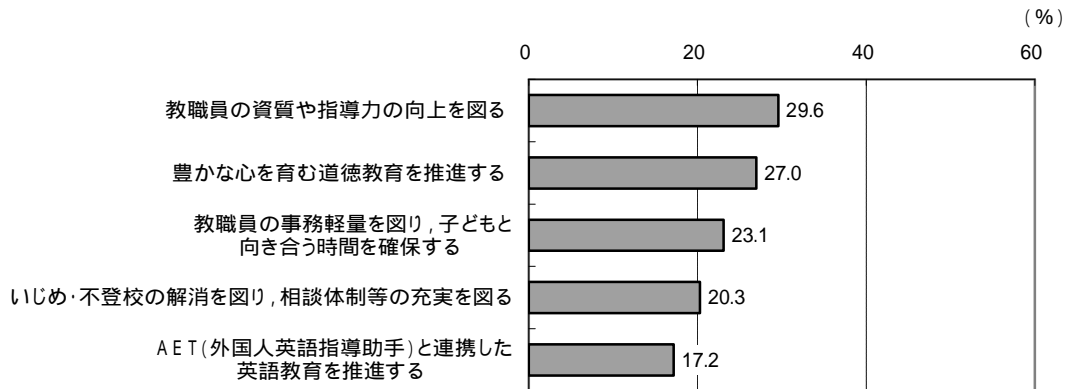
特に必要だと思う施策

特に必要だと思う施策について、教職員は「教職員の事務軽量を図り、子どもと向き合う時間を確保する」、保護者は「教職員の資質や指導力の向上を図る」、一般では「豊かな心を育む道德教育を推進する」がそれぞれ第一位となっています。

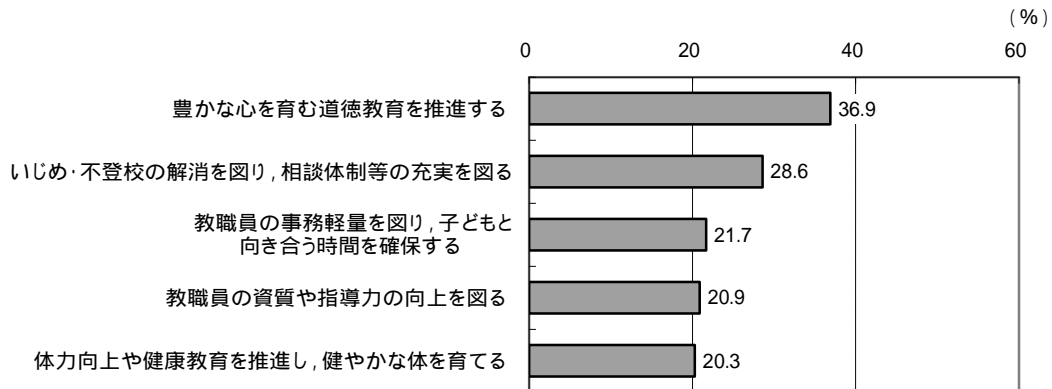
特に必要だと思う施策 (MA) 教職員 n=991



保護者 n=1,287



一般 n=803



〔各調査について、それぞれ上位5項目を記載〕

**つくば市教育振興基本計画
(つくば市教育振興プラン)**

～教育日本～を目指して～

(平成 23 年度～平成 27 年度)

発行：つくば市教育委員会

編集：つくば市教育委員会事務局 教育総務課

〒305-8555 茨城県つくば市苅間 2530 番地 2

(研究学園 D32 街区 2 画地)

TEL 029-883-1111 (代表)

FAX 029-868-7608

